

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
京都情報大学院大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 社会連携	79
V. 特記事項	85
VI. 法令等の遵守状況一覧	86
VII. エビデンス集一覧	100
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学は、「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する。」を建学の理念に掲げ、平成 16（2004）年 4 月に開学した日本最初の IT 専門職大学院である。

2. 使命・目的

本学の使命・目的は、建学の精神・大学の基本理念に基づき、設立に際して、掲げたものを踏襲している。時代の経過とともに、技術進歩と、社会情勢の変化などを考慮して、平成 29（2017）年に語句の表現を一部変更したが、設立当初の内容を基本的に堅持している。

IT 社会の高度かつ多様な人材ニーズに応え、さらに、ユビキタス時代のビジョンにおいて、従来以上の高度な技術、幅広い知識と国際性を有した高度な IT プロフェッショナルズを供給することを通じて、高度情報化社会の実現と経済発展に貢献する。

情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等を教授し、以って高度専門職業人の養成を目的とする。

3. 大学の個性・特色

本学では、産業界のニーズに即した教育を進めるために、カリキュラムおよびコースデザイン、インストラクショナル・デザインを、組織内外の専門家のアドバイスを得て策定している。IT（ICT）とマネジメントのスキルを備えた人材を育成するために、IT 系のみならず、経営・経済系などのビジネス関連科目も多く履修できるように配慮することで、学生は、個々のバックグラウンドに応じて情報系・経営系の科目をバランスよく学べるように構成している。広範な IT 知識の中で、特定の領域に向けた専門的かつ幅広い知識を獲得するために 8 つの専門分野と産業科目群を設けていることから、それらの組み合わせによって自由度の高い、多様な学びのメニューが設けられている。教育方式については、e ラーニングと対面授業の併用による効果的な教育方式を採用することで、学生が場所やツールにとらわれることなく、授業を受けられる体制を確立している。

また、本学では、英語による講義のみを受講することによって本学の課程を修了し、修士の学位を取得できるよう、英語で講義できる教員を多数任用している。様々な国からの学生が在学していることから、国際的な環境の中、海外の文化に接する機会も数多くあり、国際人の養成にも寄与している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

京都情報大学院大学は、60年以上にわたって産業界のニーズに応え情報処理技術者を育成してきた日本最初のコンピュータ教育機関「京都コンピュータ学院」の伝統と実績を継承している。

- 2003 「京都情報大学院大学」の開学を宣言。
- 2004 文部科学省より、IT専門職大学院として国内第一号の認可を受け、応用情報技術研究科ウェブビジネス技術専攻を設置。初代学長に萩原宏博士が就任。
AIS (Association for Information Systems:情報システム学会) 日本支部 (NAIS) 事務局を京都情報大学院大学内に開設。
- 2006 文部科学省サイバーキャンパス整備事業選定(日韓サイバーキャンパスの構築)。
ウェブビジネス技術コース、ウェブシステム開発コースを設置。
- 2008 第二代学長に長谷川利治博士が就任。
- 2010 第三代学長に茨木俊秀博士が就任。
- 2012 札幌サテライト、東京サテライトを開設。
コンテンツビジネスコースを新設。
京都情報大学院大学が地理的名称トップレベルドメイン「.kyoto」の管理運営事業者に内定。
- 2013 京都マンガ・アニメ学会設立。
- 2014 京都情報大学院大学「サイバー京都研究所」が京都府より「KICK研究活用計画」第1号に認定。
- 2015 地理的名称トップレベルドメイン「.kyoto」運用開始。
京都情報大学院大学サイバー京都研究所を「けいはんなオープンイノベーションセンター」(KICK)に開設。
- 2016 「.kyoto」の一般登録開始。
本学が中心となり日本応用情報学会 (NAIS) を設立。
次世代産業コースを新設。
- 2017 日本ユニシス株式会社(現 BIPROGY 株式会社)と共同で「未来環境ラボ」を開設。
メディアコラボレーションコースを新設。
- 2018 カリキュラム体系を大幅に刷新。
- 2022 京都本校百万遍キャンパス新校舎完成。
- 2023 第四代学長に富田眞治博士が就任。
京都情報大学院大学創立 20 周年。

2. 本学の現況

- ・ 大学名： 京都情報大学院大学
- ・ 所在地： 京都府京都市左京区田中門前町7番地
- ・ 学部構成： 専門職学位課程

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
応用情報技術研究科	ウェブビジネス技術専攻	880	1580

- ・ 学生数、教員数、職員数（令和6（2024）年5月1日現在）

(1) 学生数

研究科名	専攻名	1年	2年	合計
応用情報技術研究科	ウェブビジネス技術専攻	1,202	962	2,164

(2) 教員数

教授	准教授	講師	助教	助手	合計
85	13	12	54	0	164

(3) 職員数

専任	兼任	合計
26	20	46

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する」を建学の理念とする。【資料 1-1-1】

「本学の使命・目的」は、以下のように明確に定められている。【資料 1-1-2】

「IT 社会の高度かつ多様な人材ニーズに応え、さらに、ユビキタス時代のビジョンにおいて、従来以上の高度な技術、幅広い知識と国際性を有した高度な IT プロフェッショナルズを供給することを通じて、高度情報化社会の実現と経済発展に貢献する。情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等を教授し、以って高度専門職業人の養成を目的とする。」

本学の「教育目的」は学則第 2 条（目的）において、以下のように定義されている。

「本学大学院は、情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等を教授し、以って高度専門職業人の養成を目的とする。」また、応用情報技術研究科 ウェブビジネス技術専攻の教育目的は学則第 5 条 2 項に、以下のように定義されている。【資料 1-1-3】

「本専攻は、情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等の教授・研究を通じ、広い視野に立った基礎的思考能力と専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要な高度の技術能力を備えた、高度専門職業人の養成を目的とする。」

（以下、原則として「ウェブビジネス技術専攻の教育目的」も含めて、「本学の使命・目的および教育目的」という）

以上のように、本学の使命・目的および教育目的は、意味・内容が具体的であり、明確で、かつ簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性

を持った応用情報技術専門家を育成する」を建学の理念として開学した。【資料 1-1-1】

IT 関連技術は、今や社会のあらゆる分野で使われており、IT 人材の育成に向けての社会的ニーズは今なお高く、高度な IT 人材不足の解消が産業界を中心に叫ばれている。こうした社会的課題に対処すべく開学したことが本学の大きな特色である。

IT 分野の人材育成においては、社会のニーズを踏まえた実践的な内容の教育と従来の学問分野の枠を超えた学際的なアプローチが必須であるが、本学では教育カリキュラム・教育組織体制において、高度な IT 人材になるために必須の知識・技術を実践的に修得できるように、従来の学問分野の垣根を超えた工夫がなされており、極めて個性的なものであると言える。

こうした本学の特色や個性については、本学の使命・目的および教育目的において反映され、明示されている。【資料 1-1-2】

1-1-④ 変化への対応

社会情勢の変化を鑑みて使命・目的の変更を検討し、平成 29 (2017) 年度より、「来るべきユビキタス時代」を「ユビキタス時代」に、「日本の高度情報化社会の実現と経済再生に貢献する」を「高度情報化社会の実現と経済発展に貢献する」に変更した。本学の使命・目的については、今後とも時代の変化に対応して随時検証することとしているが、平成 29 (2017) 年度の変更以来、変更はしていない。

【資料 1-1-1】 本学ウェブサイト建学の理念と設置の趣旨
http://www.kcg.edu/school_info/philosophy.html

【資料 1-1-2】 本学ウェブサイト本学の使命・目的
http://www.kcg.edu/school_info/misson.html

【資料 1-1-3】 京都情報大学院大学学則 P1

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的および教育目的は決して時代の流れと無縁のものではないので、時代の変化に即して具体性・明確性に配慮しつつ、必要な場合には見直しを図る。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学校法人京都情報学園におかれている理事会には、本学からも学長が理事として、評議員会には、副学長、事務局長らが評議員として参加しており、審議の過程で十分な説明や報告の機会が確保されており、役員の理解と支持を得たうえで、議決がなされている。理事会での決議結果については、理事長教育諮問会議、大学院委員会、教職員が参加する全体会議等で適宜報告され、教職員の理解と支持を得ている。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的および教育目的の教職員への周知については、SD (Staff Development)・FD (Faculty Development) として、教職員が参加する「全体会議」において建学の理念・教育目的を確認して平素より周知徹底を図っている。【資料 1-2-2】

本学の建学の理念や使命・目的および本学学則抄（本学および専門職学位課程の教育目的が明示されている）が掲載された学生便覧については、学生および教職員はポータルサイトでいつでも閲覧できるようになっている。紙媒体を希望する教職員においては、配布もしている。また、新入生を対象として、新入生オリエンテーションを実施するが、その中で本学の歴史や建学の理念などの講義も行い、本学の使命・目的および教育目的の周知徹底を図っている。【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

本学の使命・目的および教育目的の学外への周知については、本学のウェブサイトや大学案内に明記されている。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、令和 5（2023）年度、創立 20 周年の節目の年に、建学の理念である「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する」ことを再認識し、今後も、「IT 社会の高度かつ多様な人材ニーズに応え、さらに、ユビキタス時代のビジョンにおいて、従来以上の高度な技術、幅広い知識と国際性を有した高度な IT プロフェッショナルズを供給することを通じて、高度情報化社会の実現と経済発展に貢献」し、そして「情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等を教授し、以って高度専門職業人の養成」を行うという本学の使命・目的を果たしていくとともに、日々、進歩発展する「IT」において即応する教育を実践し、アジアを中心とした世界をマーケットに本学の特徴をより一層明確に打ち出し、国内外からの受験者、入学者の増加に繋げるにあたり、中期事業計画を策定し、以下の項目を重点項目として挙げている。特に、IT 専門職大学院として、2030 年に向けて不足する ICT 専門分野、DX 人材を育成するため、国外の教育機関とも、より一層の交流・提携を推進し、優秀なグローバル IT 人材のさらなる育成を進める。【資料 1-2-7】

- (1) 入学者数増加
- (2) 教育の充実化
- (3) 教職員の人材確保
- (4) 教育環境の拡大・充実化

- (5) 自己点検・評価
- (6) その他（産官学連携，社会貢献等）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の3つの方針は本学ウェブサイトや学生便覧に明記されている。【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

「アドミッション・ポリシー（Admission Policy；入学者の受入れに関する方針）」については、以下のように定めている。

アドミッション・ポリシー（Admission Policy；入学者の受入れに関する方針）

IT（ICT）分野は情報系・経営系の融合領域であり、その対象は複雑多岐にわたっており、この分野で活躍できる人材に対する産業界のニーズは多様化する一方です。工学部出身者を前提とする工学系研究大学院のみに IT（ICT）分野の人材育成を委ねていた従来の教育体制では、産業界の多様な人材供給のニーズに応えることは不可能でした。今後の産業・経済の発展のためには、極力多様なバックグラウンドを持った人材を IT（ICT）分野の高度専門職業人として育成していくことが必要です。

こうした観点から、本学は、出身学部を限定することなく、極力多様なバックグラウンドを有する以下のような学生を広く受け入れる方針です。

1. 本学において専門知識を修得するための基礎学力を有する人
2. 既成概念にとらわれず、新しいことを学び、自ら考え、創造する意欲を有する人
3. 周囲と協力し、コミュニケーションを通じて問題を解決する意志を有する人

「カリキュラム・ポリシー（Curriculum Policy；教育課程の編成および実施に関する方針）」については、以下のように定めている。

カリキュラム・ポリシー（Curriculum Policy；教育課程の編成および実施に関する方針）

本学では、その使命・目的に基づき、IT（ICT）スキルとマネジメントスキルとを兼ね備えた、ウェブビジネス分野で活躍できる高度専門職業人を育成するためのカリキュラムを実施する。

1 科目群

教授すべき科目の総体を、特定の専門領域に関する知識を深めることができるよう、体系付けグループ化された専門分野（Fields of Concentration）科目群、特定の業界についての専門・周辺知識学習や事例研究等も含め、技術の実践的活用を念頭に置いた産業（Industry）科目群、さらにヒューマンスキルや高度な理論、最先端技術動向について学ぶ共通選択科目群（Supporting Elective）に大別する。

2 履修モデルの編成と実施方式

学修の目的・志向に応じて、広範なIT関連知識の中で特定の分野において基礎から応用・実践まで広く深い専門知識を身につけることに重きを置き、系統立てた特定の分野の科目を集めた各専門分野 (Fields of Concentration) から、1つの分野を選択し学ぶものとする。これとは別に、多様な学生の個々の修学目的に応じた科目を選択する履修モデルとしてビスポーク (Bespoke) カリキュラムも選択可能とする。専門分野およびビスポーク (Bespoke) カリキュラムのなかで、ICTの適用分野である各種産業における個別の知識や問題発見・企画・設計力の養成、技術の実践的活用を目指す産業 (Industry) 科目を併せて選択して履修することもできる。

3 マスタープロジェクト (Master Project)

各種科目の履修と併せて、担当教員の指導のもとで様々なテーマを追求するマスタープロジェクト (Master Project) を遂行し、実践的な応用能力の育成を図る。

4 変化への対応

IT (ICT) 分野の急速な発展に対応するため、高度専門職業人に必要とされるコンピテンシーの変化に合わせて、カリキュラムの見直しと更新を常に行う。

「ディプロマ・ポリシー (Diploma Policy; 学位授与の方針)」については、以下のよう
に定めている。

ディプロマ・ポリシー (Diploma Policy; 学位授与の方針)

本学においては、以下の3つの要件をすべて満たした者に対し、修士 (専門職) の学位を授与する。

1. 定められた修了年限を全うすること
2. 定められた必要単位を修得すること
3. カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、高度専門職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけていること。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的および教育目的を達成するため、専門職大学院である本学では、理論と実務の架橋を図るため、高度な実務上の知識や能力を有する実務家教員と高度な研究能力を有する研究者教員のバランスの取れた教員組織を構成している。審議機関として、大学院委員会、情報処理設備運営委員会、図書室委員会を置いている。また、時代・社会のニーズに即応すべく、研究機関として、サイバー京都研究所、地球環境リモートセンシングセンターを設置している。【資料 1-2-10】

本学の創設、コース再編などはすべて、建学の精神に照らして行われてきた。カリキュ

ラムの更新については、必要に応じてカリキュラム検討ワーキンググループを立ち上げ、最新の業界動向を調査、議論し、大学院委員会で審議されてきた。また、高度かつ多様な人材を育成するため、関連する分野から実務家・研究者を教員として選任している。本学が教育研究対象とする IT 分野は、特に変化が目まぐるしい分野であり、その変化に即応し、産業界の求める人材を育成するために、新しい専門分野の設置やカリキュラムの改編を行ってきた。また、国際的な観点からの IT 人材の育成も強く求められているところであり、本学では、「(英語で修学する) 英語モード学生の増加にともない、英語による授業のさらなる充実を図るべく、英語による授業を行うことのできる教員、英語で学生指導の行うことのできる職員の採用を進める」等を行っており、さらに「拡大を続ける応用 IT 分野において所謂大学教員としての経歴がなくとも、斯界で一定の実務経験を有し、実績を上げている実務家教員を適宜採用する」(中期事業計画) ことなどに注力してきた。さらに、IT の応用が広がることに対応して、様々な分野で活躍する実務家を選任してきた。また、「従来以上の高度な技術、幅広い知識と国際性を有した高度な IT プロフェッショナルズを供給する」という本学の使命を実現するために、IT 分野の発祥の国であるアメリカを中心に欧米からの研究者を教員として迎え、学生が最先端の知識と国際性を身につけることができるように工夫している。【資料 1-2-11】

【資料 1-2-1】 学校法人京都情報学園理事・監事・評議員名簿

【資料 1-2-2】 全体会議資料抜粋

【資料 1-2-3】 学生便覧 目次、建学の精神、P74 学則抄

【資料 1-2-4】 新入生オリエンテーション資料 (抜粋)

【資料 1-2-5】 本学ウェブサイト本学の使命・目的

【資料 1-2-6】 大学案内 2024 P4 建学の理念、本学の使命・目的

【資料 1-2-7】 学校法人京都情報学園中期事業計画 (2024-2028)

【資料 1-2-8】 本学ウェブサイト教育目標と 3 つのポリシー

<https://www.kcg.edu/school-info/admission-policy>

【資料 1-2-9】 学生便覧 P2-4 教育目標と 3 つのポリシー

【資料 1-2-10】 組織規程

【資料 1-2-11】 大学案内 2024 P74-85 教員紹介

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的と教育目的を学内外に示していくことは今後とも重要である。学内においては、学期はじめの機会、学校行事などを通じて教職員と学生が使命・目的と教育目的を振り返るようにより一層努める。

建学の精神の具現化に向けて、中期事業計画に掲げられた重点項目を着実に実現するため、本学の全教職員および組織全体が一体となって取り組む。

【基準 1 の自己評価】

本学は、学校教育法や大学設置基準等関係法令に基づき、公教育の一翼を担うものとして、その使命・目的および教育目的を学則等に明確に定めている。

本学の使命・目的および教育目的は、本学の個性・特色に反映されており、法令に適合している。また、時代の変化に対応して、必要があれば改定するようにしている。本学の使命・目的および教育目的は、学外にウェブ、大学案内を通じて、また、学生に対しては学生便覧、新入生オリエンテーションを通じて、また、教職員に対しては大学案内を配布し、教職員が参加する会議において周知している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、「本学の使命・目的および教育目的」を受けアドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）を開学当初より定めていたが、平成 26（2014）年度に入学者受け入れの方針をより判り易くするために大学院委員会において見直しを検討し、以下のよう

アドミッション・ポリシー（Admission Policy；入学者の受入れに関する方針）

IT（ICT）分野は情報系・経営系の融合領域であり、その対象は複雑多岐にわたっており、この分野で活躍できる人材に対する産業界のニーズは多様化する一方です。工学部出身者を前提とする工学系研究大学院のみに IT（ICT）分野の人材育成を委ねていた従来の教育体制では、産業界の多様な人材供給のニーズに応えることは不可能でした。今後の産業・経済の発展のためには、極力多様なバックグラウンドを持った人材を IT（ICT）分野の高度専門職業人として育成していくことが必要です。

こうした観点から、本学は、出身学部を限定することなく、極力多様なバックグラウンドを有する以下のような学生を広く受け入れる方針です。

1. 本学において専門知識を修得するための基礎学力を有する人
2. 既成概念にとらわれず、新しいことを学び、自ら考え、創造する意欲を有する人
3. 周囲と協力し、コミュニケーションを通じて問題を解決する意志を有する人

「アドミッション・ポリシー（Admission Policy；入学者の受入れに関する方針）」は、本学ウェブサイト、大学案内、学生募集要項および大学院説明会で周知を図っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本専攻では、春期および秋期の入学者に向け、一般入試、社会人特別選抜入試、留学生入試の区分を設け入学者受入れを行っている。入学選考は、日本国内および海外で実施しており、海外での入学選考は、会場（本学と提携関係にある大学等の施設）またはオンライン形式を利用している。

入学者選抜は、出願時に提出される学部課程等での成績証明書、自己紹介・志望動機書、小論文を含む書類選考および面接試験により行う。その際、既修知識・技術のみで判断するのではなく、当該受験者の潜在的な能力をも勘案し、IT（ICT）を活用し実社会で活躍するリーダーたり得る素質と意欲を有する学生を選抜するよう努めている。特に面接試験において、新しいことを学び、創造しようとする意欲、コミュニケーション能力、問題解決への意志を重視している。

外国人留学生の場合は、上記に加え、言語能力に基づく選考を行う。各種日本語能力資格の有無および面接試験における判定を考慮し、学習に必要な日本語能力を備えていることを確認する。本学では英語による講義のみで修学する学生を受け入れているが、その「英語モード学生」の場合は、日本語の場合と同様に各種英語能力資格の有無および面接試験により、英語能力を確認する。

以上のように、入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーが反映されている。

高度な IT 人材の不足とアジア圏の学生の日本への留学希望者増を受けて、本学の入学志願者は増加傾向にある。本専攻では、多くの IT 人材を日本国内、アジアに送り出すべく、中期事業計画（2019－2023）に沿って、教員の増加、設備の拡充を進め、2018年から、2019年、2020年、2023年、2024年に入学定員を引き上げた。

入学者の増加にともない、多様なバックグラウンド・目的をもった学生も入学してくる。これらの学生の要望に応えるために、カリキュラムの見直しを行い、新規科目の開講やコースパスウェイの提示などにより、種々のバックグラウンドを有する学生に対しても、修了時の質の確保ができるように努めている。また、英語で修学する学生数の増加に対応して英語による講義科目を増加させるなどの対策も進めている。講義教室の問題についても、コロナ禍前は、グループ校の教室の賃借、土曜開講講義の増加などの対応を行ってきた。コロナ禍以後オンライン教育の体制を充実させ、対面、ハイフレックス（対面とオンラインの併用）、リアルタイムオンライン、オンデマンドを組み合わせることにより、教室の逼迫は大きな問題でなくなっている。さらに、2022年度秋学期からは新校舎での講義も開始され教室に関する問題はほぼ解消している。教員の増加も適宜行い、教育の質を落とすことなく円滑な授業運営を行っている。

本学はグローバルに留学生募集を展開しているが、予定学生数の確保という観点から見ると、法務省（入管）のビザ発行方針、外務省および法務省のビザおよび在留資格発行方針、留学生の自国の経済状況など、各国のその時の事情によって、入学者数に大きな変動が生じることがある。2020年からコロナ禍の下では、入国できるかが予測不可能な状況であり、入学定員とのある程度の差が生じることは、致し方のない部分もあるが、種々の国からの留学生の受け入れに関連して、人材育成・国際交流政策、日本国の入国方針などの情報収集に努め、それらを踏まえて、継続して海外提携校との共同推進企画に基づく調整を行い、今後一層、入学者数予測の精度を高め、留学生の確保を行うよう努力してい

る。

令和6年(2024)年5月1日現在の在籍者の年齢構成比率を図2-1-1に示すが、24歳以下は42%、25歳から29歳は45%、30歳から39歳は12%、40歳以上は1%となっている。また、出身学部を文系・理系に区分した構成比(図2-1-2)は、51%が理系、49%が文系学部出身者となっており、年齢層および文系・理系に偏らない形で学生を受け入れていることがわかる。男女学生の構成比率を図2-1-3に示すが男子学生71%、女子学生29%となっている。日本語モードと英語モードの構成比率は図2-1-4に示すように日本語モード61%、英語モード39%となっている。

入学試験の運営は、アドミッションセンターがその事務を執り行う。書類審査および面接試験は大学院委員会より指名された入学試験委員が実施する。入学者選考委員会は、入学試験の結果に基づいて入学者合否判定案を作成し、大学院委員会へ入学者合否判定案の報告を行っている。大学院委員会では合否案を審議し、学長が合否を決定する。【資料2-1-6】

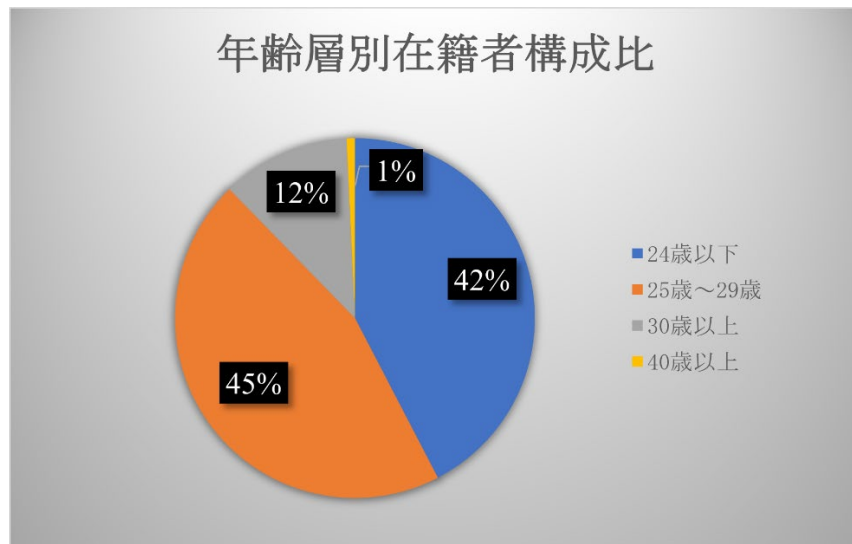


図2-1-1

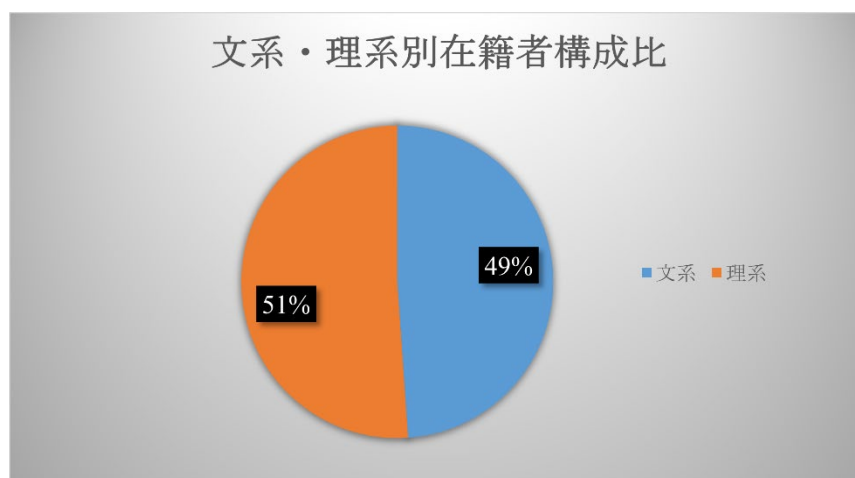


図2-1-2

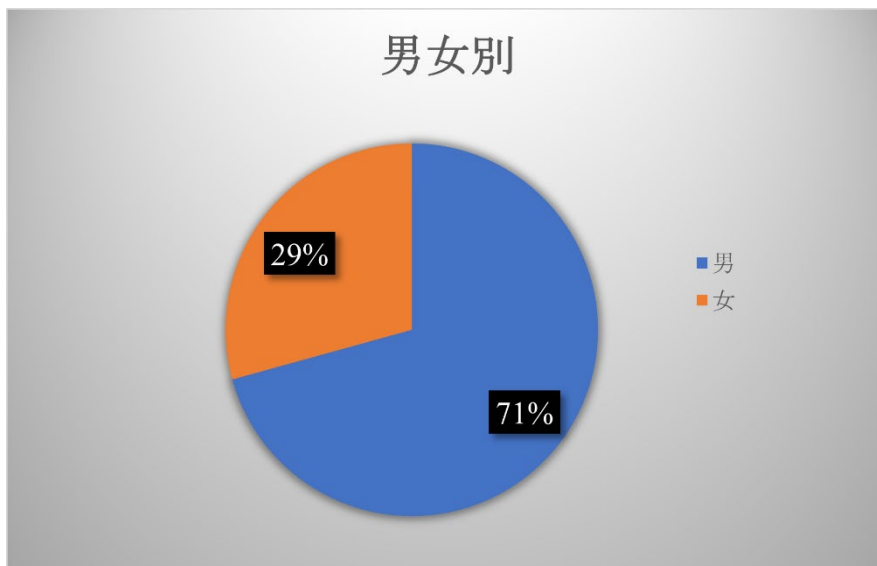


図 2-1-3

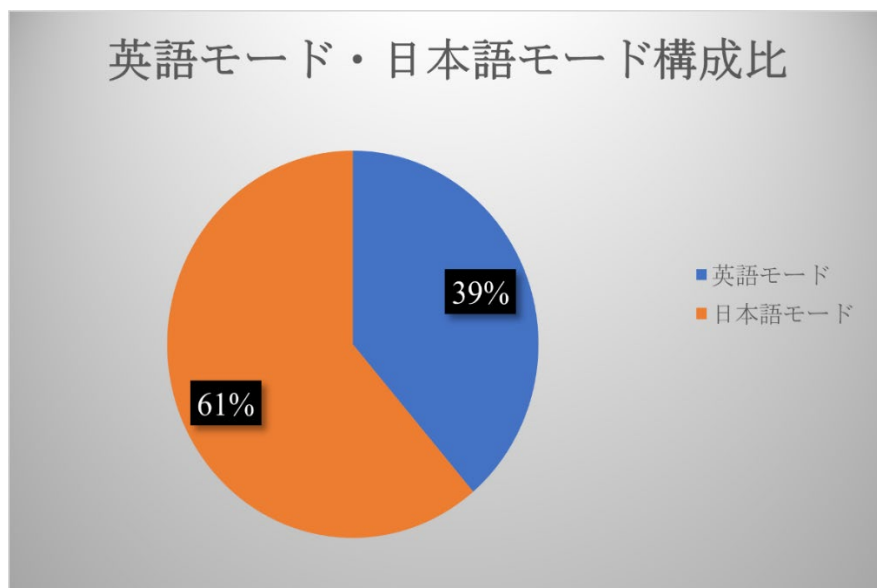


図 2-1-4

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学への入学を希望する志願者の増加に伴い、教室などの設備や教員数などを考慮しつつ、入学者定員を平成 30 (2018) 年度 360 名、令和元年 (2019) 年度 480 名、令和 2 年 (2020) 年度 600 名、令和 5 年 (2023) 年度 700 名、令和 6 年 (2024) 880 名に増加させた。過去 3 年間に於いて入学定員充足率を年度別にみると、コロナの時期でも海外提携校との連携を強化し、授業形態を柔軟に対応して、入学者数を維持している。アフターコロナになった令和 4 年 (2022) 年度以降は、コロナ禍の期間中に来日ができなかったため入学を延期して待機していた留学生が入学している。【資料 2-1-7】

【資料 2-1-1】本学ウェブサイト アドミッション・ポリシー

http://www.kcg.edu/school_info/admission_policy.html

- 【資料 2-1-2】 大学案内 2024 P4 アドミッション・ポリシー
- 【資料 2-1-3】 2024 年度学生募集要項 P2
- 【資料 2-1-4】 2024 年度外国人留学生募集要項 P1
- 【資料 2-1-5】 大学院説明会で使用している PPT 抜粋
- 【資料 2-1-6】 入学者選考規程
- 【資料 2-1-7】 研究科，専攻別の志願者数，合格者数，入学者数の推移（過去 3 年間）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学ではグローバル ICT 人材を育成するため，海外の大学や大学院との協力関係を積極的に推進しており，その成果として，入学者における留学生が占める比率が高くなっている。2023 年度は，コロナ禍による渡航制限が緩和されたこともあり，現地へ出張しての学生募集活動を再開し，特に南アジアでの募集活動に力を入れて，ネパール，スリランカ，バングラデシュなどからの英語で修学する「英語モード」の留学生数が増加した。2024 年度は，引き続き南アジアでの募集活動に注力する予定である。また，中国の提携大学における派遣講義にも力を入れ，進学してくる学生の質の向上を図るとともに，授業や本学教員との交流により学生の本学への進学意欲を高め，入学志願者の確保に努める。一方，日本人学生の増加も目指して，社会人を含む日本人学生の入学者増に繋がる方策として，長期履修学生制度や受講形態の柔軟な運用など社会人サポートにも注力し，本学の知名度アップや本学の教育内容等の浸透を図っている。また，グループ校である京都コンピュータ学院からの進学者を増やすべく，グループ内での広報活動や受け入れ体制の充実に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学の学生への学修支援に関しては，全学的な取り組みとして，教員と職員が協働して行っている。

以下の項目では，学生への学修支援，教員への授業運営の支援について分けて述べる。

[学生への学修支援]

本学では，入学時に全ての新生に「アカデミックコーディネーター」（以下，AC と呼ぶ）の教員（原則として修了時まで担当）を割り当てる体制を整えている。AC は，学生の学修・科目履修に関する相談や，学生生活上の様々な相談に対応し，学生が一人で問題を

抱え込まないよう、アドバイスを。さらに、毎学期の開始と学期途中には、ACは担当の学生の学習状況をチェックして、必要な助言・指導を行う。本学では、事務部、ACが連携し、学生の学修や生活の指導・支援を行っている。障がいのある学生に対しては、ハイフレックスやリアルタイムオンライン形式の授業だけでなく、対面授業でもオンライン形式で受講できるようにしたり、個別の状況に応じて、必要な支援を行えるよう相談のうへに対応するようにしている。

以下に学修支援の具体例を説明する。

○新入生履修説明会

新入生履修説明会は、教務課が中心となって、全体の進行、新入生履修関連用資料の作成等を行い、カリキュラムや履修の方法についての説明を担当している。各専門分野の主任は各専門分野の内容を詳しく説明し、質問にも答える。また、オリエンテーションコンサルタント（OC）が、学生と履修相談をし、履修指導を行っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

○在学生履修相談

在学生の履修相談・指導は、ACが行う。教務課では、履修相談に必要となる個々の資料を作成して、学生の履修状況などの情報を記載するマスターシートとして指導教員に提供し、学生に対しては、履修相談および履修登録等についての案内を行っている。ACに提供する資料には、学生の履修状況（単位取得状況）や開講科目一覧などの情報を記載している。特に最終セメスタとなる学生は、残りの必要単位数や、それぞれの科目群の選択科目数が要件を満たしているかを確認し、単位不足が発生しないよう、学生個々に細かな履修指導を実施している。さらに長期休暇期間を利用した集中講義の履修追加申請や、学期途中で履修科目の Withdraw についても、ACの承認を必要とし、学生の履修状況を把握できるようにしている。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

○面談等の記録共有による学生生活・学修への支援

事務部では、各学期開始前に、学生の成績を確認し、GPA が一定以下の学生についてはACに報告し、ACは当該学生に対して個別面談を行う。

各学生に関する特記事項や面談記録は、教員・職員共ウェブ上の「学生情報管理システム」に記録し、全教職員が必要に応じて参照できるようになっている。これによって学生への指導記録を共有することができ、各回の面談者が異なっても、細かな学修指導ができる。【資料 2-2-8】

○オフィスアワー

本学では、原則として授業の前後 30 分をオフィスアワーとしている。それ以外にもオフィスアワーを設けている教員は、Campus Plan Web メニューを通じて学生に周知している。また、全教員のメールアドレスを公開しており、学生は、公開されたオフィスアワー以外でもメールでの質問・相談や、教員にアポイントメントを取ることができる。【資料 2-2-

9]

○退学，留年者への対応

授業の欠席や成績不良，留学生の場合は学費未納が，退学や留年の要因となることが多い。事務部では，毎月，学生の出席状況を確認し，欠席の多い学生に対しては，個別に連絡を行うほか，ACにも連絡し，指導を依頼している。また，各学期開始前には，成績を確認し，GPA値が一定以下の学生に対しては，個別面談を行うようACに依頼している。面談結果は学生情報管理システムにより教職員間で情報を共有している。経済的に困っている学生の学費納入に関しては，事務部で相談を受け付けている。また，学費延納制度があることなどを，学費納入案内とともに案内している。学費納入の状況は，ACとも，前述の学生情報管理システムによって情報を共有する体制となっている。【資料 2-2-8】【資料 2-2-10】

個別の事情や就学意欲の低下，進路変更等により，退学や休学を考えている場合には，ACが面談を行い，学修上や生活上の悩みを聞く体制を整えているほか，事務部でも学生の相談に対応している。経済的事情により退学を考えている場合には，学費延納制度の利用や分納の相談にも応じている。

○留学生に対する学修支援

留学生の中には，入学当初は母国との環境の違いや言葉に慣れないことから，スムーズに学修を開始できない場合もある。このような留学生の学修や生活を支援するため，事務部では，英語および中国語での相談や面談を行うなど，サポート体制を整えている。また，大学院での学修をスムーズに進めていくため，第1セメスタ日本語モードの留学生を対象とした日本語でのレポート作成，プレゼンテーションなどを指導する科目を開講している。さらに，英語で修学する学生（英語モード）を対象として，日本での生活や就職活動に必要な日本語を学習する科目も開講している。

本学では，英語で修学する学生も多く受け入れている。そのため，ほとんどの科目を日英両言語で開講している。英語のみで開講される科目もある。また，各種のお知らせや事務資料などは，日英併記とし，情報発信の公平性を心がけ，英語モードの学生においても学修に支障のないよう配慮している。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】

○授業評価

各学期の授業終了時に，「学生による授業評価」を行っている。各評価項目について，4段階（一部異なる）で評価をするほか，授業の良い点や改善を要する点を自由に記述できるようにしており，授業に対する学生の意見を汲み上げる仕組みとなっている。科目担当教員は，自身の科目の評価結果を確認し，それを踏まえ次期の授業への改善点を「担当科目終了報告書」に記載することとなっている。【資料 2-2-13】

[授業支援について]

授業では，必要に応じて助手がサポートをする体制もとっている。たとえば，ERP 関連やプログラミングなどの科目では，上回生が既習の科目について授業時間外に後輩の質問

に答えたり学習をサポートするチュータリングサービス体制を導入しており、後輩の理解を助けるとともに、サポートを行う学生自身の学習強化や資格試験対策にもなっている。さらに、プログラミングなど実習系の授業に、認定 TA（詳細は基準 3 参照）を配置し、学習現場で、教員の助手として、学生の指導も行う。また、必要に応じて職員や学生のグラデュエートアシスタント（GA）が協働し、遠隔システムを使用している授業が円滑に進むように支援を行っている。

学生のパソコンの設定・操作方法や、履修・授業に関する問い合わせ・相談窓口を設置し、また、学業に関する個別相談も実施している。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

- 【資料 2-2-1】 新入生カリキュラム説明資料（抜粋）
- 【資料 2-2-2】 開講科目一覧
- 【資料 2-2-3】 コースパスウェイ
- 【資料 2-2-4】 学生便覧 P23-42
- 【資料 2-2-5】 シラバス検索・Web 履修申請マニュアル
- 【資料 2-2-6】 履修追加申請書
- 【資料 2-2-7】 Withdraw 申請書
- 【資料 2-2-8】 学生面談記録（履修相談時）
- 【資料 2-2-9】 オフィスアワー
- 【資料 2-2-10】 学費延納申請書
- 【資料 2-2-11】 英語による科目シラバス 例
- 【資料 2-2-12】 英語による科目授業資料 例
- 【資料 2-2-13】 担当科目終了報告記入例
- 【資料 2-2-14】 学業に関する個別相談
- 【資料 2-2-15】 学習に関する相談窓口

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援としては、学生の意見を汲み上げ、その改善を継続的に実施していくことが重要と考える。学生の意見を汲み上げる仕組みとしては、授業評価に加え、毎年実施している学生生活満足度調査結果の分析も継続し、今後の学生指導の参考とする。学生生活全般にわたる調査だが、授業や教育に関する意見も汲み上げられるようにしている。設問内容の見直しも行いながら、より効果的な意見の収集を検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア教育は、授業での取り組みと授業外での取り組みおよび就職進路に関する様々な支援活動において行われている。

○授業での取り組み

授業においては、必修の「リーダーシップセオリー」、「ICT 実践コミュニケーション」をはじめとする多くの授業において、グループワークを積極的に取り入れ、社会に出て活躍するために求められる「協働する力」や「コミュニケーション能力」を身につける内容で行われている。また、留学生を対象として、日本で就職を希望する留学生にとって必要となるビジネス日本語やメールの書き方のマナーなども学習する科目「技術コミュニケーション」や英語モード学生対象の「Business Communication 1,2」を開講し、日本語能力の向上にもつなげている。さらに、ERP の代表的なパッケージソフトである SAP ERP に関する認定コンサルタント試験に対応した科目を開講し、修了後、即戦力として期待できる人材の育成も図っている。

上記以外の授業においても、コミュニケーション能力をはじめとしたビジネスを推進する基礎となる社会的スキルや職業人意識を身につけるような取り組みがなされており、これは本学の教育目標としても掲げている。本学の教育目標は「1. 基礎的素養の確保」、「2. 企画・設計能力の向上」、「3. 開発・運用能力の向上」、「4. 職業人意識と倫理観の醸成」の4項目であり、各科目がどの教育目標と対応しているかをシラバスに記載している。以下、いくつか例をあげる。

- ・ 「ビジネスプレゼンテーション」の授業では、企画・提案を伝える手段として強く求められている「プレゼンテーション」について「必要な要素を理解・習得すること」を目標とし、「効果的なプレゼンテーションを行う素養を習得する」取り組みがなされている。プレゼンテーションスキルは、クライアントやステークホルダー等に対する提案や発表において、また、特定のグループメンバーにビジョンを伝える時、また不特定多数の人々に対してメッセージを発信する場合など、ビジネスにおいて必要不可欠なものであり、本科目は教育目標の「1. 基礎的素養の確保」と「3. 開発・運用能力の向上」に対応している。
- ・ 「次世代農業情報学」では、農業イノベーションの中心となる IT の関わりを実際に学んだり、グループ単位でディスカッションを行い発表することで、情報収集や協働する力、コミュニケーション力を身につける機会となっている。本科目は教育目標の「1. 基礎的素養の確保」、「2. 企画・設計能力の向上」と対応している。【資料 2-3-1】

○授業外での取り組み

授業外での取り組みとして、社会人としての基礎力を身につけ、自分自身の適性を把握し、実践的な能力を育成できるようインターンシップへの参加を支援している。インターンシップの種類としては、以下のものがある。

- ① 本学が独自に企業等と提携したプログラム
- ② 海外インターンシップ
- ③ 公的機関が実施するプログラム
- ④ 就職サイトで募集されるプログラム

インターンシップへの参加実績は資料のとおりである。

このほか、京都府・京都市が留学生の誘致および受け入れ体制の整備等を目的として設置した「留学生スタディ京都ネットワーク」が主催する留学生を対象とした有給インターンシップも案内している。【資料 2-3-2】

○就職進路に関する支援活動

就職進路に関する支援活動としては、就職進路ガイダンスやセミナー、学内企業説明会の開催、就職対策講座の開講、就職・進学に関する情報提供などがあげられる。これら支援活動については、キャリアセンターの担当職員が企画・運営している。

まず、就職に対する意識を高めるため、春学期、秋学期とも、入学後1か月程度を目途に「プレガイダンス」を実施し、修了後の進路選択を意識して学業や学生生活の取り組みを考えさせる機会を設けている。早期からの取り組みの重要性を認識させるため、積極的な参加を促す告知をするとともに、第1セメスタの必修科目である「ICT 実践コミュニケーション」と同日に開催することにより、参加率を向上させるようにしている。

就職進路ガイダンスについては、1年次の5月から週1回程度のペースで翌年1月まで実施している。主な内容は、進路選択にあたって必要な準備、活動スケジュール、試験内容と対策、活動マナーなどである。筆記試験対策講座や面接対策講座、ビジネスマナー講習などで、就職活動の実践力を向上させている。英語で修学する留学生には個別面談、ガイダンスなどは英語でも行っている。さらに対面およびメールでの個別面談に関しては英語のみならず、中国語、ネパール語、インドネシア語でも対応している。このような就職進路ガイダンスや就職対策講座などは、キャリアセンターの担当職員が実施するものと、外部講師を招いて実施するものがある。

学内での企業説明会は、複数社参加の合同企業説明会や個別に実施される企業説明会を、3月から多数開催し、企業担当者による会社説明、個別相談を行っている。企業によっては、採用試験（一次選考）を学内で実施して、就職活動の便宜を図ってもらっている。

【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

○留学生の日本での就職支援

留学生が日本での就職を考える場合、新卒採用は4月入社が一般的であるため、秋学期入学生に対しても、入学後1か月程度を目途に行うプレガイダンスにおいて、修了後の進路選択や就職活動のスケジュール、必要な準備などを説明し、就職に関する情報を早期に与えることで、就職活動開始までの不安を取り除き、計画的に就職活動を進めていけるようにしている。その後は、翌年5月から開始する就職進路ガイダンスに参加して準備・活動を進めていくことになる。

本学では、英語のみで修学を希望する学生も受け入れている。これらの学生で、日本での就職を希望する者については、就職活動には日本語が不可欠となる場合がほとんどであるため、早くから、日本語学習も含めた就職活動準備やどのように就職活動に取り組んでいくかの計画が必要となる。そのため、上述のプレガイダンスでは、英語で説明するとともに、英語版の資料配布を行っている。以降は、通常のカリキュラムへの参加を促すが、必要に応じて英語での説明会も行っている。また、外資系企業の就職情報や、英語

で参加できるジョブフェア等の外部イベントの案内も積極的に行っている。【資料 2-3-7】
【資料 2-3-8】

○全体的な活動支援,

活動支援のために全体的に行うものとしては、上述の就職進路ガイダンスや企業説明会のほか、個々の求人情報の提供が重要であるが、これには KING-LMS（学習管理支援システム）や Campus Plan Portal のお知らせ機能を使ったり、独自の就職進路用サイト「キャリア NAVI」や SNS を利用している。さらに、対象者別にメールで送信することもある。「キャリア NAVI」では、情報提供のほか、希望進路の登録や活動報告を入力することもできる。この「キャリア NAVI」は学内・学外からパソコンを使って確認・登録することができ、またスマートフォンで利用することもできるので、学校から提供する情報の収集や登録が手軽にできるようになっている。【資料 2-3-9】

KING-LMS ならびに「キャリア NAVI」を利用することにより、札幌と東京のサテライトに所属する学生にも支援が可能になっている。京都本校で実施するガイダンスは、同時にサテライトへもライブ配信し、また録画して KING-LMS で閲覧できるようにしている。サテライト学生からの相談は、日常はサテライトにいる職員が対応しているが、京都本校のキャリアセンター職員ともメールでの相談対応やオンライン（Zoom を利用）による面談も行っている。

○個別の活動支援

活動支援の個別対応としては、就職・進学についての相談や質問への対応、エントリーシート・履歴書などの添削、模擬面接、手紙やメールの書き方指導など、多様なものがあり、随時キャリアセンターの職員が対応している。必要がある場合には、アカデミックコーディネーターも相談に参加し、アドバイスや支援を行っている。また、ジョブパーク等外部の公的機関と連携し、学内で就職相談や求人情報の紹介なども行っている。活動状況をみて、個別に面談も行い、内定獲得・進路決定へとつなげるよう努めている。相談や指導の内容については、学生情報管理システムに入力して、学生の活動状況把握や対応者の支援内容を教職員間で情報共有できるようにしている。

在学中または修了後に起業する学生もいるが、起業を目指す学生には起業・企業経営をしている教員や実務家教員が相談に乗り、サポートを行っている。また、起業経験を持つ教員によるアントレプレナーシップに関する科目を開講している。

以上のように、本学は、個々の希望に応じた指導・支援を中核に位置づけながら、就職進路ガイダンスや就職対策講座等を通じて、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制を整備している。また、IT を活用することによって、学生の就職活動状況や求人企業の情報管理、学生に対する情報提供や活動支援が効果的にできている。留学生の場合就職活動は修了後に行うと考えている者が多く、事情が少し異なる。しかし、日本で就職を希望する者については、採用スケジュールにあわせて就職活動を行うよう意識を変える指導など、きめ細かい対策を行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

入学後早い時期から、学生一人ひとりが社会的自立を目指し、キャリアアップに取り組む姿勢づくりを一層強化する必要がある。

学生の多様化に伴い、進路に関心の高い層と低い層の二極化が予想されるため、状況に応じた指導・支援が必要である。また、留学生については、修了後に就職活動を行うことが多い現状もあり、意識を変えるよう指導する必要がある。特に英語のみで修学している学生には、日本語学習も含めた就職活動準備やどのように就職活動に取り組んでいくかの計画が必要となる。そのため、より効果的な指導が可能となるようガイダンスや対策講座の内容の見直しや、個別指導・支援の強化、告知方法や内容の改善を継続することが重要である。

【資料 2-3-1】「リーダーシップセオリー」「ICT 実践コミュニケーション」等のシラバス

【資料 2-3-2】2023 年度実施インターンシップ

【資料 2-3-3】プレガイダンス

【資料 2-3-4】2023 年度就職ガイダンス

【資料 2-3-5】外部講師による就職ガイダンスの案内

【資料 2-3-6】2023 年度学内企業説明会

【資料 2-3-7】秋入学プレガイダンス英語版資料

【資料 2-3-8】JETRO GLOBAL CAREER CONNECT 2023 案内

【資料 2-3-9】キャリア Navi 使用方法

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生課が中心となり、アカデミックコーディネーターと連携して支援を行っている。学生に関する情報や相談・面談内容は、イントラネット上の学生情報管理システムに入力し、情報を共有することで、学生指導の支援に活用している。

1) 学生サービス，厚生補導のための組織

○窓口の対応

事務窓口では、事務手続きのほか、学生生活上の相談も受け付けている。本学では留学生も多いことから、中国籍の職員や英語が堪能な職員を配置し、多言語で対応できるよう、環境を整えている。2020 年度からは、学校生活全般に対する不安や質問などに対応するオンラインサポート窓口を開設し、随時相談を受け付ける体制をとっている。札幌サテライト、東京サテライトにも事務窓口を設けており、同様に学生の対応に当たっている。【資料

2-4-1】【資料 2-4-2】

○留学生への支援

留学生支援は、学生課の留学生支援担当が中心となり、アドミッションセンター（受け入れ時）などが協力して行っている。日本での生活一般に関する指導、来日時の各種手続きサポート、病気の際の診察や入院時のサポート、その他緊急の際のサポートなどが含まれる。入学時には空港への出迎えのほか、賃貸契約、役所や銀行など日本に不慣れな留学生には困難を伴う手続きに同行するなどの支援を行っている。また、留学生オリエンテーションを行い、日本での生活に必要な事項をまとめた「留学生ハンドブック」を日本語、英語、中国語、ネパール語で作成し配布している。修了予定の留学生に対して、ビザ変更や帰国手続き、住居の退去手続きに関するガイダンスを実施するなど、留学生の学生生活をサポートしている。各国の留学生に対応するため、現在は、英語、中国語、ネパール語などで対応可能な教職員を配置し、支援を行っている。各種のお知らせは日英併記とし、事務資料、学生便覧などは、英語版も用意するなど、英語で修学する学生に対応している。さらに、SNS を利用した留学生ホットラインを開設し、留学生からの相談などに随時対応している。

また、新入生オリエンテーションや、学位授与式などでは学生のグラデュエートアシスタント（GA）を活用し、学校側が支援して、学生が学生をサポートする仕組みを整えている。【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

○社会人学生への支援

働きながら学ぶ学生のために、3年または4年の期間をかけて計画的に履修する長期履修学生制度を設置している。また、長期履修の期間を途中で変更したい事情が発生した場合には、申し出により審査を行い、半年単位での短縮を認め、柔軟な履修を可能としている。

長期履修学生制度を利用している学生数は表 2-4-1 に示すとおりである。【資料 2-4-6】

表 2-4-1 長期履修学生制度在籍者数（過去3年）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
春学期(前期)	9 名	7 名	9 名
秋学期(後期)	8 名	8 名	-

社会人など多様な学習スタイルの学生に対応するため、平日（9:30～21:40）の授業開講の他に、土曜日や日祝日、集中講義等による開講を実施している他、通常は対面・ハイフレックスで講義が行われる科目でも、希望があればできる限りオンデマンドで受講できるようにしたり、課題提出の期日を調整するなど、社会人でも受講しやすい柔軟な受講体制を整えている。

○ハラスメントへの対応

ハラスメント防止への体制として、ハラスメント相談窓口を設け、相談員を配置してい

る。新入生オリエンテーション時に案内するほか、学生便覧、Campus Plan Portal でも学生に告知している。各国の留学生に対応するため、相談員は中国語、英語で対応可能な教職員を配置しており、ハラスメント事案が発生した場合には、ハラスメント対策委員会が対応にあたる体制を整えている。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

○シャトルバス

本学は、百万遍キャンパスと2号館、京都駅前サテライトにて授業を行っている。校舎間移動が発生する学生のため、朝・昼・夕方に、校舎間をまわる無料のシャトルバスを運行している。また、講演会等の学校行事が行われる場合には、適宜、臨時のシャトルバスを特別運行することもある。【資料 2-4-11】

2) 学生会・課外活動への支援

コロナ禍以前には、学生の自治活動である学生会のイベントや活動が行われる際に、学生や教職員に対するお知らせ、場所や物品の貸出、経費支援などを行っていた。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い学生会の活動が制限されていたが、2024年度には学生会による新入生歓迎会が開催された。今後学生会活動が積極的に行われるようになった折には、以前同様の支援を行う予定である。

また、コロナ禍における学生の活動として、2021年度に本学とグループ校である京都コンピュータ学院の学生が主体となり、オンラインでの学生交流の場として学生交流会が発足し、現在も引き続き活動が行われており、そのサポートとして学生や教職員に対するお知らせ等を行っている。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

課外活動については、大学院のみの大学であるため、クラブ活動などは行われてないが、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、学生よりサークル活動を発足したいという声もあがっているため、今後、必要な場合は支援をしていきたいと考える。

3) 学生の心身の健康に関する支援

○保険制度への加入

学生全員に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入させ、教育研究活動中や通学中の事故に備えている。また、留学生の場合は、入院費用や母国から来日する親族などの救援者費用が高額となることもあることから、万一に備えて学研災付帯学生生活総合保険への加入を義務付けている（日本人学生は任意）。保険の手続きについては、事務窓口で相談を受け付けている。【資料 2-4-14】

○学生相談室、医務室、定期健康診断

京都駅前サテライト1階に学生相談室を設置し、専門のカウンセラーを配置して、学生からの様々な相談に対応できるようにしている。コロナ禍以降は対面だけでなくオンラインでの相談も可能としている。学生がトラブルにあった場合などの緊急窓口として、SOSメールを設けている。SOSメールは、相談内容に応じて適宜教職員から担当者を指定し、優先的に対応できるようにしている。【資料 2-4-15】

学生の健康管理のため、年に1回、委託医療機関で定期健康診断を行っている。委託医

療機関で受診しない場合には、外部の医療機関等で受診し、結果を提出するように義務付けている。学校医は、日常的に学生の健康について相談できる体制を整えている。また、医務室を設置し、気分が悪くなった場合など、そこで休養できるようになっている。事務室には救急セットを用意し、簡単な応急処置に対応できるようにしている。その他、近隣の医療機関や英語での対応が可能な医療機関を必要に応じて学生に紹介している。【資料 2-4-16】

4) 経済支援

○奨学金，学費減免

本学では、学業・人物ともに優秀な学生に対し、学費の一部を免除する「特待生制度」、経済的事情により修学が困難な学生を対象に学費の一部を免除する「未来 IT 人材育成奨学制度」、経済的事情により修学が困難な者に対し学費の無利子貸与を行う「貸費制度」など、複数の奨学制度を設置している。また、留学生に対しては、留学生対象の学費減免制度を設けており、ほとんどすべての留学生が対象となっている。グループ校では進学特別奨学制度を設けている。また、2020 年度より、本学に 2 年を超えて在籍する場合で、かつ履修する単位が 18 単位以下の学生に対して、学費に関して減免措置が適用される学費の特例措置制度を施行している。【資料 2-4-17】

表 2-4-2 奨学制度

区分	制度	種別	概要	募集時期
特待生	特待生制度	KCGI 特別奨学生	在学中の実験実習費の全額と初年度の教育拡充費の全額を免除（ただし、2 年次以降に採用された者は、採用以降の在学中の実験実習費の全額を免除）	入学時・各年次の開始前
		創立記念奨学生	初年度の実験実習費の全額を免除	入学時
		A 種・B 種奨学生	初年度または 2 年次の実験実習費から 25 万円/15 万円を免除	入学時・各年次の開始前
経済支援	未来 IT 人材育成奨学制度	特別奨学生	初年度学費 85 万円，2 年次学費 55 万円を免除	入学時・各年次の開始前
		札幌サテライト奨学生	初年度学費 95 万円，2 年次学費 60 万円を免除	
		グループ校進学奨学生	初年度学費 95 万円，2 年次学費 60 万円を免除（グループ校からの進学者対象）	
		校友会家族奨学生	初年度学費 95 万円，2 年次学費 60 万円を免除（本学およびグループ校の卒業生・在学生の家族	

			対象)	
	貸費制度	学費貸与奨学生 I種・II種	入学金を除く学費の全額または 半額を無利子で貸与	
		貸費生	毎月4万円を無利子で貸与	
	学費分割サポ ート制度	学費分割サポー ト奨学生	提携教育ローン利用者を対象 に、初年度授業料から6万円を 免除	入学時

外部の奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が利用できるほか、留学生対象の奨学金にも積極的に応募するように呼びかけるなどしている。応募に際しては、推薦人数が限定されている場合も多いので、奨学金候補者選考委員会による選考を経て推薦する学生を決定している。推薦学生に対しては、書類作成指導や面接指導を行うなどの支援を行っている。【資料 2-4-18】

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生数、留学生数の増加に対応した支援を組織的に行っているが、今後も学生課が主体となり、アカデミックコーディネーター、各相談窓口と連携をとりながら、さらなる充実を図っていく。

- 【資料 2-4-1】 学生への掲示（日英併記）（例）
- 【資料 2-4-2】 事務書類（日英併記）（例）
- 【資料 2-4-3】 留学生オリエンテーション資料
- 【資料 2-4-4】 留学生対象修了ガイダンス案内
- 【資料 2-4-5】 留学生ハンドブック（抜粋）
- 【資料 2-4-6】 2024年度学生募集要項 P6 長期履修学生制度
- 【資料 2-4-7】 学生便覧 P67 ハラスメント対策
- 【資料 2-4-8】 ハラスメント防止について（新入生オリエンテーション資料）2024
- 【資料 2-4-9】 ハラスメント対応窓口案内
- 【資料 2-4-10】 ハラスメント防止ガイドライン
- 【資料 2-4-11】 シャトルバス運行表
- 【資料 2-4-12】 学生交流会からのイベント案内
- 【資料 2-4-13】 学生会からのイベント案内
- 【資料 2-4-14】 学生便覧 P57-59 保険加入案内
- 【資料 2-4-15】 学生便覧 P51 学生相談室の案内
- 【資料 2-4-16】 健康診断のお知らせ
- 【資料 2-4-17】 大学独自の奨学金給付・貸与状況
- 【資料 2-4-18】 奨学金候補者選考委員会規程

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は専門職大学院として設置認可されたもので、その認可条件には通常の大学等に課せられる運動場・図書館・体育施設などは必要とされていない。一方で、本学は、IT の教育機関であり、サイバースペースでの利便性にも注目しておく必要がある。リアルスペースでの施設に関しては以下に述べるように、教育実施に当たっての充分で高度な設備が設置されている。

本学は、京都本校百万遍キャンパス（本部棟、南校舎、2 号館、研究棟）、京都駅前サテライト、札幌サテライト、東京サテライト、サイバー京都研究所から構成されている。京都本校の 2 号館、研究棟、京都駅前サテライトについては学校法人京都コンピュータ学園との間に賃貸契約を交わしている。札幌サテライトは株式会社デジックと、また東京サテライトは株式会社ヒトメディアとの間で賃貸契約を交わしている。サイバー京都研究所については京都府と賃貸契約を交わしている。これらの施設のうち、京都本校百万遍キャンパス、京都駅前サテライト、東京サテライト、サイバー京都研究所は、新耐震基準を満たしているが、札幌サテライトについては、旧耐震基準の建物となっている。

京都本校については、授業が行われている本部棟、南校舎、2 号館、京都駅前サテライトの間は、朝・昼・夕方に無料のシャトルバスを運行し、学生と教員の移動の便宜を図っている。

2022 年 8 月、京都本校百万遍キャンパス南校舎の北隣に完成した本部棟は、地上 4 階地下 1 階建て延べ床面積約 5,302.18 m²で、教室、実習室、演習室の他、新しい発想を促すイノベーションルーム、オンライン授業・会議用の個人用ワークブース、コンサート等を開催可能な大講義室（多目的ホール）などを備えている。また、各教室はアクティブラーニングなど様々な学習形態に対応できるよう教育環境のさらなる拡大・充実を図っている。

【資料 2-5-1】

本学では授業資料の配布や課題の出題・回収に Web ブラウザからアクセス可能な学習管理システム（LMS: Learning Management System）を用いている。これを本学では KING-LMS と呼称している。従来より LMS を用いて学生への資料配付等を行っていたが、2022 年 4 月より旧来のシステムをアップグレードし、Blackboard 社のシステムを導入した。本学は英語のみで修学する学生が多数いるが、旧来のシステムは多言語化に対応していなかった。新 KING-LMS は 20 種類以上の言語に対応し、学生各個人の設定により、LMS のメニューなどの項目を希望する言語で表示が可能となっている。新しい KING-LMS は次の機能が備わっており、教員・学生ともこれらの機能を活用している。

- ・学生の学習状況の確認・・・どのくらいの時間アクセスしていたか確認が可能
- ・掲示板の設定・・・Q&A や、学生同士のディスカッションにも活用可能
- ・フォルダの学生への公開条件の細かな設定・・・学生へ公開する日時や、公開対象の学生グループなどの設定が可能
- ・テストの作成機能・・・ 選択問題だけでなく穴埋め問題や、語とその説明文を合致させる組み合わせ問題など多彩なテスト問題の作成が可能。さらに数式エディターを内蔵しているので、数学などの科目で数式の問題も出題可能。
- ・学生とのコミュニケーション・・・LMS 内に学生とのやりとりを行うためのメッセージング機能があり、スレッド式に会話を追うことができるので、多くの学生との同時多発のやりとりがあっても、同じテーマに対するディスカッションが整理された形で利用できる。
- ・これまでに 出題・採点された課題の評価一覧などの成績情報が表示される（学生・教員とも一覧可能）。教員は、未採点課題の一覧表示など、採点見落としなどの防止にも有効である。

○校舎の管理等

京都本校（本部棟、南校舎）の施設設備に関する施設設備計画及び安全・運用管理、ならびに日常の施設設備（電気設備、エレベーター、空調、排水処理施設等）の定期点検は総務課が主担当となり実施している。

また、学内の情報ネットワーク設備に関する整備計画及び運用管理に関する審議は情報処理設備運営委員会が担い総務課が実施している。

防災対策委員会は、新入生オリエンテーションで避難経路の説明、避難場所の周知を行う他、「キャビネット」で全学生及び全教職員に公開している。また、地震などの災害時に備え、学生及び教職員が自身の携帯メールアドレスなどを登録することで、学校からの緊急情報等を受信できるシステムを運用している。【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

○実習設備

全ての講義室にはプロジェクタおよびスクリーンが配備されており、全ての授業は授業資料等をスクリーンに投影しながら進める。また、講義室、実習室とも学生が自分のコンピュータを持ち込む場合を想定し、各所に電源コンセントが備わっている。実習室のコンピュータは通信速度 1Gbps の学内 LAN に接続されている。京都本校の本部棟の全講義室と南校舎 102 講義室および 103 講義室の机と椅子にはキャスタが備わっており、グループごとの演習や討論の形に合わせて机の配置を自由に変えることができるようになっている。

使用している実習用コンピュータ設備については、2023 年度は京都本校本部棟 H206 実習室 41 台、H306 実習室 41 台、京都本校南校舎 M201 演習室 11 台、京都本校南校舎 M205 実習室 51 台、京都本校南校舎 M207 実習室 51 台、京都本校 2 号館、K202 実習室 21 台、K203 実習室 26 台、京都駅前サテライト EW21 実習室 31 台、EW24 実習室 26 台、EW31 実習室 51 台、EW32 実習室 51 台の PC を設置している。

使用している主なソフトウェアは、Microsoft 社の Windows システム、データベース管

理システム、SAP社のERPソフトウェア、erwin社のData Modeler、Adobe社のグラフィック関連、アニメ関連のソフトウェア等々で、これらソフトウェアは実習用PCとともに授業時間以外でも学生は自由に使用できる。【資料2-5-4】

ドイツSAP社のERP(Enterprise Resource Planning:企業資源計画)パッケージである教育用SAP ERPを導入し、2019年から次世代のERP製品SAP S/4 HANAを導入している。SAPは世界の多くの企業に導入されており、世界最大のシェアを占め、この分野のパイオニア的な製品である。SAP ERPの構造は、データベース、アプリケーション、プレゼンテーション(クライアント)の3階層のクライアントサーバシステムになっている。このシステムを導入して、企業における情報システムの開発実習を伴った授業を実施している。この実習授業によって、ベンダーによる専門教育を受けないと合格が難しいとされる「SAP認定コンサルタント資格」を取得した学生が令和2年(2020)年度から令和5(2023)年度の4年間で84人に達している。令和5(2023)年までに累計280人となる合格者を出した。SAPのソフトウェアを用いての講義を開講して以来、「SAP認定コンサルタント資格」の取得を促進しており、これは実践的な教育を特徴付ける一つの証左である。

校舎内ではどこにいても無線LANが利用できるようアクセスポイントを整備しており、学生は持参したノートパソコン等を使い、いつでもどこからでも情報収集やファイル共有等を行うことができる。学術情報ネットワークSINETは、2020年より10Gbpsで学外のインターネットに接続できるよう高速化を図っている。また、本学は教育や学術研究の利便性向上を目的に構築・提供されている無線LANシステムであるeduroamに参加している。

○図書施設

図書室は、京都本校本部棟(99.96㎡)と2号館(99㎡)に設置されており、いずれも開架式で学生は自由に入出りできる。蔵書は、専門書のみならず幅広い知識・教養を身につけるよう各種のジャンルの書籍等を整備しており、蔵書数は約25,000冊である。図書管理システム等によって、札幌・東京サテライトからも蔵書の検索・貸出等が可能となっている。本部棟図書室には自習用大型机(8名着席)の他、個別の学習机9台が備え付けられており、提出書類やレポート作成などの自習スペースとしても利用されている。

情報検索性システムとしては、CiNii Articles(国立情報学研究所)による学術論文情報検索サービスや、情報処理学会電子図書館の大学向けサイトライセンスサービスによる情報処理学会発行の出版物の閲覧およびダウンロードサービスを利用している。海外の学会に関しては米国のACM(Association for Computing Machinery)のACM Digital Libraryを利用して閲覧し、文献をダウンロードすることができる。利用方法は、2021年度まではKING-LMS、2022年度以降はCampus Plan Portalで学生に公開されており、学内だけでなく自宅など学外からでも利用できる。IEEEによるIEEE Computer Society Digital Libraryについては、閲覧希望者は申し出により利用できるようになっている。

また、2024年5月からは、EBSCO社の電子書籍である「IT Core Collection」の利用が可能になった。その他、京都本校本部棟1階のフリースペースと南校舎の学生ラウンジには、各種雑誌が配架されており、講義の空き時間などに利用されている。【資料2-5-5】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

京都本校の本部棟、京都駅前サテライトについては、バリアフリーの設計思想に基づいて、校舎内の段差をなくしエレベーターや身障者対応の多目的トイレを配置するほか、点字案内などバリアフリー化を実現している。京都本校の南校舎は、身障者対応の多目的トイレを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

各授業の受講学生数については、各科目の特色に沿って、また、教室収容可能人数より受講する学生数を適切に管理している。コンピュータによる実習が中心の科目は実習教室のコンピュータの設置台数以下となるよう、また、学習効果を保証するため、講義室は教室の収容可能人数以下となる前提で、一部の科目を除き受講者数が 50 名を超えないように管理している。

履修希望申請の際に、受講希望者が多くなり、コンピュータの台数以上となる科目に関しては、同じ科目を複数配置し適正な受講者数となるよう努めている。例年、履修希望が集中する科目に関しては、同様にあらかじめ複数の授業を配置し、特に第 1 セメスタにおいては、新入生の学習スケジュールに合わせ複数の授業を設定することで、教室収容人数を超えないように管理している。また、必要に応じて TA を配置したり、受講者の多い授業は本部棟の大教室（180 人収容可）を利用する場合もある。このような方法で受講者数が教室の定員を超えることが無いように適切に管理している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

京都本校の南校舎、2 号館、研究棟、札幌サテライトは建築時期がいずれも昭和 60 (1985) 年以前と古く、十分なバリアフリー対応ができていない。京都本校の南校舎は、身障者対応の多目的トイレを設置するなど対応を進めているが、2 号館、研究棟の建物改修工事は京都コンピュータ学園の了解を得られたときに対応を図る予定である。

【資料 2-5-1】 京都本校百万遍キャンパス本部棟写真

【資料 2-5-2】 情報処理設備運用規程

【資料 2-5-3】 危機管理マニュアル

【資料 2-5-4】 主要な実習用ソフトウェア一覧

【資料 2-5-5】 図書室規程

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学期中に「学生による授業評価」を行っている。授業の良い点・改善要望点に関しては、自由記述形式にしており、学生は自由に意見を書き込むことができる。授業担当者は担当科目終了報告書にこれらの評価の結果を必ず確認して改善策等を記入することになっており、学生の意見は必ず授業担当者に伝わる仕組みになっている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

さらに「学生による授業評価」の期間以外でも学生の要望を汲み上げる仕組みとして、専用のメールアドレスを設置し、意見を受け付ける体制を設けている。メールアドレスは学生便覧に記載するとともに、KING-LMS を通じても学生へ周知し、学校への要望を受け付けるようにしている。【資料 2-6-3】

また、教育目的の達成状況の点検を行う一環として、「学生生活満足度調査」を毎年実施している。この調査で、学生生活の実態と満足度の把握に加え、本学の教育システムへの評価も行った結果、概ね肯定的に評価されている。具体的には「本学での学習」「授業」「教員」に関する各項目において、カリキュラムや時間割の編成の適切さ、授業内容の新規性、教員からの助言や指導などが評価され、本学の教育システムに対する肯定的な回答を得ている。【資料 2-6-4】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2020 年度からは、対面での事務窓口のほかに、学校生活全般に対する不安や質問などに対応するオンラインサポート窓口を開設し、随時相談を受け付ける体制をとっている。また、「学生生活満足度調査」において、学生生活全般に対する評価も行っている。経済的に困窮している学生の学費納入に関しては、事務部で相談を受け付けている。学費延納制度も取り入れており、学生へは学費納入案内とともに案内している。学費納入の状況は、アカデミックコーディネーターと事務部との間で、教務システム（学生情報管理）によって情報を共有することで、学生指導の支援に活用している。【資料 2-6-5】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生生活満足度調査」を行い、校舎設備についても学生の要望を結果について、各担当部署で検討をし、改善につなげている。調査結果は事務部にてとりまとめ、自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、改善事項の検討を行い、結果について大学院委員会で報告するとともに、改善に向けた対応を関係部署に指示している。例えば、図書室の本を増やしてほしいという要望がみられたことから、配架図書を増やすとともに、電子図書の導入を行った。また、自習できる場所がないという意見が見られたことから、新校舎設立にあたり、自習室を設置するなど、学生サービスの改善を行っている。学生生活満足度調査については、今後も設問を精査しながら定期的実施し、改善につな

げていく予定である。このほか、常時、学生からの意見を汲み上げるために、専用のメールアドレスを設置し意見を受け付ける体制を設けている。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価、及び学生生活満足度調査結果を踏まえ、改善が必要な事項についての対応を進めていく。また、定期的な学生生活満足度調査や学生からの意見を汲み上げるための専用メールアドレスの活用により、常に学生の要望を把握しながら、学生サービスのさらなる充実を図る。

【資料 2-6-1】 学生による授業評価の結果 例

【資料 2-6-2】 担当科目終了報告書 例

【資料 2-6-3】 学生便覧 P51 学校への意見・要望メール

【資料 2-6-4】 2023 年度学生生活満足度調査結果

【資料 2-6-5】 学費納入状況（学生情報管理）

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを定め、大学案内、募集要項をはじめ各種印刷物およびウェブサイト等で周知を図っている。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づいて適切に行われている。入学定員については、本学に入学を希望する志願者の増加に伴い、定員を増加させ、入学者数、及び学生数を確保している。また、教室など設備の整備や教員の増加により、教育の質を落とすことなく円滑な授業運営を行っている。

学生への学習支援については、全学的な取り組みとして、教員と職員が協働して行っている。全学生にアカデミックコーディネーターの教員を割り当て、事務部と連携し、学生の学習や生活の指導、支援を行う体制を整えている。また、必要に応じて授業に TA を配置し後輩の指導をサポートしている他、履修・授業に関する相談窓口を設置するなど、学習支援の充実を図っている。

キャリア支援については、授業での取り組みと授業外での取り組みおよび就職進路に関する様々な支援活動において行われている。支援活動は主にキャリアセンターの職員により行われるが、必要に応じてアカデミックコーディネーターと連携がとられている。学生の多様化に伴い、個々の希望に応じた指導・支援を中核に位置づけながら、就職進路ガイダンスや就職対策講座等を通じて、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制を整備している。

学生サービスについては、学生課が中心となって行っている。コロナ禍以降はオンラインサポート窓口や、SNS を利用した留学生ホットラインを開設するなど、より相談しやすい体制を整えている。本学独自の奨学制度や、保険制度への加入、ハラスメント対策委員会、学生相談室・SOS メール の設置などにより、経済的支援、学生の心身に関する支援を行っている。

学修環境については、本学は専門職大学院として設置認可されたもので、その認可条件には通常の大学等に課せられる運動場・図書館・体育施設などは必要とされていないが、

設置基準を満たす施設設備を適切に整備し有効に活用している。図書室は書籍の充実を図るとともに、電子書籍やデジタルライブラリーの利用により、利便性の向上に努めている。京都本校の本部棟、京都駅前サテライトについては校舎内の段差をなくし、身障者対応の多目的トイレを配置するなどバリアフリー化を実現している。

各授業の受講学生数については、履修申請の際に受講希望者が多くなった場合は、同科目を複数配置するなど、受講者数が教室の定員を超えることがないように、適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、学生による授業評価、学生生活満足度調査、学生からの意見を汲み上げる専用メールアドレスの設置により、学生の意見や要望を受け付ける体制を設けており、それらの結果により、授業改善、学生サービスのさらなる充実を図っている。

以上のことから、基準2の基準を満たしていると判断する。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、次のように教育目的を定めている。

本専攻は、情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等の教授・研究を通じ、広い視野に立った基礎的思考能力と専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要な高度の技術能力を備えた、高度専門職業人の養成を目的とする。

これを踏まえて、ディプロマ・ポリシーを次のように定めている。

本学においては、以下の3つの要件をすべて満たした者に対し、修士（専門職）の学位を授与する。

1. 定められた修了年限を全うすること
2. 定められた必要単位を修得すること
3. カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、高度専門職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけていること。

このディプロマ・ポリシーは、大学案内に記載するとともに本学ウェブサイトで公開し、また学生便覧に掲載して学生および教員へ周知している。なお、学生便覧は電子化され、学内に限らずネットワーク経由でどこからでもアクセス可能な「キャビネット」(教務システム上で教員・学生向けにファイルを公開するための場所) からダウンロード可能となっている。【資料 3-1-1】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、修了認定基準に関し、修了条件を「京都情報大学院大学学則」、「京都情報大学院大学履修規程」および「京都情報大学院大学学位規程」に規定している。「京都情報大学院大学学則」の該当部分および関連資料を以下に示す。【資料 3-1-2】

第 4 章 課程修了の認定

(修了条件)

第 9 条 専門職学位を得ようとする者は、専門職学位課程に 2 年以上在学し、カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、44 単位以上修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学生の過去の学習歴を吟味して、所定の単位数を減免、または追加して修業年限を決定できるものとする。このような措置によって決定された修業年限の下限は 1 年とする。

(修了の認定)

第 10 条 課程修了の認定は、大学院委員会においてこれを審議し、学長が決定する。

また、学生便覧掲載の「京都情報大学院大学履修規程」の該当部分(履修方式)を以下に示す。【資料 3-1-3】

第 3 章 履修方式

(履修方式)

第 6 条 本学大学院応用情報技術研究科ウェブビジネス技術専攻修了に必要な単位の履修方法は、次のとおりとする。

修了年限は 2 年(4 学期)の履修方式で、修了に必要な単位数は必修単位を含め 44 単位以上とする。

2 1 学期間に履修可能な単位数の上限は 18 単位とする。

「京都情報大学院大学履修規程」の該当部分（単位認定）を以下に示す。【資料 3-1-4】

第4章 単位認定										
(単位の認定)										
第8条 各科目は100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位を認定する。 成績はA+, A, A-, B+, B, B-, C+, C, C-, F(不可)の10段階で評価する。 ただし、科目により、P(合格)またはF(不合格)で評価する場合がある。										
評価	A+	A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	F
成績	94点以上	93~87	86~80	79~77	76~74	73~70	69~67	66~64	63~60	59点以下
2 成績は、すべて成績原簿に記録・保存される。 3 学生は、成績に疑問がある場合は、成績発表から1週間以内に申し出るものとする。 4 指定の期間内に学生の申し出により担当教員が認めた場合、評価をI(Incomplete:成績未確定)とし、次学期に評価を延期することができる。次学期内に学生から評価変更申請が行われない場合、当該科目の評価はF(不合格)とする。 5 GPA(Grade Point Average)が一定の基準以下となった場合、次学期の履修単位を制限する等の措置をとる場合がある。次学期以降も改善が見られない場合は、学則第23条の定めにより、論旨退学させることがある。										

さらに、修了要件については「京都情報大学院大学学位規程」に定めてあり、学生便覧にも掲載し、公開している。【資料 3-1-5】

第3章 専門職学位課程の修了要件
(修了要件)
第5条 専門職学位課程の修了には、以下の3つの要件をすべて満たすことが必要である。
1. 定められた修了年限を全うすること(標準:2年) 2. 定められた必要単位数を修得すること(標準:44単位以上) 3. カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、必要単位を修得していること
(審査方法)
第6条 大学院委員会は、前条の要件を満たしたものに対して、総合的な審査を行い、出席者の3分の2以上の同意をもって合否判定案を作成する。
(決定)
第7条 学長は、前条の合否判定案を基に、合否を決定する。

なお、「京都情報大学院大学学則」および「京都情報大学院大学学位規程」の関連部分、すなわち、修了要件並びに修了認定の基準と方法は、学生便覧(「修了条件」,「試験と学業

成績)に次のように記載し、新入生オリエンテーションで解説し、周知している。この学生便覧は「キャビネット」で学生に公開されている。【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】

修了(学位授与)条件として、下記(1)～(3)の要件をすべて満たすことが必要です。

(1) 定められた修業年限(標準2年)を全うすること

ただし、他大学院等での過去の学習歴を吟味して、所定の単位数を減免、または追加して修業年限が決定される場合があります。このような措置によって決定される修業年限の下限は1年とします。

なお、修業年限の2倍を超えて在学することはできません。

(2) 定められた必要単位数(44単位以上)を取得すること

(3) カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、必要単位を取得していること

これらの要件を満たした学生に対して、大学院委員会において総合的な審査を行い、修了(学位授与)の判定が行われます。

ディプロマ・ポリシーの「3. カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、高度専門職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけていること。」を踏まえ、各科目には教育目標1～4(次の表)が定められている。どの科目にどの教育目標が対応するかは、学生便覧及び授業シラバスで確認することができる。履修し、科目に合格することで、各科目に対応する教育目標が達成される。

教育目標

本学の使命・目的を学生の教育において実現するために、本学のウェブビジネス技術専攻の教育目標を以下のように掲げる。

目標1：基礎的素養の確保

コミュニケーション能力をはじめとして、ビジネスを推進する基礎となる社会的スキルを身につける。また、IT(ICT)を構成するソフトウェア・ハードウェア・ネットワークなどの基盤技術について理解する。

目標2：企画・設計能力の向上

ビジネスとそれを支えるIT(ICT)の現状および動向を広く調査・分析し、企業や社会が抱える課題に対して合理的なアプローチを企画・立案できるようにする。また、それを具体化するための様々なシステムやコンテンツを設計できるようにする。

目標3：開発・運用能力の向上

企画・設計されたシステムやコンテンツを、ソフトウェアによる実装や利用者への提供などを通じて、実際に活用できるようにする。また、それら開発・運用に必

要な様々なツールや規約などに関する実務的知識を深める。

目標 4：職業人意識と倫理観の醸成

ビジネスプロセスを責任を持って担当し、それらを継続的に改善していけるような高い職業人意識と倫理観を養う。併せて、実践的なリーダーシップや組織管理の方法論などを学ぶ。

学生は、必修科目を含む定められた必要単位を修得することで、本専攻の教育目的「情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等の教授・研究を通じ、広い視野に立った基礎的思考能力と専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要の高度の技術能力を備えた、高度専門職業人の養成」を達成できると考える。

各授業科目の単位数は学生便覧及び開講科目一覧およびシラバスで周知し、評価基準(評価方法)や授業計画(各回の講義内容)はシラバスにおいて学生へ周知している。授業シラバスは各学期の開講科目一覧(学期に開講する科目の一覧)記載のすべての科目について用意しており、履修登録の前に学生に開示され、学生は授業シラバスを見て、希望する科目を履修する。授業シラバスには次の項目が設定されている。なお、シラバスは Campus Plan Portal からリンクされた Campus Plan Web メニューによってウェブから検索が可能となっている。【資料 3-1-8】

<授業シラバス設定項目>

科目名, 担当教員名, 単位数, 科目概要, 目標, 対象者, 主要トピック, 前提科目・前提知識, 教科書, 教育メディア, 参考文献, 各回の講義内容, 課題, 評価方法, 授業中の注意事項, 教育目標との対応

修士論文・研究に相当する科目として、本学では「マスタープロジェクト」(基準 3-2-③参照)を必修科目として設定している。「マスタープロジェクト」は、学生が選んだテーマにおいて現状の問題点や特定の業務への応用やプログラム等の開発などで、プロジェクトを遂行し、実践的な内容を学ぶ。「マスタープロジェクト」のタイプごとの単位数は、学生便覧に記載され、必修科目「プロジェクト基礎演習」で説明される。また、「マスタープロジェクト」の評価は、プロジェクトスポンサーが、「マスタープロジェクト (MP) 運用マニュアル」で定められた「達成度評価表」に従って評価し、60 点以上の場合に合格となる。なお、「マスタープロジェクト」の MP-4 及び MP-6 (基準 3-2-③参照)は、プロジェクトスポンサー・審査員以外の教員も参加可能な公聴会形式でのマスタープロジェクト発表会(毎年 2 月と 8 月に開催)にて発表し、ここで、プロジェクトスポンサーに加え、審査員(MP-4 は 1 名, MP-6 は 2 名)に「達成度評価表」に従って評価される。「マスタープロジェクト (MP) 運用マニュアル」は教員及び学生へ「キャビネット」で公開されている。【資料 3-1-9】

他大学院で修得した単位の認定については、履修規程第9条（他大学院で修得した単位の認定）として定め、次のように学生便覧において学生および教員へ周知している。【資料3-1-10】

他の大学院で取得した単位は、本学の修了に必要な総単位数のうち、必修科目の単位を除いた半分までを認定することができます。

判断の基準は、以下のとおりです。

- ①他大学院での取得単位の学習内容が、本学の開講科目と同様または類似していること
- ②他大学院での取得単位の科目内容が、本学の課程を修了するために有用なものであること
- ③その他、上に準ずる必然性が認められるとき

本学は2年間を通したカリキュラム体系をとっているため進級の規程は特に定めていない。しかしながら、学修計画を立てることができるように、専門分野ごとに定めたコースパスウェイ（推奨履修パターン）を、新入生オリエンテーション時より Campus Plan Portal から確認できるようになっている（基準3-2-③参照）

また、必修科目が不合格またはGPAが2.0以下の学生については各学期開始前の成績確認を踏まえ、通常の履修相談に加えて成績に関する面談をアカデミックコーディネーター（学修指導教員）が行い、面談内容を学生情報管理システムに入力し、情報を共有し、学生指導に活用している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

毎期末にファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として授業報告会（基準3-2-⑤参照）を開催している。報告会では、授業担当教員による成績の分布なども含めた成績評価方法や評価基準の報告を踏まえて討議され、単位認定の公平性および厳正な適用の運用を担保している。【資料3-1-11】

また、履修規程第8条3項において「学生は、成績に疑問がある場合は、成績発表から1週間以内に申し出るものとする。」と定めている。成績評価に関して疑問を持った学生は、定められた期間内に成績調査依頼を教務課に提出し、教務課は当該授業の担当教員に問い合わせ、その結果を調査依頼した学生に回答することになっている。

履修にかかるGPAの活用として、GPAが一定の基準以下となった場合の措置を履修規程第8条において定め、次のように学生便覧において学生および教員へ周知している。【資料3-1-12】

GPAが一定の基準以下となった場合、次学期の履修単位を制限する等の措置をとる場合があります。次学期以降も改善が見られない場合は、学則第23条の定めにより、論旨退学させることがあります。

また、奨学金の申請等においてGPAによる成績基準を設けることがあります。

学位審査に相当する修了判定は、基準3-1-②で示した修了要件に基づき、毎年2月下旬、および8月下旬に開催される大学院委員会修了判定会議での審議を経て、修了判定案が作成され、学長が決定している。修了判定会議においては規定された修了認定基準に合致する学生の成績データが示され、確認の後、審議を行っている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、IT(ICT)分野の急速な発展に対応するためにカリキュラムの見直しを常に行っているが、単位認定と修了判定について基準を明確化し、厳正に運用している。今後も、常にディプロマ・ポリシーを遵守しながら、継続的にカリキュラムの見直しと更新を進めていく予定である。

【資料3-1-1】学生便覧 P4

【資料3-1-2】京都情報大学院大学学則 P2

【資料3-1-3】学生便覧 P77

【資料3-1-4】京都情報大学院大学履修規程

【資料3-1-5】学生便覧 P79

【資料3-1-6】学生便覧 P39-41

【資料3-1-7】2024年度春学期_新入生オリエンテーション資料（修了要件など抜粋）

【資料3-1-8】2023年度 授業シラバス

【資料3-1-9】マスタープロジェクト（MP）運用マニュアルの達成度評価表（抜粋）

【資料3-1-10】学生便覧 P41

【資料3-1-11】2023年度秋学期 授業報告会資料

【資料3-1-12】学生便覧 P41「学業成績」第7項

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、基準3-1-①で示したディプロマ・ポリシーを踏まえて、カリキュラムポリシー・ポリシーを次のように定めている。

本学では、その使命・目的に基づき、IT（ICT）スキルとマネジメントスキルとを兼ね備えた、ウェブビジネス分野で活躍できる高度専門職業人を育成するためのカリキュラムを実施する。

1 科目群

教授すべき科目の総体を、特定の専門領域に関する知識を深めることができるよう、体系付けグループ化された専門分野(Fields of Concentration)科目群、特定の業界についての専門・周辺知識学習や事例研究等も含め、技術の実践的活用を念頭に置いた産業(Industry)科目群、さらにヒューマンスキルや高度な理論、最先端技術動向について学ぶ共通選択科目群(Supporting Elective)に大別する。

2 履修モデルの編成と実施方式

学修の目的・志向に応じて、広範なIT関連知識の中で特定の分野において基礎から応用・実践まで広く深い専門知識を身につけることに重きを置き、系統立てた特定の分野の科目を集めた各専門分野(Fields of Concentration)から、1つの分野を選択し学ぶものとする。これとは別に、多様な学生の個々の学修目的に応じた科目を選択する履修モデルとしてビスポーク(Bespoke)カリキュラムも選択可能とする。専門分野およびビスポークカリキュラムのなかで、ICTの適用分野である各種産業における個別の知識や問題発見・企画・設計力の養成、技術の実践的活用を目指す産業(Industry)科目を併せて選択して履修することもできる。

3 マスタープロジェクト (Master Project)

各種科目の履修と併せて、担当教員の指導のもとで様々なテーマを追求するマスタープロジェクト (Master Project) を遂行し、実践的な応用能力の育成を図る。

4 変化への対応

IT（ICT）分野の急速な発展に対応するため、高度専門職業人に必要とされるコンピテンシーの変化に合わせて、カリキュラムの見直しと更新を常に行う。

このカリキュラム・ポリシーは、大学案内に記載するとともに本学ウェブサイトで公開し、また学生便覧に掲載して学生および教員へ周知している。また、新入生オリエンテーションでの履修に関する説明の際に明示し、学生へ周知している。【資料 3-2-1】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラムは、教育目標を達成するようにカリキュラム・ポリシーに従って設定されており、各学生は、アカデミックコーディネーターの指導のもと、自己の目標を考慮しつつ科目を選択履修し、科目に合格することで本専攻の教育目標の1~4（基準 3-1-②を参照）を達成する。このように設定されたカリキュラムに従って学修し、情報技術系の知識・スキルとマネジメントスキル及び専門分野に関する知識を学生個々の学修目的に応じてバ

ランスよく兼ね備えた学生が修了する。このようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとは一貫している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

IT や IT 応用ビジネスの発展とその多様化が近年において急激に加速し、産業界は様々なジャンルの様々な仕事に対応できる人材を求めている。そこで、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学では専門技術・専門的な知識とそれを応用・適用する分野の多様な組み合わせを可能とするよう科目群の編成とカリキュラムの設計を行っている。本学の教育課程は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の提唱する、i コンピテンシディクショナリの考え方を参考としている。コンピテンシーとは職業人に求められる、身につけているべき、知識・技術・態度・コミュニケーション能力である。i コンピテンシディクショナリは IT 関連の仕事の種類をタスク、仕事に必要な技術・知識をスキルとし、どのようなタスクをするにはどのようなスキルが必要であるかといったマトリックスで、IT 人材の総合的なスキルを評価し、また自分がどのレベルにいるかを把握し、さらに高度なスキルを身につけるためのロードマップを示すものである。なお、編成と設計にあたっては、グローバルに学生募集が促進できるよう、留学生に対しても理解し易いものになるよう留意した。次に述べる「専門分野」の概念はアメリカの大学で用いられる、集中して学ぶ分野を意味する。

本学では、IT 分野に関する専門学術・専門技術分野について系統的に学べるよう、次の 8 つ「専門分野」を設定している。

人工知能
 データサイエンス
 ウェブシステム開発
 ネットワーク管理
 グローバル・アントレプレナーシップ
 ERP (Enterprise Resource Planning ; 企業資源計画)
 IT マンガ・アニメ
 観光 IT

セメスタごとに履修を推奨する科目を示した推奨履修パターンとして、本学では各専門分野のコースパスウェイ(セメスタごとに履修を推奨する科目を示した推奨履修パターン)を定め、教務システム (Campus Plan) 上にあるファイル公開フォルダ「キャビネット」で学生および教員学生向けにファイルを公開している。専門分野ごとのコースパスウェイとして次の図 (2024 年度春学期の専門分野「人工知能」の例) のように設定している。なお、緑色枠内の科目は、専門分野認定 (後述) の対象となる科目である。【資料 3-2-2】

推奨履修/パターン / Course Pathway		人工知能 / Artificial Intelligence		(2024)
1 セメスタ 1st Semester	2 セメスタ 2nd Semester	3, 4 セメスタ 3rd, 4th Semester		
人工知能概論 Fundamentals of Artificial Intelligence 2 単位 / credits	機械学習 Machine Learning and Its Application 2 単位 / credits	ゲームと人工知能 Games and Artificial Intelligence 2 単位 / credits	フィンテック論 Fundamentals of Fintech 2 単位 / credits	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">必修科目 Mandatory Course</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">コア科目 Core Course</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">専門科目 Concentration Course</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">産業科目 共通選択科目 Industry Course Supporting Elective Course</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基礎科目 Foundational Course</div>
アルゴリズム概論 Fundamentals of Algorithms 2 単位 / credits	組合せ最適化 Combinatorial Optimization 2 単位 / credits	自然言語処理 Natural Language Processing 2 単位 / credits	新事業と人工知能 New Business and Artificial Intelligence 2 単位 / credits	
コンピュータプログラミング (Python) Computer Programming (Python) 3 単位 / credits	人工知能ソフトウェア活用 I AI Software Applications 1 2 単位 / credits	音声理解 Speech Understanding 2 単位 / credits	知識表現と推論 Knowledge Representation and Reasoning 2 単位 / credits	
データベース概論 Fundamentals of Database Technology 2 単位 / credits	人工知能のための数学 Mathematics for AI 2 単位 / credits	先端医療情報学 Medical Frontier Informatics 2 単位 / credits	Advanced Business ICT Communication 3 credits E	
コンピュータ構成論 Computer Organization 2 単位 / credits	データマイニング Data Mining 2 単位 / credits	ロボットと人工知能 Robots and Artificial Intelligence 2 単位 / credits		
ITのための統計学 Statistics for IT 2 単位 / credits	データ解析 I Data Analysis 1 2 単位 / credits	IoTと人工知能 IoT and Artificial Intelligence 3 単位 / credits		
応用情報技術のための数学 Fundamental Mathematics for Applied Informatics 2 単位 / credits	オブジェクト指向プログラミング Object Oriented Programming 4 単位 / credits	人工知能ソフトウェア活用 II AI Software Applications 2 2 単位 / credits		
	データベース特論 Advanced Topics in Database Technology 4 単位 / credits	データ解析 II Data Analysis 2 2 単位 / credits		
		ロジカルシンキング Critical Thinking 2 単位 / credits		
		Business ICT Communication 3 credits E		
	マスタープロジェクト Master Project 6 単位 / credits	マスタープロジェクト Master Project 0,2,4 単位 / credits	マスタープロジェクト Master Project 0,2 単位 / credits	
ICT 実践コミュニケーション Professional Communications in the ICT Industry 2 単位 / credits	プロジェクト基礎演習 Project Foundations 2 単位 / credits	<small>※ マスタープロジェクトの中に、MP-0のマスターレポート (0単位)、MP-2のマスタープロジェクト (2単位)、MP-4のサテライトマスタープロジェクト (2単位)、MP-6のサテライトマスター論文 (2単位) はコア科目に含めることができます。 * Only Master report (0credits), Master Project (2 credits), Honors Master Project (2 credits), and Honors Master Thesis (2 credits) can be included in the core courses. * 緑色の枠内の科目は専門分野別選択科目を示しています。 * The courses in the green frame indicate the field of concentration certificate courses.</small>		
リーダーシップ理論 Leadership Theory 2 単位 / credits				
他の専門分野科目、産業科目、共通選択科目より選択 Courses from other Concentrations, Industries, and Supporting Electives	左に同じ (same as on the left)	左に同じ (same as on the left)	左に同じ (same as on the left)	

本専攻では、特定の専門領域に関する知識を深めることができるよう専門分野ごとに体系付けグループ化された専門分野 (Fields of Concentration) 科目群、特定の産業界についての専門・周辺知識学習や事例研究等も含め、技術の実践的活用を念頭に置き産業界ごとにグループ化された産業 (Industry) 科目群、これらに加えて、ヒューマンスキルや高度な理論、最先端技術動向について学ぶ共通選択科目群 (Supporting Elective) に大別している。

また、IT を産業界に最適に適用するには、その分野の特有の課題や問題点を理解しなければならない。対象とする分野そのものの知識がまず必要である。このような観点から、産業界の課題や実例などを基に実践的な IT の応用・適用技術や問題発見、関連・周辺知識を広く学ぶ科目の系統を、「産業科目群」として定め、2023 年度秋学期からは新たに「ゲーム」を加えて、次の7つの分野を設定している。

金融／農業／海洋／医療・健康／コンテンツマーケティング／教育／ゲーム

○授業科目の履修について

学生は個々の目的・目標に応じて、一つの専門分野を選択して専門分野を中心に関連する選択科目等を含めて学ぶ、あるいは、「ビスポークカリキュラム」のいずれかの方法で、履修計画を立てる。「ビスポークカリキュラム」は、特定の専門分野や産業科目の枠にこだわらず、各自の学修目的に合わせてアカデミックコーディネーターと相談しながら、必修科目以外の科目群から自由に科目を選択し、幅広い知識と応用分野にわたる独自のカリキュラムを構成するもので、多様なニーズに対応するものである。

多くの産業界において、今後も IT の応用・活用が見込まれ、発展が予想されているため、「産業科目群」のカテゴリーは今後さらに種類を増やし各内容の充実を図っていく予定

である。なお、学生に対して、入学時の新入生オリエンテーションでカリキュラムの詳細説明を行っている。【資料 3-2-3】

カリキュラムに設定された科目を履修し、合格することで、本専攻の教育目標である、「基礎的要素の確保」「企画・設計能力の向上」「開発・運用能力の向上」「職業人意識と倫理観の醸成」を達成する。各々の科目と本専攻の教育目標との対応については、学生便覧の開講科目の一覧には◎印をつけ、また各科目の授業シラバスには「教育目標との対応」の欄を設け、学生へ示している。また、選択した専門分野に属する科目群よりコア科目 10 単位以上を含む 26 単位以上履修し、単位を修得した学生に対して、専門分野を履修したことを証明する旨、記載している。専門分野が認定された場合は、修了証明書に専門分野が記載される。なお、ビスポークカリキュラムを選択した場合、専門分野認定の対象外となる。【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】

シラバスには、「基準 3-1-②」で示した「授業シラバス記載項目」を含み、履修する科目を決めるにあたり、事前に授業の内容の詳細を学生が把握できるようにシラバスを適切に整備している。【資料 3-2-6】

○基礎科目について

本専攻では、様々なバックグラウンドを持った学生が入学するが、文科系学部出身者など、IT の知識が不十分な入学者に対して IT の基礎知識を学習させる導入的役割の科目「基礎科目」を設けて履修するように指導している。これらの基礎科目「コンピュータ構成論」、「データベース概論」、「情報ネットワーク概論」、「ウェブプログラミング I」、「IT のための統計学」、「応用情報技術のための数学」、「コンピュータプログラミング概論」は学生便覧の基礎科目の欄、および開講科目一覧での印から、わかるようにしている。履修相談の際に、アカデミックコーディネーターと相談し、当該学生の IT 関連知識のレベルなどを考慮して履修の可否を決める。本学の修了必要単位数は 44 単位以上であり、専門職大学院設置基準第 15 条で定められた 30 単位以上を 14 単位、国際的な標準である 32 単位を 12 単位上回る。この 14 単位あるいは 12 単位分を、上述のような IT の前提知識のない学生や留学生の日本語の技術用語の修得のための履修科目に充当でき、一方で IT の基礎知識を十分に有している学生は、高度な IT 関連科目やビジネス系等、各自の目的・志向に応じて幅広く履修できるようになっている。【資料 3-2-7】

○マスタープロジェクトについて

修士論文・研究に相当する本学の「マスタープロジェクト」は、学生自身の専門分野に基づき内容に関して学生が個人またはグループ（ただし、個人の分担を明確化し、個別にマスタープロジェクトレポートを執筆する）で実施し、その専門分野に属する教員がプロジェクトスポンサーとして指導する方式としている。本学ではアメリカの多くの専門職大学院と同様に、学生個々の様々な学修目的、能力や興味とそれに伴う学習量に応じて 4 つのタイプの実施期間と単位数の「マスタープロジェクト」を設け、いずれか 1 つのタイプの「マスタープロジェクト」を履修して取り組む必修科目としている。

「マスタープロジェクト」は、学生が授業で修得した知識や実習経験を踏まえ、プロジェクトを企画・遂行する能力を育成することを主な目的とした科目である。学生は、新入生

オリエンテーションで概要の説明を受けた後、第2セメスタ時の「プロジェクト基礎演習」で、「マスタープロジェクト」の詳細説明、プロジェクトの立案及び計画書の執筆方法、「マスタープロジェクト」のレポート執筆にあたって必要な文章構成、他文献からの引用の仕方、著作権などについて演習を通して学んだ後、第3セメスタ以降に「マスタープロジェクト」を履修してプロジェクトに取り組む。「マスタープロジェクト」は、学習時間の量に応じて実施期間と単位数が異なる4つのタイプ（MP-0、MP-2、MP-4、MP-6）から1つを選び履修する。MP-0/MP-2/MP-4/MP-6の実施時期と単位数は以下の通りとしている。なお、MP-0は、専門分野の科目履修に合わせて同一セメスタに履修し、その科目の学習に加えて、別途、文献調査や実地調査などを行い、当該科目の学習内容を発展させる観察や応用事例研究などについてのマスターレポートを提出するものである（基礎科目との組み合わせは不可）。また、MP-4は第3セメスタに、MP-6は第2及び第3セメスタに、前段階学習とするRP/ISに取り組んだ上で、第4セメスタで取り組む。

タイプ	実施時期	単位数
MP-0	第3または第4セメスタ	0
MP-2	第3または第4セメスタ	2
MP-4	第3及び第4セメスタ	4（前段階学習とするRP/ISの2単位を含む）
MP-6	第2、第3及び第4セメスタ	6（前段階学習とするRP/ISを2科目の合計4単位を含む）

履修登録単位数の上限の定めについては、1学期で履修可能な単位数の上限として、「基準3-1-②」で示した履修規程第6条第2項で「1学期間に履修可能な単位数の上限は18単位とする。」と定めている。1学期に履修可能な単位数は原則として14単位までとし、申請して承認された場合は最大18単位まで履修可能としており、新入生オリエンテーションでの履修に関する説明の際に明示し、学生へ周知している。また、教員に対しては毎学期の履修相談の時期に開催するアカデミックコーディネーター（AC；学修指導教員）及びプロジェクトスポンサー（PS：マスタープロジェクト担当教員）向けのAC-PS説明会で、教務課からアカデミックコーディネーターに対して周知している。もし、学生が1学期あたり18単位以上の科目を履修登録申請した場合は、教務課でチェックし申請を却下している。【資料3-2-8】 【資料3-2-9】

○アクティブラーニングと単位制度の実質化について

アクティブラーニングは、本学においても、開学当初よりディスカッションやグループワーク、プレゼンテーションなどを授業に多く取り入れている。このアクティブラーニングをより効果的に実施するために、高等教育・学習革新センター（Center for Teaching and Learning Excellence：CTLE）の設置を契機に、2020年1月、2021年2月及び9月に「教育の質的向上を目的として開催した研修及び学修支援活動」の一端として、その概要と具体的な手法について研修を行っている（基準3-2-⑤参照）。

「教室外学修の時間数を確保」することで単位制度の実質化を目指しており、授業時間外に予習などに取り組み授業へ参加する反転授業を取り入れるようにしている。また、教

員による反転授業の実践だけではなく、学生を授業にどのように関与させるかという点も重要である。そのため、教室外学修に重点がおかれる反転授業を実現するための支援体制を構築するために、教員と学生との間で「媒体」の役割を担う「認定 TA」制度を CTLE 主導により導入している。以前より TA を採用していたが、「認定 TA」制度は 2023 年春学期より新たに設置したものである。認定 TA は、「反転授業」を支援するための TA であり、CTLE が企画実施した研修を受講しそれを修了した学生が認定される。さらに、認定 TA は、反転授業支援を希望する教員だけでなく、授業を履修している学生へのサポートも行う。たとえば、事前課題ビデオを正しく視聴しているかどうか、教室内グループ活動に積極的に参加しているかどうか、教員からの課題を正しく理解しているかどうかなど、履修学生とのコミュニケーションを円滑にする役割も含まれる。また、教員が反転授業用の「動画」作成を支援することも認定 TA は行う。認定 TA 候補となる学生は、学内での公募、または教員からの推薦によって確保し、2023 年度春学期より稼働開始している。なお、これまでの認定 TA 数は 25 名、うち修了生を除く現在の認定 TA 数は 10 名である。【資料 3-2-10】

また、専門職大学院大学としての本学の教育における特徴として以下が挙げられる。

○企業との連携による実践的教育

本学及びグループ校の京都コンピュータ学院の学生と BIPROGY 株式会社の研究員が相互交流し、様々な学術・研究の協力関係を築くことにより次代を担う IT 人材を育成することを目的として、産学連携協定が締結され、その連携事業を推進する組織として本学では「未来環境ラボ」を設置している。本ラボが、多様な学びの場として主催・共催している勉強会（テーマ：深層学習、画像認識、機械翻訳、プログラム自動評価、SportsTech、高速トレーニング技術、文字コード、画像処理技術など）やハッカソンには、本学教員や学生および BIPROGY 株式会社の関係者に加え、他学の学生、IT 企業の研究員、ソフトウェアエンジニアも参加して、活発にディスカッションを行い、それに基づき研究・開発活動を進めている。2023 年 6 月には「ChatGPT/生成 AI ワークショップ」を開催し、人工知能の専門家とともに生成 AI の未来について議論し、成果発表を行った。また、アドバイザーとして本ラボが関わり、本学に在学した社会人学生が、学生自身の業務における問題を発見し、本学で修得した知識やスキルの社会への応用としてインディペンデント・スタディに取り組み、問題解決のための方法を学生が考案して新たにシステムを開発した。

○産業界との交流・協力による実践的な教育

本学理事長が一般社団法人日本 IT 団体連盟（60 以上の IT 業界団体、およそ 5,000 社、社員数およそ 400 万人を束ねる）の創立者であり、代表理事・筆頭副会長を務める関係から、本学は多くの IT 企業との交流が活発である。また、本学実務系教員にはその業界をけん引するトップリーダーが在籍しており、今後の業界の方向性や新規事業・技術に関して的確でタイムリーな情報を得ることができる環境を有している。このような IT 産業界との太いチャンネルを活かして、学生が受けるメリット等の特筆すべき項目を以下に列挙する。

[各産業界での実績あるプロフェッショナルズによるメリット]

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社代表取締役が教授

初音ミクで有名な同社代表取締役を教授に迎えることによって、学生は同社の考える IT と音楽、さらに2次創作によるボーカロイド（プログラムによって歌声を合成するソフトウェア）のコミュニティの拡大と、他者とのコラボレーションといった、新しい方法の作品発表の仕組みやこれからの方向性等について知ることができる。これらは学生の創作意欲を刺激することにもつながる。また、人気バーチャルキャラクターの戦略など、他では知る機会が少ない知見を得ることになる。

株式会社 GAINAX 京都代表取締役が教授

著名なアニメ制作会社である GAINAX 京都の代表取締役を教授に迎え、その授業を通してアニメに関して、制作技術だけではなく、制作予算やどのように費用を回収するかなど、業界の仕組みと抱える問題などを知ることができる。さらに同社とのパイプによって、同社の専門職（キャラクターデザイナー、演出家、著作権担当者）や同社アニメのノベライズ作家を教授として迎えセミナーや授業も実施しており、他では知る機会が少ない知見を得ることになる。

音楽アーティストが教授

著名なパフォーマンス団体であるシルク・ドゥ・ソレイユでメインボーカルを務めたアーティストを教授に迎え、商業ベースの音楽パフォーマンスでのコンピュータや IT の活用、さらに職場でのコミュニケーション、クリエイティビティの重要性など、年間数百回を超えるステージに立っていたアーティストからのヒューマンスキルを含めた、あまり知ることのできない業界での実際的なタスクや問題点など知見を得ている。

[地域産業の発展への貢献・社会との連携]

京都府警との連携

京都府警は、1970年代から本学グループ校の京都コンピュータ学院に、毎年職員一人を国内留学させてきた実績があり、全国でも屈指の IT/コンピュータに強い警察である。その由来により、本学とも良き友好関係を築いている。2016年5月31日、本学は「サイバー空間の脅威への対処を担う優秀な人材の育成に関する協定」を京都府警と締結した。この協定はサイバー空間が国民生活や経済活動に不可欠な基盤となる中、本学と京都府警が相互の連携と協力のもとに、サイバー空間における脅威への対処を担う優秀な人材を育成することを目的としており、毎年、京都府警職員に対して IT 講習の実施を行っている。講習は基礎に始まり、サイバー犯罪捜査につながる具体的な専門的内容についても触れながら進められ、受講生からは、毎年多くの情報処理技術者試験合格者が出ている。このように本学では学生も参加しながら、京都府警と連携した活動に取り組んでいる。

京都国際マンガ・アニメフェア（京まふ）への共催者としての参加

本学は西日本最大規模のマンガ・アニメ関連のイベントである京都市主催の「京都国際マンガ・アニメフェア（京まふ）」に共催者として参加している。学生は、京都市の当該イ

ベント担当者の協力を得て素材提供などを受け、オフィシャルなWEBサイトやSNSと連動した広報戦略の企画・立案，広報活動の実施（アプリ及び動画作成や海外向け発信），及び会場来場者へのアンケート実施による検証などを行っている。このような貴重な体験は他では容易には得られないものである。

3-2-④ 教養教育の実施

本学は学部をもたない IT の専門職大学院ではあるが，IT の専門職大学院で「ターミナルディグリー」を授与している観点から，「専門教育と融合した教養教育のあり方」の実践を目指している。そこで，従来の考え方である STEM 教育に Art を加えた STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育への展開の観点を踏まえ，IT のスキルや知識をより高めるための授業として，専門分野「IT マンガ・アニメ」，「産業科目群」や「共通選択科目群」の中に以下のような科目を設けている。これらの授業科目が，本学でいうところの教養教育にあたるものである。なお，専門分野が「IT マンガ・アニメ」以外の学生でも，この専門分野に配属された科目を履修できる。

専門分野「IT マンガ・アニメ」	
近現代美術史概論	西洋美術史概論
産業科目群「コンテンツマーケティング」	
音楽とテクノロジー	舞台芸術と IT
共通選択科目	
音楽概論	アジアの近現代音楽

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1990 年代初頭，学生の学習に焦点が当てられるようになり，大学教育が「教員中心」から「学習者中心」へとパラダイム転換した。大学教員の FD が，日本国内において 2007 年に「大学院設置基準」において義務化され，翌年の 2008 年には，「大学設置基準」においてその義務が制度化された。本学においては，開学以来，アクティブラーニングなどにより学習者中心の教育に注力するとともに FD に力を入れてきたが，さらなる強化を図るため，2019 年 4 月に新たに土持ゲーリー法一教授・副学長をセンター長とする高等教育・学習革新センター (Center for Teaching and Learning Excellence : CTLE) を設置した。CTLE は FD として，「教員相互による授業評価」，「授業報告会」を実施しているが，これに加え本学教員の教育力向上の促進に努めている。さらに，CTLE は本学の教員に「いかに教えるのか」という「教える技術」について再確認し，改めて考えてもらうため，教員としての心構え，授業シラバス作成，授業準備，アクティブラーニングを含む授業運営などを含む詳細な授業に臨む際の心得を「教員のための授業ガイド」として 2021 年 7 月に策定した。

なお，CTLE の設置から 2023 年度までに教育の質的向上を目的として開催した研修及び学修支援活動の実績については表 3-2-1 のとおりである。

表 3-2-1 教育の質的向上を目的として開催した研修及び学修支援活動の実績

実施日	内容等
2019/8/31～9/1	授業の設計に関する研修（於滋賀）
2019/12/4	成績評価方法を考えよう
2020/1/15	アクティブラーニングと反転授業
2021/2/12	ポストコロナ時代の授業のあり方を考える
2021/2/12	学習者中心シラバスと授業デザイン
2021/2/12	単位制と成績評価
2021/2/12	オンライン授業と反転授業
2021/7/28	教員のための授業ガイド策定
2021/9/22, 27, 29	教育及び学習支援活動研修（アクティブラーニングを中心に）
2022/11/26	反転授業の活性化のための認定 TA 研修
2023/2/24	やさしい日本語
2023/8/10	反転授業の活性化のための認定 TA 研修
2023/8/31	STLHE 成果報告, ChatGPT 活用の視点から成績評価のあり方を考える
2023/10/25	次世代型新任教員 FD 研修—学生の視点から見る授業シラバス

また、CTLE センター長である土持ゲーリー法一教授の論考をイントラネットにアップして、教職員の質的向上のための資料としている。なお、土持ゲーリー法一教授が本学着任以降にアップされた論考は表 3-2-2 のとおりである。

表 3-2-2 土持ゲーリー法一教授の論考一覧

タイトル	発行年月日
「SoTL 学識研究への誘い」	2019/5/8
「大学と社会の連携」	2019/8/21
「アクティブラーニングの現状と課題」	2019/11/13
「アクティブラーニングの評価方法としての ICE モデル」(全 10 回) (※)	2019/11～2020/1
「単位制を再考する」	2020/5/13
「ウイズ/ポスト・コロナ時代の授業のあり方～どう変わり、どう対応するか～」	2020/9/9
「オンラインにおける反転授業」	2020/11/11
「新制大学の終焉」	2021/1/13
「オンライン授業とアカウンタビリティ～いま、大学は何ができるか～」	2021/3/17
「エデュケーショナル・ディベロッパーの資質」	2021/6/2
「ニューノーマルにおける高等教育の DX～ミネルヴァ大学の挑戦」	2021/7/28
「観察された学修成果の仕組み～SOLO タクソノミー」	2021/10/13
「学習させる『仕掛け』アセスメントと学習方法の整合性」	2021/12/15
「文理融合を促すリベラルアーツ教育～STEM から STEAM へ」	2022/4/20
「自律的学習者を育てるには～リカレント教育のための条件整備」	2022/6/1

「『越境する学び』を促すリベラルアーツ教育」	2022/7/20
「経営管理学修士から美術学修士へ～サイエンスからアートへの転換を示唆」	2022/9/7
「学習者の心にどう火をつけるか～北風型アプローチと太陽型アプローチ」	2022/11/16
「DXには発想の転換が必要～思考法の切り替えを促すリベラルアーツ教育～」	2023/1/11
「ノーベル賞には自然科学への政策シフトが絶対条件か」	2023/3/8
「リベラルアーツ教育は「想像」と「創造」の豊かさを育む」	2023/7/19
「ChatGPT とどのように付き合うか いま、大学教育の存在意義が問われている」	2023/9/13
「DX ブームに惑わされるな`MinDX の提唱」	2024/2/7

(※) は、教育新聞に掲載。その他はすべて教育学術新聞にて掲載。

また、本学では、教室外学修に重点を置く反転授業を取り入れているが、その支援体制構築のため、「認定 TA」制度を設けている（基準 3-2-③参照）。

○授業報告会

各学期の終了時に CTLE より案内がなされ、授業報告会を開催している（3月及び9月）。特に、本学で初めて授業を担当する教員の科目、あるいは新規開講科目を中心に選択して報告されている。報告内容は、授業シラバスの説明、授業コンテンツの紹介、成績評価の方針と成績分布、学生からの意見などである。また、「学生による授業評価」や「教員相互による授業評価」の結果が報告される。各報告の後には質疑・応答の時間を設定しており、教員間の質問や授業に関する意見交換がなされる。この授業報告会によって、その授業の教授法、評価方法などに関して情報を共有し、当該授業の改善に繋げていくようにするとともに、参加している教員が改善等のコメントを自分の授業にも適用できるようにしており、教職員に対する教育及び学修支援活動の一環として位置づけ実施している。【資料 3-2-12】

○「学生による授業評価」と「教員相互による授業評価」

各学期中に CTLE より案内がなされ、「学生による授業評価」（春学期は7月下旬から8月下旬の約1ヶ月間、秋学期は1月下旬から2月下旬の約1ヶ月間）および「教員相互による授業評価」を実施している（春学期は5月下旬から8月下旬の約3ヶ月間、秋学期は11月中旬から2月中旬の約3ヶ月間）。「学生による授業評価」では学生は授業の進め方、教授方法などに関するアンケートに答え、授業の良い点・改善を要する点に関して意見を述べることができる。また、「教員相互による授業評価」では、教員が他の教員の授業を参観し、授業シラバスやコンテンツなどの授業準備状況、授業の進め方や学生への対話等の授業実施状況、KING-LMS（学習管理システム）の利用状況などの項目について評価する。評価は、多肢選択形式になっているが、授業の良い点・改善を要する点に関しては自由記述形式で、自由に記載できるようになっている。授業担当者は、担当科目終了報告書にこれらの評価の結果と、改善案等を記載して提出することとなっている。評価結果は担当教員にフィードバックされ、次学期の授業の改善のための参考資料となっている。

このように「学生による授業評価」や「教員相互による授業評価」を利用し、各授業担

当者が、担当授業を振り返り、担当科目終了報告書に記載することにより、次学期の授業の改善を図ることができる仕組みとなっている。【資料3-2-13】 【資料3-2-14】 【資料3-2-15】

○教授方法を効果的に実現するための環境と言語面での学生サポート

これらを通して改善した教授方法を効果的に実現するための環境として、百万遍本部棟の12教室には、スマートディスプレイや集音マイク・スピーカーなどを備え、ハイフレックス (Hybrid-Flexible) 仕様の設備が整っている。また、各教室は、壁全体がホワイトボードとして利用できるようになっており、教員や学生の意見交換やディスカッションを促進するアイデアボードとして使用することができ、アクティブラーニングなど様々な学習形態に対応できるようになっている。また、ディープラーニングなどの大容量のデータ処理を可能とする高性能計算機サーバ (NVIDIA社 A6000を4台搭載) を教員・学生の学習・研究用として使用することもできる。

また、これら教授方法の効果的実施のための言語面での学生サポートでは、第1 semesterの留学生を対象に日本語能力を上げるための科目「技術コミュニケーション」や英語を母語としない学生向けの英語能力を上げるための科目「技術英語とコミュニケーション」を開講している。また、文章作成能力向上のための個別指導を目的とした日本語ライティングセンターおよび英語ライティングセンターも開室している。

(3) 3-2の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、IT (ICT) 分野の急速な発展や展開に対応したカリキュラムの見直しに加え、教授方法の工夫や開発のために CTLE を中心として FD 研修を行っている。今後も、カリキュラム・ポリシーに沿いながら、継続的に教育課程の編成の見直しおよび教授方法と開発を進めていく予定である。

【資料3-2-1】 2024年度春学期_新入生オリエンテーション資料 (カリキュラム・ポリシー抜粋)

【資料3-2-2】 各専門分野のコースパスウェイ

【資料3-2-3】 2024年度春学期_新入生オリエンテーション資料 (抜粋)

【資料3-2-4】 学生便覧 P28-38 「科目一覧」

【資料3-2-5】 修了証明書の例

【資料3-2-6】 2023年度 授業シラバス

【資料3-2-7】 学生便覧 P38

【資料3-2-8】 2024年度春学期_新入生オリエンテーション資料 (修了要件など抜粋)

【資料3-2-9】 2023年度秋学期末 AC-PS説明会資料 (抜粋)

【資料3-2-10】 認定TA研修資料 (抜粋)

【資料3-2-11】 FD研修資料 (抜粋)

【資料3-2-12】 2023年度秋学期授業報告会資料

【資料3-2-13】 2023年度秋学期 担当科目終了報告記入例

【資料3-2-14】 教員相互による授業評価フォーマット

【資料3-2-15】2023年度秋学期 学生および教員相互による授業評価の結果（抜粋）

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学のカリキュラムは、教育目標を達成するようにディプロマ・ポリシーと一貫したカリキュラム・ポリシーに従って設定されており、ITの基礎的知識から応用までを学ぶことができるよう授業科目を用意している。ディプロマ・ポリシーの第1項および第2項の達成は大学院委員会修了判定会議での審議において確認されている。また、第3項における知識および応用力は、教育目標を踏まえた各授業科目での学修を通し、成績評価により学修成果として確認されている。倫理観については、特に第2セメスタ必修科目「プロジェクト基礎演習」で、日本学術振興会が提供する研究倫理eラーニングコースを履修して学習した後に取得できる修了証書の提出を単位認定条件の1つに定めており、学修成果が確認されている。加えて、同科目で学修全体を通して執筆する「マスタープロジェクト」へ取り組むための準備として執筆する計画書の提出も単位認定の条件としており、知識および応用力などの学修成果が確認されている。さらに、学生がそれまでに履修した各授業科目で学修した内容を応用・発展させて取り組む、修士論文に相当する必修科目「マスタープロジェクト」では、ディプロマ・ポリシー第3項にある「高度専門職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観が身につく」ことが学修成果として確認されている。以上のように、本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の確認をしているが、さらに各授業科目やマスタープロジェクトの担当教員は担当科目終了報告書を提出する。提出された報告書を大学が点検・評価し、問題があれば指摘するようにしている。

また、教育目的の達成状況の点検を行う一環として、本学では「学生生活満足度調査」を毎年実施している。この調査で、学生生活の実態と満足度の把握に加え、本学の教育システムへの評価も行っており、その結果、概ね肯定的に評価されている。具体的には「本学での学習」「授業」「教員」に関する各項目において、カリキュラムや時間割の編成の適切さ、授業内容の新規性、教員からの助言や指導などが評価され、本学の教育システムに対する肯定的な回答を得ている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業報告会では、授業シラバスの説明や授業コンテンツの紹介に加え、成績評価の方針

と成績分布、学生からの意見などが報告されて共有された後、各報告後の教員間の質問や授業に関する意見交換において、学修成果が点検・評価されている。これにより、当該授業の教育内容・方法および学修指導の改善に繋げていくようにするとともに、参加している教員も改善等のコメントを自分の授業にもフィードバックできるようにしている。【資料 3-3-1】

「学生生活満足度調査」から得られたフィードバックとして、例えば、「グループワーク」についての意見があり、それを踏まえ、リーダーや国際人の育成という本学の使命を踏まえ、グループを日本人と留学生で構成（混成グループ）することの改めでの確認と、認定TAの活用やChat GPTなどのソフトを用いた活性化について、教員へ周知された。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検と評価を行っており、それを踏まえたフィードバックを行っている。今後も、これらに加えて、入学時と修了時に同じ試験を行う方法による学修成果の分析など、学修成果の点検と評価方法の改善を継続し、それらに基づくフィードバックをしていく予定である。

【資料 3-3-1】 2023 年度秋学期授業報告会資料

【基準 3 の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえて定めたディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイトで公開し、また、電子化した学生便覧により学内外からアクセス出来る状態で学生および教員へ提供し、周知している。また、修了認定基準に関し、修了条件と認定基準および方法を、本学学則、履修規程、学位規程で定め、学生便覧に掲載して公開し、新入生オリエンテーションで解説し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育目標 1~4 を各科目に定め、学生便覧及びシラバスで示している。各授業科目の単位数は学生便覧、開講科目一覧、シラバスに明記して周知し、単位認定基準にあたる評価方法を授業計画とともにシラバスで示し、学生へ周知している。また、修士論文に相当する本学必修の「マスタープロジェクト」は単位数が学生便覧、新入生オリエンテーション、第 2 セメスタ必修科目「プロジェクト基礎演習」で周知され、単位認定基準は「マスタープロジェクト（MP）運用マニュアル」で学生及び教員へ周知されている。他の大学院での既修得単位の認定単位数上限は履修規程で定められている。単位認定基準は、授業報告会での討議を通して厳正な適用の運用を担保している。修了認定については、大学院委員会修了判定会議での審議を経て学長が決定しており、厳正に適用されている。

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに従い、カリキュラム・ポリシーを定めており、一貫している。また、カリキュラム・ポリシーは本学ウェブサイトで公開し、学生便覧へ掲載して学生と教員へ周知するとともに、新入生オリエンテーションにおいて学生へ説明している。カリキュラムは教育目標を達成するようにカリキュラム・ポリシーに従って設定されており、アメリカの大学で用いられる「専門分野」の概念を参考として、特定の専門領域に関する知識を深められるように各専門分野に体系づけ・グループ化した専門分野科目群、特定の産業界に関する技術の実践的活用を念頭に置く産業科目群

およびヒューマンスキルや高度な理論および最新技術動向を学ぶ共通選択科目群を編成している。さらに、専門分野ごとに各セメスタでの履修を推奨する科目をコースパスウェイとして定め、学生および教員へ公開している。これらや開講科目一覧およびシラバスを元に、アカデミックコーディネーターのもと、学生は自己の目標を考慮して選んだ専門分野を中心に学ぶ、または専門分野によらず自分の目的に合わせて科目を履修する「ビスポークカリキュラム」により学修する。また、ITの知識が不十分な入学者向けに導入的役割をする「基礎科目」も設けつつ、ITの基礎知識が十分な学生は高度なIT関連科目やビジネス系等の科目を目的や志向に合わせて幅広く履修可能としている。修士論文・研究に相当する「マスタープロジェクト」を設け、学生は学習量に合わせて単位数が異なる4つのタイプから1つ選ぶ必修科目として取り組む。なお、1学期あたりに履修可能な単位数の上限は18単位と履修規程で定め、新入生オリエンテーションで説明し、周知している。また、開学当初より実施しているアクティブラーニングに加え、単位制度実質化の面ではCTLE主導により反転授業を取り入れ、それを実現する支援体制として「認定TA」制度を導入している。さらに、本学が専門職大学院である特徴として、企業との連携による実践教育や産業界との交流・協力による実践的教育を行っている。このように体系的に教育課程を編成している。また、教養教育の点では、学部を持たないIT専門職大学院大学だが、専門教育と融合した教養教育のあり方を目指し、現在、美術系や音楽系の科目を設けている。教授方法の工夫・開発の面では、教育の質的向上を目的とするCTLE主導の研修および学修支援活動において、授業設計、成績評価方法、アクティブラーニング、シラバス、反転授業などを扱ってきた。さらに、FDとして、授業報告会では授業関連情報の共有とともに授業改善のつながる意見交換をしている。また、授業報告会では毎学期実施する「学生による授業評価」結果が報告される。さらに、「教員相互による授業評価」も毎学期実施し、結果が授業担当者へフィードバックされる。これらの教授方法を実現するための設備としてハイフレックス仕様教室を設置し、また学生の語学能力向上を目的とした授業を設け、日本語および英語ライティングセンターも設置している。このように、授業内容や方法を工夫し、改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

学修成果の点検・評価の面では、特にディプロマ・ポリシーの第1項および第2項に関し、大学院委員会修了判定会議で確認される。第3項については、各授業科目における成績評価で知識および応用力が、必修科目「プロジェクト基礎演習」において倫理観修得が確認される。また、必修科目「マスタープロジェクト」においてディプロマ・ポリシーの第3項について学修成果として総合的に確認される。各授業科目やマスタープロジェクトの担当教員が提出した担当科目終了報告書を大学が評価し問題があれば、指摘するようにしている。また、授業報告会で学修成果が点検・評価され、教育内容・方法および学修指導の改善へ繋げるためのフィードバックの場となっている。加えて、毎学期実施する「学生生活満足度調査」でも教育目的の達成状況の点検を行い、フィードバックされている。

これらはいずれも日本語モード学生と英語モード学生を区別せずに実施している。

以上のことから、基準3の基準を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、組織規程第 7 条 3 項において、「学長は本学大学院における教育活動全般を掌理する」と規定している。京都情報大学院大学学則第 37 条においては、学長は本学大学院の学務を総括する旨が規定されている。また、入学者選考規程第 7 条 2 項で入学志願者の可否を、学位規程第 7 条では学位授与等の決定を、学長が行うことを規定するなど、学長の権限を明記している。

また、本学は教授・准教授を構成員とする大学院委員会を置き、その運営規則第 5 条に、同委員会は学長が招集し、その議長となることを定めている。同委員会は次の事項について審議を行うこととしており、学長に対して意見を述べるが、最終的な決裁は学長が行う。

大学院委員会運営規程抜粋

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

1. 学生の入学および課程の修了、学位の授与
2. 学生の退学、転学、留学および懲戒に関する事
3. 教育課程の編成に関する事
4. 前号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

さらに、本学では不可避免的に被害が発生した場合など緊急時における対応を実施するために、危機管理マニュアルを策定しているが、そのような事態が生じた場合の対策本部長は学長が務めることとしている。

このように、本学の教学における意思決定において、学長は適切なリーダーシップを規則等に基づき発揮している。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的は、基準 1-1 に記載のとおりであり、これを達成するための体制とし

て各種規程を整備している。学長のリーダーシップについては、前項のとおりであるが、組織規程第8条1項には、「本学大学院に必要な応じて副学長を置く」、同3項に「副学長は学長の命を受け校務を司り、学長の補佐をする」と、その役割を明記している。現在、副学長3人を置き、教学、国際業務、教育方法ならびに教職員育成などをはじめ、学長を補佐する体制を取っている。また、情報処理設備運営委員会、図書室委員会、国際交流委員会、ハラスメント対策委員会などの各種委員会は学長の下に置かれ、教務関連の委員会は専攻主任を中心に構成され、さらに必要な応じて、学長の指示によりワーキンググループを組織し、必要な事項の検討を行うなど学長を補佐する体制を整えている。

具体的な例としては、2023年度より、学長の指示により、「受講に関する不正行為調査委員会」を立ち上げた。この委員会は、教員から寄せられた学生の不正行為に関して、調査し、不正が認められる場合には学生に指導を与えることを目的として活動している。

【資料4-1-6】【資料4-1-7】【資料4-1-8】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の職員配置については、事務組織として、事務部（総務課、学生課、教務課）、キャリアセンター、アドミッションセンターからなる総勢46名の体制で行っている。（兼任職員を含む）

各事務組織の役割は、「事務分掌規程」（表4-1）において定めているが、必要な応じて相互に協力して、教員とも連携し、その運営を行っている。

表4-1 事務組織の役割（事務分掌規程より抜粋）

担当課		業務内容
事務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生に関する業務 ・学校行事に関する業務 ・同窓会に関する業務 ・情報システム管理
	教務課	<ul style="list-style-type: none"> ・授業運営に関する業務 ・成績評価試験の実施に関する業務 ・学生の成績管理・学位授与に関する業務 ・各種証明書の発行に関する業務 ・図書室の利用と管理に関する業務 ・教育の自己点検、評価に関する業務
	学生課	<ul style="list-style-type: none"> ・修学指導支援に関する業務 ・生活指導支援に関する業務 ・課外活動支援に関する業務
アドミッションセンター		<ul style="list-style-type: none"> ・入学制度および入試選考に関する業務 ・学生募集に関する業務
キャリアセンター		<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導に関する業務 ・就職・進路開発に関する業務

また、本学では、開学以来、教員が教育行政、学校経営等を理解し、学校運営を行えるようになること、教員と職員との円滑なコミュニケーションを促進し、効果的かつ効率的な業務を遂行することを目的として、アドミニストレーション教員（組織規程第16条）を配置し教育部門と事務部門との情報共有を緊密に図っている。教員がアドミニストレーションを事務職員とともに行うことにより、学生に対して、より身近な目線での指導も可能となり、有効な教育支援の仕組みとなっている。現在、アドミニストレーション教員は、授業時間などにも配慮のうえ、15名を配置している。（以下、組織規程第16条 アドミニストレーション教員より抜粋）（表4-2）

（アドミニストレーション教員）		
第16条	教育職員が教育行政、学校経営等を理解し、また教育職員と事務職員との円滑なコミュニケーションを促進すること、業務の効率化を図ることなどを目的とし、必要に応じてアドミニストレーション教員を置く。	
2	アドミニストレーション教員は、学長の意見を聴いて理事長が任命する。	
3	アドミニストレーション教員は、法人事務局、事務部、アドミッションセンターまたはキャリアセンターに配置する。	
4	アドミニストレーション教員の授業時間は、原則として年間16時間までとする。ただし、本人が16時間を超える授業時間を望みかつ業務に支障がないと学長が判断する場合は妨げない。	

表4-2 アドミニストレーション教員（2024年5月1日現在）

職位	氏名	担当事務業務
教授	高橋 豊	キャリアセンター長
教授	李 美慧	アドミッションセンター長
准教授	奥泉 洋子	事務部長、教務課長
准教授	小寺 敦子	学生課長、法人事務局
助教	董 慧巖	学生課
助教	Giri Rabin	学生課
助教	孟 一凡	学生課
助教	伊藤 雅之	教務課
助教	Choi Wing Kei	教務課
助教	立嶋 清雅	総務課
講師	佐古 照久	キャリアセンター
助教	王 麗鳳	キャリアセンター
助教	陳 思娜	アドミッションセンター
助教	張 博然	アドミッションセンター
助教	王 齊	アドミッションセンター

- 【資料 4-1-1】 組織規程
- 【資料 4-1-2】 京都情報大学院大学学則
- 【資料 4-1-3】 入学者選考規程
- 【資料 4-1-4】 学位規程
- 【資料 4-1-5】 危機管理マニュアル
- 【資料 4-1-6】 組織規程
- 【資料 4-1-7】 学校法人京都情報学園組織図
- 【資料 4-1-8】 学生の講義受講に関連する不正行為に対する処分内規
- 【資料 4-1-9】 事務分掌規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための規程や副学長の補佐体制は整備されている。また、大学院委員会を置いて、教育研究に関する事項などを審議して学長に意見を述べる機会が設けられ、機能している。アドミニストレーション教員を配置し教育部門と事務部門とが協力して、効果的な教育支援の教育支援の仕組みとなっている。

今後、多様化する学生に対して、適切に教育支援が行えるように教職員の質、量の充実、DX化をさらに進める予定である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

「専門職大学院」制度設立の基礎となった平成 14 年 8 月 5 日の中教審（中央教育審議会）答申「大学院における高度専門職業人養成について」においては、教員組織の指針として以下が示されている。本学の教員組織は、この指針に基づいて編成している。

平成 14 年 8 月 5 日の中教審（中央教育審議会）答申「大学院における高度専門職業人養成について」（抜粋）

5-(2) 専門職大学院は、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行うものであり、研究者養成を目的としないことから、特定の研究課題についての研究を行わせ、その成果をまとめさせるという方法ではなく、体系的な授業を中心に教育を展開することが有効な場合も多いと考えられる。このため、教育方法については、専門職大学院の目的を踏まえ、設置基準上は個別の研究指導は必須とせず、授業科目の履修のみ

を必須とし、事例研究、討論、現地調査、実習その他の適切な方法の授業により、国際水準の高度で実践的な教育を行い、社会経済の各分野で指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる人材を養成する。

6-(1) 専門職大学院においては研究指導を必須の修了要件としないことから、研究指導教員は必置とはしないこととする。一方、当該専門職大学院における教育を担当するにふさわしい高度の教育上の指導能力があると認められる者を、専任教員として必要数置くこととする。

6-(2) 実践的な教育を行う観点から、実務家教員を専任教員中に相当数置くことを義務付ける。

本学は、応用情報技術研究科を置き、その下にウェブビジネス技術専攻のみを置く、1研究科1専攻で構成している。本専攻の目的は、学則第5条2項において、以下のように定めている。

2 本専攻は、情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等の教授・研究を通じ、広い視野に立った基礎的思考能力と専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要な高度の技術能力を備えた、高度専門職業人の養成を目的とする。

この目的を達成するために、本学では「教育職員任用・昇任に関する内規」において、以下のように教員編成の基本方針を定めている。(教育職員任用・昇任に関する内規 第2条 基本方針等より抜粋)

(基本方針等)

第2条 京都情報大学院大学は応用情報分野における社会の多様なニーズに応えるため、必要に応じて関連する各分野より多様な教員を採用する。

2 京都情報大学院大学は、専門職大学院としての使命・目的に鑑み、各々の専門領域における各教員の役割を考慮し、単一の基準に拘泥することなく、多様な教育職員を任用する。

専門職大学院は、理論と実務の架橋を図るため、高度な実務上の知識や能力を有する実務家教員と高度な研究能力を有する研究者教員のバランスの取れた教員組織が求められる。また、我が国では制度創設から比較的歴史の浅い専門職大学院制度に関して、米国のプロフェッショナル・スクールなどに熟知した教育学系の教員も必要となる。このような事情に対応し、2024年5月1日現在の本専攻の教員数ならびに構成は表4-3のようになっている。

専門職大学院においては、その専任教員数、教授数、実務家教員数に関して、文部科学

省告示第五十三号に定められているが、いずれも満たしている。

表 4-3 教員数と構成比率

(2024年5月1日現在)

	専任教員数	構成比率	うち実務家教員数
教授	85名	51.8%	48名
准教授	13名	7.9%	4名
講師	12名	7.3%	7名
助教	54名	32.9%	4名
専任教員数計	164名		63名
兼任教員数			
客員教授・講師	30名		

本学の教員採用・昇任にあたっては、「教育職員選考規程」に定めており、また、採用・昇任に関する基本方針や職位ごとに必要とされる基準については「教育職員任用・昇任に関する内規」において定めている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

その概要は以下のとおりである。

採用、昇任に関する案件（以下、人事案件）が生じた場合、学長により人事委員会が適宜召集される。採用案件の場合、候補者の学歴、職歴、教育業績、研究業績および実務業績に基づき、本学の定める基準を鑑み審査を行うほか、本学の建学の理念や使命・目的を理解し、教育活動に取り組むための資質の有無について審査を行う。

昇任案件の場合、昇任候補者の教育・研究業績、校務活動、社会貢献実績に基づいて審査を行う。教育業績に関しては、「教員相互による授業評価」と「学生による授業評価」の評価結果も参考資料として用いる。

採用、昇任いずれの場合も、人事委員会での審査を経て、最終的な採否は理事会にて決定する。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

本学のFDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発に関して、高等教育・学習革新センター（Center for Teaching and Learning Excellence : CTLE）が実施しているFDについては、基準 3-2-⑤に記載のとおりであるが、これに加えて、産業界の技術動向やニーズを知るための取り組みとして一般社団法人京都府情報産業協会（京情協）との共催セミナーの開催を行っている。さらに、本学の教員が中心となって立ち上げた日本応用情報学会（Nippon Applied Informatics Society:NAIS）において講演会や研究会の実施、ジャーナルの発行活動などがある。

○一般社団法人京都府情報産業協会（京情協）との共催によるセミナーの開催

2000年前後に、経産省主導の下で各都道府県に情報系企業の業界団体の設立が進められた。京情協は、京都府下唯一の府知事認可情報系業界団体である。本学は京情協と年3回定期セミナーを共催しており、情報産業界の技術動向を把握するとともに、企業との意見

交換などから、人材をはじめ、実社会の求める様々なニーズなどの情報収集を行っている。

【資料 4-2-5】

○日本応用情報学会（Nippon Applied Informatics Society:NAIS）への活動におけるFD
 本学会は、本学の教員が中心となり設立した学会で、競争の激化するグローバルビジネス環境の中、国内外の応用情報関連分野の研究者や実務系団体関係者と緊密に連携しながら、関連分野における人材の育成、IoT 関連ビジネス技術に関わる教育及び産業の発展に寄与すること目的として活動している。本学会が年1回発行する「NAIS Journal」には、実学志向的な専門家らが研究開発した成果を多くの人々へ公開する場として本学の教員が多数投稿し、紙媒体で発行しているほか、公式ウェブサイトから誰でも無料でアクセス出来るフリーアクセスで公開している。また、本学会が主催する研究会は、本学の教員や学生が業界の最新動向などに触れたり成果発表を行ったりする場ともなっており、NAISは研究活動のみならず、本学における有意義なFD活動となっている。【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】

FDについては、大学院委員会において実施日の周知を行うとともに、実施日が近くなれば、メール等により再度告知を行っている。

また、授業報告会や京情協との共催セミナーにおいて使用された資料は可能な限りイントラネットにアップするなどし、当日、出席できなかった教員も内容の確認できるようにしている。

2018年度から2023年度に実施した京情協との共催セミナーならびにNAISの研究活動は以下のとおりである。

表 4-4 2018年度～2023年度 FD実施一覧

実施日	内容等
2018/6/26	京情協共催セミナー：「NVIDIA GPUが加速するディープラーニング」について
2018/10/12	京情協共催セミナー：「ICANNとICANN国際会議について」「ダークウェブで売買される企業情報とサイバー攻撃のサービス化」「観光先進国『京都』観光情報学の最前線」
2019/1/29	京情協共催セミナー：「インターネットがなくなる日～国内外のインターネットを支える裏部隊の光と闇～」
2019/3	NAIS Journal Vol. 13 発行
2019/6/30	日本応用情報学会研究会
2020/3	NAIS Journal Vol. 14 発行
2020/10/28	京情協共催セミナー：「深層学習の実例と求められるAI人材像」
2021/1/20	京情協共催セミナー：「インターネットは誰のもの？」
2021/2/6	日本応用情報学会研究会
2021/3	NAIS Journal Vol. 15 発行
2021/6/25	京情協共催セミナー：「『I OWN』構想について」

2021/11/4	京情協共催セミナー：「富岳による Society 5.0 に向けた高性能計算テクノロジーによるデジタルツイン」
2022/1/21	京情協共催セミナー：「インターネットはユートピアかディストピアか？」
2022/2/23	日本応用情報学会研究会
2022/3	NAIS Journal Vol. 16 発行
2022/10/6	日本応用情報学会講演会：「今日の AI、明日の AI」
2023/3/4	日本応用情報学会研究会
2023/3	NAIS Journal Vol. 17 発行
2023/6/28	京情協共催セミナー：企業に求められるサイバー犯罪&攻撃対策
2023/10/26	京情協共催セミナー：ChatGPT が引き起こす！営業・マーケティング・働き方の革命」
2024/1/25	京情協共催セミナー：「素早く導入できるロボットを目指す Keigan、現場での取り組み」
2024/3/2	日本応用情報学会研究会
2024/3	NAIS Journal Vol. 18 発行

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、米国のプロフェッショナル・スクールに倣いながら、日本最初の IT 専門職大学院として、多様化する社会のニーズに対応するため、国内外から優秀な教員や、企業等との連携により、企業からの実務に精通した教員の受け入れなどを進める予定である。

また、教職員の FD 活動に関しては、CTLE による教育の質的向上を目的とする研修や産業界の動向やニーズを把握するための研修を計画的に実施している。

今年度は、CTLE の FD 研修として、『戦後日本の大学の近未来～外圧の過去・混迷する現状・つかみ取る未来』を読み解く」と題して高等教育のあり方について研修を行う予定である。

【資料 4-2-1】教育職員選考規程

【資料 4-2-2】教育職員任用・昇任に関する内規

【資料 4-2-3】教員相互による授業評価フォーマット（日本語・英語）

【資料 4-2-4】学生による授業評価入力フォーム（日本語・英語）

【資料 4-2-5】一般社団法人京都府情報産業協会ウェブサイト（概要）

<https://www.ict-kyoto.jp/outline/>

【資料 4-2-6】一般社団法人日本応用情報学会ウェブサイト

<https://nais.or.jp/ja/>

【資料 4-2-7】NAIS Journal Vol. 18

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学における SD の取り組みとして、全教員・職員が出席する「全体会議」を学内で実施している。「全体会議」では、建学の理念、使命・目的、教育目標を改めて確認したり、教員間、教員と職員の情報共有・意見交換、コミュニケーションの促進や教育活動の現状と今後の予定の報告、さらには毎年行っている学生生活満足度調査の調査結果や学生対応を行う教職員からの意見等を参考に本学の教員・職員として必要な知識に関する研修会を実施している。また、文部科学省や日本私立大学協会、日本学生支援機構など外部機関が行うセミナー・研修会にも積極的に参加している。

SD の開催に関しては、メールまたは事務部の会議などの際に実施日の周知を行っている。また、全体会議においては録画し動画とともに当日の資料をイントラネットにアップし、当日、出席できなかった教員・職員が内容を確認したり、出席した教員・職員でも復習ができるようにしている。また、外部機関の開催するセミナー・研修会に出席した場合は、当日の資料をイントラネットにアップし、他の教員・職員がいつでも閲覧できるようにしている。【資料 4-3-1】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD に関しては、質、量ともに十分に実施していると考えているが、さらなる知見を深め、新たな情報収集のために、現在、参加できていない団体等の研修にも積極的に参加するなど、他大学、企業などとの交流も広げていきたいと考えている。

【資料 4-3-1】2018 年度から 2023 年度 SD 実施・参加一覧

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は応用情報分野の高度な知識と技術を学ぶ日本最初の IT 専門職大学院であり、建学の理念として、「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する。」を掲げている。それらの目的を達成するために、教員の約 40%が実務家教員であり、設置基準上も、いわゆる研究大学院における修了研究に類する科目は必修の修了要件とはされていない。「専門職大学院」の制度設立の基礎となった平成 14 年 8 月 5 日の中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人養成について」は、本基準 4-2-①に既出のとおりである。

(再掲すると)「5-(2) 専門職大学院は、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行うものであり、研究者養成を目的としないことから、特定の研究課題についての研究を行わせ、その成果をまとめさせるという方法ではなく、体系的な授業を中心に教育を展開することが有効な場合も多いと考えられる。このため、教育方法については、専門職大学院の目的を踏まえ、設置基準上は個別の研究指導は必須とせず、授業科目の履修のみを必須とし、事例研究、討論、現地調査、実習その他の適切な方法の授業により、国際水準の高度で実践的な教育を行い、社会経済の各分野で指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる人材を養成する。」とされており続いている記述において、「研究指導を必須の修了要件としない」とある。

しかしながら、本学では設立時より、研究大学院における修士論文に相当するものとして、マスタープロジェクト(内容は定期的な見直しを繰り返し、現在の必須科目の形になっている)を設けて、プロジェクトあるいはそれに準ずる報告書を全員に提出させている。現在のコンピュータ関連の技術進歩により、大規模な設備機器を準備しなくても、研究環境としては、高性能コンピュータが整備された実習室、グループワークにおいてはインベーシオンルームをはじめ、対面でディスカッションをすることができるスペースや個人で集中したい場合やオンラインでの受講や打合せなどが行うことができる遮音性の高い個人用ブースを備えている。またディープラーニングなどの大容量のデータ処理を行うための高性能計算機サーバを教員・学生の学習・研究用として使用することもできる。従来の研究者養成を目的とする大学などと比べると十分とは言えないまでも、最新の施設・設備において教育研究ができる環境を整えている。

このような環境のもと、本学では、企業や各団体と連携し、専門職大学院として実践的な研究を行えるよう次のような取り組みを強化している。

○大手 IT 企業との産学連携による委託研究

本学は 2019 年から大手 IT 企業から委託研究として、同社の研究活動に寄与する案件の調査、実行計画案の作成および実行支援、最新技術の調査などを行っている。また、2024 年度からは、同社と本学教員と京都市内企業の連携の AI 導入支援に関する新たなプロジェクトに向けて協議を進めている。

○一般社団法人日本応用情報学会 (NAIS) の研究会ならびにジャーナルの発行

4-2-②に記載のとおり、本学の教員が中心となり、国内外の研究者や実務系団体会員とともに一般社団法人日本応用情報学会 (NAIS) の運営ならびに研究活動を行っている。活動の内容は、年 1 回の研究会の実施とジャーナル「NAIS Journal」の発行、講演会などで

ある。研究会では、本学の教員や学生および実務系団体会員が応用技術分野における近年の動向のレビューや研究成果発表を行っており、ジャーナルには、実学志向的な専門家らが研究開発した成果を多数投稿している。【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】

○その他、研究に関する諸活動について

(1) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）からの委託研究

地球環境リモートセンシングセンター（センター長 向井苑生教授）を設置しており、2016 年から JAXA からの委託による研究を行っている。研究内容は、「偏光を用いたエアロゾルプロダクト生成用アルゴリズムの保守」, 「GCOM-C/SGLI 偏光を用いたエアロゾルプロダクト生成用アルゴリズム・システムの保守と改善」, 「偏光を用いたエアロゾルプロダクト生成用アルゴリズムの保守」などである。

本学のグループ校である京都コンピュータ学院は、宇宙物理学研究を起源にしており、そのような経緯もあり、本学にとって JAXA からの委託研究は重要な研究と位置付けている。2024 年 11 月には、地球環境に関する国際会議である APOL02024 を本学地球環境リモートセンシングセンターがオーガナイザーとなり開催することが予定されている。

(2) サイバー京都研究所におけるドメイン研究活動と SIG におけるインターネットガバナンスの勉強会の実施

インターネットの構成要素であるドメインの 1 つとして、2015 年に地理的名称トップレベルドメイン「.kyoto」が誕生した。本学は、この「.kyoto」の管理運営事業者（レジストリ）である。

本学では、サイバー京都研究所（所長 内藤昭三教授）を開設し、京都府、京都市、京都商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会、公益社団法人京都工業会、一般社団法人京都経済同友会をはじめ、京都の公益法人や民間企業、大学など 21 団体を諮問委員会とする公益性を重視した、京都ブランドカアップ、安心・安全なクリーンドメイン構築実現に向けて取り組んでいる。専門職大学院としてドメインの管理運営を行うことだけではなく、京都を代表する団体と本学が主体となり、インターネットについて意見交換や議論ができることは大変有意義なこととなっている。

また、2023 年 10 月に国連主催による国際会議「インターネット・ガバナンス・フォーラム 2023 (IGF2023)」の京都開催に合わせて、本学は日本で初となる SIG (School on Internet Governance) 事務局を学内に設置し、様々な方面からインターネットガバナンスについて考える全 6 回からなる SIG Japan を開催し、公開による勉強会を行った。SIG Japan の各回で話し合われたテーマを以下に記載する。【資料 4-4-3】

動画配信	第 0 回 インターネットガバナンス 初歩の初歩
2023/7/23	第 1 回 インターネットの技術的側面 ～プライバシー、セキュリティを中心に～
2023/8/19	第 2 回 インターネットの法律的側面 ～プライバシー、セキュリティを中心に～
2023/9/10	第 3 回 デジタル化って何？

2023/10/7	特別回 IGF2023 京都開催記念イベント 「これからのインターネットを担う若者のための SIG」
2023/11/25	第 4 回 インターネットガバナンスについて考える
2023/12/3	第 5 回 インターネットガバナンス議論の変遷と意義

本年 4 月には、ブラジルインターネット運営委員会が主催するインターネットガバナンスに関して議論を交わす会議「NETMundial+10」が同国サンパウロで開かれ、本学サイバー京都研究所から立石聡明教授と田中恵子助教が招待され参加した。

NETMundial+10 では、政府、民間セクター、技術者コミュニティ、学術、市民社会といった様々なステークホルダーが参加し、これからのインターネットガバナンスに関する議論を行った。【資料 4-4-4】

○外部機関からの研究費等の獲得について

本学は、企業や JAXA からの委託研究費、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費など外部機関からの研究を獲得しており、過去 5 年間の実績は次のとおりである。

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
16,340,000 円	17,717,000 円	16,157,000 円	11,0330,000 円	14,532,000 円

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、公的研究費及び研究活動に係る不正行為の防止に関する規程において、研究における倫理ならびにその運用を定めている。同規程で、学長は本学における研究活動及び公的研究費等の管理・運営の適切性の維持に関する最高管理責任者として、本学大学院全体を統括し、最終責任を負うこととしている。

また、研究費の運用に関しては、研究費等の取扱い内規により定めており、使用目的、希望額などを必要な事項を専攻主任に提出し、専攻主任が申請内容を検討し、使用目的、申請額の妥当性を審査し、予算を鑑みて事務局長が決裁することとしている。

さらに、科研費に関しては、科学研究費助成事業の取り扱いに関する規程ならびに科学研究費助成事業に関する運用規則を定め、適切に運用している。【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

上述のとおり、本学が主として進める研究活動に関しては活動内容に応じた資源分配を行っている。また、本学では、各教員に渡し切りの研究費は支給しておらず、教員個々の研究費に関しては、研究費等の取扱い内規などの規程により、都度、研究内容を審査のうえ、研究費の分配を行っており、適切に管理している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、IT 専門職大学院として、今後も実践的な研究活動を中心に進める予定である。また教員の増加に伴い、教員の研究に関して指導を行う担当部門の設置も検討しており、

これにより外部機関からの研究費等の獲得も強化したいと考えている。

【資料 4-4-1】 一般社団法人日本応用情報学会ウェブサイト

<https://nais.or.jp/ja/>

【資料 4-4-2】 NAIS Journal Vol.18

【資料 4-4-3】 京都情報大学院大学が「.kyoto」を管理運営（大学案内抜粋）

【資料 4-4-4】 ブラジルで開催のインターネットガバナンスに関する会議に参加

<https://www.kcg.edu/news/2024/05-20>

【資料 4-4-5】 公的研究費及び研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

【資料 4-4-6】 研究費等の取扱い内規

【資料 4-4-7】 科学研究費助成事業の取り扱いに関する規程

【資料 4-4-8】 科学研究費助成事業に関する運用規則

【基準 4 の自己評価】

IT 専門職大学院として、その制度設立の趣旨を鑑み、本学の教育目的を実現するために、副学長の支援や教員・職員の協力体制のもと、学長がリーダーシップを発揮しており、適正に教学マネジメントが機能している。

また教員の採用、昇任などの教員の配置も適切になされ、教育内容・方法等を改善するための研修は、CTLE を設置するなど組織的に実施されている。教員も含めた職員研修に関しては、本学職員として知っておくべき学校運営に関する知識の周知や実務的に必要となる情報収集なども十分に実施している。研究支援に関しては、実践的な研究活動をはじめとして多彩な活動を展開している。

以上のことから、基準 4 の基準を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人京都情報学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）において「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」（第 3 条）と定め、関連法令を遵守し、これら諸法の趣旨に従って本学の運営・経営をすることを表明している。【資料 5-1-1】

経営の規律と誠実性を維持するためには、適切な組織体制が存在することが必須となる。

寄附行為は、「理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する」（第18条2項）とし、理事長が、「法令およびこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する」（第14条）としている。また理事長による職務遂行の適切性を確保するために、評議員会を設置し、理事長は定められた事項や重要事項に関して、あらかじめ評議員会に諮ることとしており、これらの規定の存在は、本学が経営の規律と誠実性を維持しようとする旨を表明している証左といえる。

また本法人の「管理運営のための基本事項」を規定する「組織規程」を設け、同規程において本法人の機関として「議決機関」「審議機関」「諮問機関」について定め、「法人事務局およびその他の関連機関の円滑かつ適正な管理、運営」の実現を図っている。

さらに組織の倫理・規律に関する方針を定めるため、「コンプライアンス規程」を設け、教職員等の責務として「コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない」（第3条）と定めている。【資料5-1-2】【資料5-1-3】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

（1）継続的努力のための組織体制

「教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」（寄附行為第3条）としているとおり、本法人では、これら諸法の趣旨に沿った運営を行い、本学の使命・目的の実現に向けた継続的努力をしている。具体的には、本法人の議決機関である理事会が、寄附行為に規定する議案の議決を行い、理事長は、予算や事業計画など寄附行為第22条に定める事項について諮問機関である評議員会に対して諮問しその意見を聞くことを通じて、理事会による決定の適切性・妥当性等について確認する体制で経営の規律維持に努めている。また、役員および評議員の運営管理の能力ならびに適格性に疑義が生じた場合に審査を行う倫理委員会を設け、本法人の運営を行う役員・評議員の質の維持を図ることとしている。なお理事の選任（寄附行為第6条）に際しては、理事会において、評議員の選任（寄附行為第24条）に際しては、理事会または評議員会において、被選任者の運営管理能力・適格性について慎重に審査を行っていることから、実際に役員又は評議員の適格性等に疑義が生じた事例はこれまでにない。

また「公益通報に関する規程」を定め、本学における教育・研究活動または業務運営にあたって不正の事実が為された場合の通報の取り扱いについて規定し、教職員・学生が本学に対して通報できる窓口を本学事務局に設置している。【資料5-1-4】【資料5-1-5】

本法人の設置する京都情報大学院大学の目的については、京都情報大学院大学学則（以下「大学院学則」という）第2条に「本学大学院は、情報およびその関連技術の発展に即応し、理工学・経営学等の関連する学問分野の理論および応用技術等を教授し、以って高度専門職業人の養成を目的とする」と定めており、この目的を達成するため、「学位授与その他重要事項の審議にあたる」機関として「大学院委員会」がある（大学院学則第35条）。大学院委員会は「大学院委員会運営規程」に基づき運営され、原則として2週間に一度開催され、教育課程の編成など教育研究に関する重要な事項について審議を行い、学長に対して意見を述べることとしている。

なお法人の事務を司るために法人事務局があり、本学大学院の事務を司るために事務局

が置かれており、規律性ある経営の実現に向けて両者は密接に連携している。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

(2) 中期事業計画について

経営の基本方針を具体化するため中期事業計画を立案しており、「学校法人京都情報学園中期事業計画 2019-2023」においては、重点項目として「(2) 教育の充実化」を挙げており、2019年に高等教育・学習革新センターを創設し、本学教職員がSD, FDなどを通して、アクティブラーニングや反転授業など最新の教育方法を学習し、教育レベルの底上げを行うべく活動してきている。学生は、それぞれの興味・関心や学修の深度などに応じて、専門分野と産業科目群から、様々な選択と組み合わせができるように、学生主体の自由な学びを尊重しつつ、応用情報技術専門家の育成に向けた知識と技術の積み上げを図るよう、カリキュラムが設計されている。ITの応用分野がますます多岐に広がる中、カリキュラムの継続的な見直し、各専門分野、各産業のマーケット動向や技術動向に応じた科目の増設など、応用情報技術者育成につながる科目の新規開設を行っていく。【資料 5-1-8】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 人権への配慮

本学は、学生・教職員など本学の関係者個人の人権を尊重して運営を行っており、学内において「ハラスメントのない就学環境、就業環境を実現するために、ハラスメントの発生の防止と、発生した場合における迅速な対応、適切かつ公正な措置を講ずる指針」である「ハラスメント防止ガイドライン」、個人情報取り扱いに関する「個人情報保護に関する規程」等、人権に配慮した規程を定めている。「ハラスメント防止ガイドライン」においては、「ハラスメント」を「相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって相手の人権を侵害し、教育・研究及び就労環境等を悪化させること」と定義し、その対策として、相談窓口を事務部に設置すること、「相談、調査、調停、処分に関する留意事項」などについて定めている。【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

教職員に対する周知については、校舎内において「ハラスメント防止ガイドライン」をいつでも閲覧できる状況にしているほか、教職員用の学内ネットワークシステム内のフォルダにアップしている。学生に対する周知としては学生便覧に「個人情報の取り扱いについて」「ハラスメント(嫌がらせ)対策」という項目を掲載し、ハラスメント通報用のeメールアドレスを掲載しているほか、ハラスメント相談窓口についてCampus Plan Portalシステムを通じて案内している。【資料 5-1-11】

(2) 安全への配慮

本学では、安全への配慮として「危機管理マニュアル」を定め、災害・事件等のリスクへの対応について「危機が顕在化し、混乱が発生した場合でもあっても、①学生・教職員その他本学関係者の安全確保を第一に考え、②授業など教育業務の早期復旧と継続に努め、教育機関としての社会的責任を果たし、その社会的信用を維持する」ことを基本理念とし、危機管理体制およびその運用について定めている。「危機管理マニュアル」についても、「ハ

ラスメント防止ガイドライン」と同様に教職員用の学内ネットワークシステム内のフォルダにアップし、教職員への周知を行っている。実際に2024年1月1日に発生した能登半島地震の際などには、直ちに全学生への安否確認を行い迅速な対応を行った。また、災害時用の食料や簡易トイレなどの資材を備蓄している。【資料5-1-12】

(3) 環境への配慮

本学の場合、実験等で環境に悪影響を与えるような施設は存在していないが、資源の再利用を考慮して、ごみの分別を行うほか、省エネルギー対策として、学生・教職員に対して、無駄な電力消費を抑えるため、こまめに消灯することを求め、また、蛍光灯をLEDに順次移行している。夏季においてはクールビズを採用して省エネルギーに対する意識向上を働きかける取り組みを行っている。

2022年度秋学期より開校した百万遍新校舎（本部棟）においては、屋上に太陽光パネルを設置することで、環境にやさしい自然エネルギーを利用している。また、屋上を緑化し、建物内の温度を下げることで、夏場のエアコンの省エネルギー化を、建物内の一部にトップライトや中庭を設け、照明電力の省エネルギー化を図っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、本学では法令を遵守し、人権等を尊重した学校運営を心掛け、大学の果たすべき社会的責任を担いながら、経営の規律と誠実性の維持に努める所存である。

【資料5-1-1】学校法人京都情報学園寄附行為

【資料5-1-2】組織規程

【資料5-1-3】コンプライアンス規程

【資料5-1-4】倫理委員会規程

【資料5-1-5】公益通報に関する規程

【資料5-1-6】京都情報大学院大学学則

【資料5-1-7】大学院委員会運営規程

【資料5-1-8】学校法人京都情報学園中期事業計画（2024-2028）

【資料5-1-9】ハラスメント防止ガイドライン

【資料5-1-10】個人情報保護に関する規程

【資料5-1-11】学生便覧P18, P67 個人情報の取り扱いについて、ハラスメント（嫌がらせ）対策

【資料5-1-12】危機管理マニュアル

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の設置法人である学校法人京都情報学園（以下本法人という）の理事会は、寄附行為に基づいて、必要な組織が整備されており、その管理運営体制は適正である。その構成員である役員や評議員などは、寄附行為に従って選任されている。現在の選任条件、定員、現員は、以下の表 5-2-1、5-2-2 のとおりである。

議決機関である理事会、及びその諮問機関である評議員会の開催については、令和 5（2023）年度においては、5 月、12 月、3 月に開催しており、事業計画、予算、決算、寄附行為や重要な規程の改廃、大学の企画・運営に関わる重要事項について審議・決定を行っている。また、理事会が大学院委員会による審議が必要と判断した事項については、大学院委員会に審議を指示し審議結果は理事会に上程されている。

理事会・評議員会の出席状況の平均としては、理事会 74%、評議員会 84%であり、意思表示書提出による出席を含めると、理事会 100%、評議員会 100%の出席状況であり、良好な出席状況の下、適切な意思決定がなされている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

表 5-2-1 役員（理事・監事）の選任条件、定員、現員（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

役員の種類	選任条項	定員	現員
理事	第 6 条第 1 項第 1 号（学長）	1 人	1 人
	第 6 条第 1 項第 2 号（評議員）	2 人	2 人
	第 6 条第 1 項第 3 号（学識経験者）	6 人	6 人
監事	第 7 条第 1 項	2 人	2 人

表 5-2-2 評議員の選任条件、定員、現員

種類	選任条項	定員	現員
評議員	第 24 条第 1 項第 1 号（法人職員）	7 人	7 人
	第 24 条第 1 項第 2 号（本学修了生）	4 人	4 人
	第 24 条第 1 項第 3 号（学識経験者）	8 人	8 人

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

寄附行為に定められた管理運営体制を基に、必要な組織を整備しつつ今後も引き続き社会情勢の変化に即応した、戦略的意思決定を行えるよう理事会の機能の向上を図っていく。

【資料 5-2-1】 学校法人京都情報学園寄附行為

【資料 5-2-2】 学校法人京都情報学園理事・監事・評議員名簿等

【資料 5-2-3】 令和 5 年度理事会・評議員会開催状況

【資料 5-2-4】 大学院委員会運営規程

【資料 5-2-5】 組織規程

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関意思決定の円滑化

本法人が設置する教育機関は、京都情報大学院大学のみであり、コミュニケーションは取りやすい状況にある。本学の最高意思決定機関である理事会には学長も理事として出席しており、他方、学長の議長の下、授業ならびに指導、学位授与の審査その他必要な事項を審議する大学院委員会には教授でもある理事長も出席している。法人と大学は常に情報の共有を図りながら、問題点の把握から意思決定までシームレスな体制を取っている。また、大学院委員会には、アドミニストレーション教員でもある事務部長、アドミッションセンター長、キャリアセンター長、また、学長の命により法人事務局長も出席しており、各部門間の情報共有を図っている。理事会は年間 3～4 回程度、大学院委員会は原則 2 週間に一回行われており、良好なコミュニケーションが図られている。

また、本学は「教育職員が教育行政、学校経営等を理解し、また教育職員と事務職員との円滑なコミュニケーションを促進すること、業務の効率化を図ることなどを目的とし、アドミニストレーション教員を配置（組織規程第 16 条）」しており、学校の経営人材を育成するとともに、教育部門と事務部門との情報共有を緊密に図っている。【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人は「学校法人京都情報学園寄附行為」第 5 条の定めるところにより、2 人の監事を置いている。監事の職務については、「学校法人京都情報学園監事監査規程」において、業務執行ならびに財産状況の監査と定めており、同規程に基づき、監事は、年度当初に監査計画を立て、計画に基づいた監査を実施しているほか、理事会、評議員会にもすべて出席している。また、監査法人による会計監査時には、監事と会計監査人との間で情報交換を行っている。

評議員に関しては、同寄附行為第 20 条の定めにより、理事の 2 倍以上の 19 人を置いており、理事会への意見や諮問に答えるなど行い、学校法人の運営における公共性を担保している。【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

また、内部監査室を理事長直属に配置し、監事同様、年度当初に内部監査計画を立て、予算執行、資産管理、出納管理、教務、学生支援、入試状況など大学院の運営が適切に行われているかを監査しているが、内部監査室と監事も監査状況等、随時共有し、効率のかつ、組織的な監査を心掛けている。【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

以上のように、法人および大学の運営においては、監事の監査をはじめ、公認会計士による会計監査、内部監査室による監査などを行い、また監事が中心となり連携し、学校法人の公共性を確保するべく役割を果たしている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

規模的にも一法人一大学であり、良好なコミュニケーションが取られ、ガバナンスも機能している。また、理事長、学長のリーダーシップの下、アドミニストレーション教員をはじめ教職員はフォロワーとしてボトムアップの体制も取れている。

監事を中心に会計監査人、内部監査室の、いわゆる三様監査の体制の強化を図り、公共性の高い学校法人として、より一層のガバナンスの充実を進める。

【資料 5-3-1】 組織規程

【資料 5-3-2】 学校法人京都情報学園寄附行為

【資料 5-3-3】 学校法人京都情報学園監事監査規程

【資料 5-3-4】 2024 年度学校法人京都情報学園監事監査計画書

【資料 5-3-5】 学校法人京都情報学園内部監査規程

【資料 5-3-6】 2024 年度内部監査計画書

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では中期事業計画に基づき予算編成、執行管理を行っている。平成 31（2019）年度に策定した「学校法人京都情報学園中期事業計画」においては、「ICT 分野において不足している人材は、ICT の技術を理解し、それを社会の多様な分野に応用する人材であり」「本学の建学の理念である『社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する』ということを再認識」し、「様々な分野において ICT を駆使できる人材の育成にさらなる努力を傾注」することが方針として掲げられている。【資料 5-4-1】

以前は、本学の外国人留学生の出身国別の比率は中華人民共和国が大半を占めていたが、ここ数年で主にネパールやスリランカなど複数の国から、英語モードの留学生の数が増加している。また、学生数の増加に対応すべく、2022 年度秋学期より、最新の教育設備などを導入した新校舎の運用を開始している。このような多様な国からの留学生の増加に対応し、また、新しい校舎の最新の教育設備を導入・整備するため、人件費や設備関係支出の予算を充実させることで、これらの変化に対応する教育を行うべく予算編成を行っている。

開学 21 年目を迎え、定員は開学時と比較して 11 倍に増加しており、学生生徒納付金、事業活動収入はそれに伴って増加している。学生生徒納付金は、令和元（2019）年度と比較して令和 5（2023）年度は、71%の増加と順調に推移しており、令和 6（2024）年度はさらに増加することが見込まれている。前述のように人件費を含めた経費も定員の増加に伴

って増加させているものの適切な範囲内であり、事業活動収支差額の推移も堅調である。

【資料 5-4-2】

平成 16 (2004) 年の開学以来、内部留保の確保に努めてきたが、学生の学習環境をより良いものにするため、令和 4 (2022) 年 10 月に百万遍キャンパスに新しい校舎を建造し開校した。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

ここ数年の英語モードの学生数の増加に伴い、多言語対応を可能にするために、海外出身の教職員数を増加させ、教育研究経費も予算確保に努めている。

本学の経常収支差額比率は、直近 5 年間を通して 20%以上で推移しており、財務の健全性は非常に高い水準を保っている。2022 年度に、新校舎の建築費用の一部について借入金が発生したが、借入金等利息比率は 0.1%であり、事業活動収支・経常収支についてもともにプラスを保っている。収支バランスも確保されており、財務基盤はまったく問題はない。

収入の内訳においては、学生生徒納付金比率の直近 5 年間の平均が 91.1%となっている。科研費をはじめとして、外部資金の取得にも注力しており、平成 28 (2016) 年度より毎年、JAXA (国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構) の受託研究経費も獲得獲得し続けるなど、外部研究経費の獲得も進んでいる。【資料 5-4-3】

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

上述のように本学は、学生生徒納付金に収入の多くを頼っているが、中期事業計画に基づいた予算執行管理を適切に行っており、財務基盤にも全く問題がない。

外部資金獲得に向けて、現在本学で現在取り組んでいる施策は、公開講座の開講、寄付金の募集、科研費など外部研究費の取得などが挙げられる。これらについては今後も継続して取り組んでいく。

【資料 5-4-1】 学校法人京都情報学園中期事業計画 (2019-2023)

【資料 5-4-2】 学生生徒納付金の推移

【資料 5-4-3】 研究経費取得額の推移

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準、寄附行為、会計・経理規程ならびに会計経理規程施行細則に基づき、適切な会計処理を行っている。【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】

予算の決定にあたっては、学長、研究科長、専攻主任、事務部長、法人事務局長からなる予算編成審議会の審議を経たうえで、予算編成方針を理事長に提出する。理事長はその方針をもとに、予算を作成し、評議員会の諮問、理事会での議決を経て、次年度の予算が決定される。【資料 5-5-3】

予算の決定後、会計責任者はこれを配賦し、予算の執行状況を継続的に管理して、適宜理事長に報告を行う。またやむを得ない事由により、予算の追加、その他変更を必要とするときは、予算編成の手続きに準じ、補正予算を編成する。

決算については、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録および付属明細書、事業報告書といった計算書類を毎年5月末日までに会計責任者が作成し、理事会の議決、評議員会への報告を経て繰越収支差額の処分を行う。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

外部監査については、毎年1月及び5月に公認会計士による監査を行っている。この監査では、公認会計士2人により決算書類等各種帳票の精査、不備なく適切な処理が行われているか否か、ガバナンスの遵守状況などの監査が実施され、これまで監査報告書により問題ないことが報告されている。またよりの確な監査を実施するため、監査期間中には公認会計士と監事との間で各種業務の執行状況等についての意見交換の機会も設けている。

【資料 5-5-4】

監事監査については、監事監査規程に基づき、毎事業年度初めに定期監査の概要を記した監査計画書を策定し、それに基づき監事が帳簿書類等の閲覧、照合を行い、監査報告書を会計年度終了後2カ月以内に理事会および評議員会に提出している。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】

内部監査については、内部監査規程に基づき、毎事業年度初めに当期の監査方針、監査対象部署、監査項目、実施日程などを記した監査計画書を策定し、計画的に監査を行うとともにその結果を理事長に報告している。【資料 5-5-8】【資料 5-5-9】【資料 5-5-10】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

各責任者や担当者がおのおの堅守すべき基準や規程に沿って会計処理、監査を適切に行うことはもちろん大切であるが、現状の体制を堅持していくだけでは、今後の規模の拡大や環境の変化に対応していくことは難しいこともまた事実である。そうした変化に応じて柔軟に規程や監査体制の改変を行える土壌を育てていくことで、適正な会計処理と厳正な監査体制を継続維持していく。

【資料 5-5-1】 学校法人京都情報学園寄附行為

【資料 5-5-2】 会計・経理規程、会計・経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 予算編成審議会規程

【資料 5-5-4】 独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-5】 学校法人京都情報学園監事監査規程

【資料 5-5-6】 2024 年度学校法人京都情報学園監事監査計画書

【資料 5-5-7】 監事監査報告書

【資料 5-5-8】 学校法人京都情報学園内部監査規程

【資料 5-5-9】 2024 年度内部監査計画書

【資料 5-5-10】 2023 年度内部監査報告書

【基準 5 の自己評価】

本学は学校教育法，私立学校法，設置基準をはじめとする各種法令を遵守し適切に管理・運営している。理事会，評議員会は，寄附行為に定めるところにより行われており，理事，評議員，監事は適切に機能している。

学校法人と大学，各部門間のコミュニケーションは極めて良好であり，相互チェックによるガバナンスも機能しており，理事長，学長のリーダーシップのもと，教職員からのボトムアップやアドミニストレーション教員の役割も効果的に作用し，バランスのとれた経営・管理を行っている。また，教職員の資質や能力向上のための SD・FD についても計画的に取り組んでいる。

安定した大学運営には，安定した財務基盤が不可欠であるが本学においては学生生徒納付金等の事業活動収入も着実に増加しており，堅調な財務基盤を築いている。寄付金や外部研究費など外部資金獲得も着実に実績を上げている。

会計処理は適正に行われ，会計監査も体制も整備され，厳正に実施されており，教育情報・財務情報などの公開や，環境保全，人権，安全への配慮など，大学の果たすべき社会的責任を全うしている。

以上のことから，基準 5 の基準を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は，建学の理念および本学の使命・目的，3つのポリシーに基づいた学校運営，教育を行うにあたり，理事長教育諮問会議，自己点検・評価委員会，高等教育・学習革新センター，大学院委員会，内部監査室，企画運営室，教育課程連携協議会の各組織を整備し，責任体制の確立を行っている。【資料 6-1-1】

理事長教育諮問会議は，組織規程に「本学の教育における課題および教育カリキュラムや中長期的な将来構想の検討・立案に関する事項を協議する」と定めている。理事長，学長，副学長および企画運営室，事務部より数名が参加している。【資料 6-1-2】

自己点検・評価委員会は，自己点検・評価に関する規程に「第 3 条 委員会は，本学大学院の教育研究水準の向上を図り，併せて本学大学院の目的および社会的使命を達成するため，自己点検・評価に関する事項を審議し，その実施にあたることを目的とする」と定

めている。【資料 6-1-3】

高等教育・学習革新センターは、組織規程第 18 条に附置研究所として定めている。同センターでは、FD の実施、教員相互による授業評価、学生による授業評価、授業報告会の実施のほか、教育及び学修支援活動やアクティブラーニングの活性化を図るとともに、今後、授業の実態を調査し、収集したデータをもとに、本専攻の教育の質的向上を多方面に検討している。【資料 6-1-2】

大学院委員会は、本学の専任の教授・准教授が参加する会議で、学則に「第 35 条 本学大学院大学に学位授与その他重要事項の審議にあたる大学院委員会を置く」「第 36 条 大学院委員会は、その専攻に関する授業ならびに指導、学位授与の審査その他必要な事項を審議し、学長に対して意見を述べることができる」、組織規程第 3 条 2 に「大学院学則に規定する本学大学院の教育に関する事項を審議するため、適時会議を開催する」と定めている。本学の方針に関する説明や各種報告もされるため、内部質保証に関する認識を共有する場ともなっている。【資料 6-1-2】【資料 6-1-4】

内部監査室は、組織規程第 4 条に「別に定める本法人の業務ならびに財務に関する事項の監査を行う」と定めている。業務監査に関しては、業務の管理運営、執行等の効率性、適法性及び組織、制度、規程等の妥当性に関する監査を行う。財務監査に関しては、予算執行、会計処理、財務管理等の効率性、適法性に関する監査を行う。監査報告書は理事長に提出され、理事長は、その結果に基づき、必要に応じて内部監査室長を通じてまたは直接に当該部署の長に是正改善の指導助言または指示をする。【資料 6-1-2】【資料 6-1-5】

企画運営室は、組織規程第 12 条に「本学大学院に企画運営室を設け、室長を置く」、第 12 条 3 に「企画運営室長は、学長の命を受け、本学の広報戦略、運営体制等の課題および中長期的な体制や将来構想の検討・立案に関する業務を掌理する」と定めている。【資料 6-1-2】

教育課程連携協議会は、組織規程第 4 条 2 に「教育活動の質的向上、教育課程の編成、授業科目の開発において、幅広く産業界と連携を行う」と定めている。IT・産業界ならびに地域社会との連携による授業科目の開発および実施、その他の教育課程の編成および実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項に関して審議し、学長に意見を述べる。【資料 6-1-2】【資料 6-1-6】

本学では、これらの組織がその役割を果たしつつ、連携して内部的質保証を行っている。

学校法人京都情報学園におかれている理事会には、本学からも学長が理事として、評議員会には、副学長、事務局長らが評議員として参加していて、審議の過程で十分な説明や報告の機会が確保されており、役員の理解と支持を得たうえで、議決がなされている。理事会での決議結果については、理事長教育諮問会議、大学院委員会、教職員が参加する全体会議等で教職員の理解と支持を得ている。以上のように、理事会、評議員会とも連携がなされている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期事業計画でも述べているように、日本は IT 分野の専門人材不足が深刻化しており、経済産業省によると 2030 年には中位シナリオの場合で約 45 万人、高位シナリオでは約 79 万人にまで不足が拡大するとされている（経済産業省「IT 人材需要に関する調査（概要）」）

(平成 31 年 4 月)」。また、昨今の AI の急速な進化に伴い、AI を正しく利活用できる人材の育成も急務である。本学は、これらの社会的ニーズに応えるため、中期事業計画に即し、学長のリーダーシップのもと、各組織が連携して内部的質保証に努めていく。

【資料 6-1-1】 学校法人京都情報学園組織図

【資料 6-1-2】 組織規程

【資料 6-1-3】 自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-4】 京都情報大学院大学学則

【資料 6-1-5】 内部監査規程

【資料 6-1-6】 教育課程連携協議会規程

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、学則第 4 条に「本学大学院は、教育水準の向上を図り、本学大学院の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」と定め、自己点検および自己評価を自主的・自律的に行うこととしている。【資料 6-1-4】

また、教育内容・方法の質向上を図る組織的な取り組みとして、教員相互による授業評価、学生による授業評価、授業報告会を毎学期行っている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】

自己点検・評価の実施組織として、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価に関する規程第 3 条において、「委員会は、本学大学院の教育研究水準の向上を図り、合わせて本学大学院の目的および社会的使命を達成する、自己点検・評価に関する事項を審議し、その実施にあたることを目的とする」と定めている。また、第 4 条において、「1. 学長、2. 研究科長、3. 専攻主任、4. 事務部長、5. その他学長の定める者」をもって構成することと定めている。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の指針を決定し、自己点検・評価活動を行っている。【資料 6-1-3】【資料 6-2-3】

自己点検・評価にあたっては、自己点検・評価委員会のもとに運営部会を置き、教育および事務の各組織の自己点検・評価を行うとともに、自己点検・評価報告書案を作成して自己点検・評価委員会の委員長に提出することとしている。運営部会は「1. 研究科から選出された委員 複数名、2. 専攻主任、3. 法人事務局から若干名、4. 関係する事務部長、事務部各課の課長、アドミッションセンターセンター長、キャリアセンター長、または課長およびセンター長より指示された者、5. その他委員会より指示された者」をもって構成すると定めており、委員の選任においては、教員・事務組織を横断し、多数の視点をもって自

己点検・評価報告書案の取りまとめを行うようにしている。【資料 6-2-4】

自己点検および評価の結果については、自己点検・評価委員会委員長である学長より、理事会および大学院委員会にて報告される。自己点検・評価報告書は、本学ウェブサイトに掲載し、公表している。【資料 6-2-5】

以上のように、自己点検・評価は適切な体制で実施され、その結果を公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、教員相互による授業評価、学生による授業評価を行い、そのデータ収集および分析は高等教育・学習革新センターが担っている。分析結果は、毎学期末に開催される授業報告会で教員に報告され、授業の改善につなげている。【資料 6-2-1】

学生の属性、成績、履修状況、出席等のデータは、Campus Plan にて管理している。これらのデータは、各部署で利用・分析できるようになっており、学生募集や授業計画、学生サービス、学習指導等に活用している。また、企画運営室においても、中長期的な体制や将来構想の検討・立案に活用している。これらのデータや分析結果、各部署での検討結果は、必要に応じて自己点検・評価委員会、大学院委員会等に報告され、運営方針の策定やカリキュラム更新の際などにも活用している。【資料 6-2-6】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では以前より LMS (Learning Management System) を利用しているが、2022 年度より、新たに BlackBoard 社の LMS を導入している。LMS から収集できる学生の学習データを分析し、より学習効果を高めるべく活用するための準備を進めている。

【資料 6-2-1】 2023 年度秋学期 学生および教員相互による授業評価の結果（抜粋）

【資料 6-2-2】 2023 年度秋学期 授業報告会資料

【資料 6-2-3】 自己点検・評価委員会委員名簿

【資料 6-2-4】 自己点検・評価委員会運営部会構成員

【資料 6-2-5】 評価結果の公表（本学ウェブサイト）

【資料 6-2-6】 Campus Plan 画面の例

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価の結果を教育研究活動や大学運営の改善・向上に結び付けるため、自己

点検・評価の結果や認証評価の結果を基に、自己点検・評価委員会の運営部会において、改善すべき点、方法について検討している。その検討結果は、自己点検・評価委員会および大学院委員会に報告される。改善すべき点に対しては、学長より担当部署または担当者に改善への指示がなされる。自己点検・評価委員会は、改善結果の検証を行う。また、毎期実施されている授業評価、授業報告会をはじめとして、学生生活満足度調査などが行われた際にも、その結果を大学院委員会等にて報告し、各部署レベルでの改善や必要に応じてワーキンググループで検討を進めていき、さらに改善結果を大学院委員会に報告するようにしている。以上のように、PDCA サイクルに沿って進められている。

たとえば、本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、出身学部を限定することなく、極力多様なバックグラウンドを有する学生を受け入れており、その結果、約半数が文系学部出身となっている。応用情報技術分野での高度専門職業人を育成する本学のカリキュラムにおいては、一定レベルの基礎数学の知識が必要となるため「数学教育検討会」（ワーキンググループ）を立ち上げて検討し、2019年より複数の基礎数学科目を開設している。また、カリキュラム・ポリシーの「変化への対応」として、社会的にニーズの高まる人工知能やデータサイエンスに関連する人材を育成するため、2021年度秋学期より新たに専門分野に「人工知能」を加えるとともに、「ビジネスデータアナリティクス」を「データサイエンス」に改編している。これらは学生募集においても、効果をもたらしている。以上のように、教育の改善・向上に反映している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

また、令和 5（2023）年に分野別認証評価を受審しているが、その結果を受けて、種々の改善を進めている。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

開学から 20 年が経過し、規模が拡大するにしたがってより多様な学生が集まるようになってきている。技術の進歩とともに社会のニーズも変化している。これらの状況の変化により即時性をもって対応し、改善・向上を効果的に進めていくために、今後とも各組織が連携して取り組む体制を強化していく。

【資料 6-3-1】 数学教育検討会の大学院委員会への報告資料

【資料 6-3-2】 「人工知能」専門分野検討の大学院委員会への報告資料

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立し、各組織が連携して内部的質保証を行っている。また、自主的・自立的に自己点検・評価を実施するとともに、その結果を共有し、各組織が連携して改善に取り組み、その結果を検証するようにしている。

以上のことから、基準 6 の基準を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

<<A-1 の視点>>

A-1-① 大学施設の開放，公開講座など，大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放，公開講座など，大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

本学は大学が果たすべき地域社会への貢献のため，社会連携の一環として，大学が持っている物的・人的資源の社会への提供として以下のような取り組みを行っている。

1. 公開講座

1-1. 「インターネット・ガバナンス・フォーラム」への貢献

総務省によると「インターネット・ガバナンス・フォーラム」(IGF) について次の説明がなされている。

IGF (インターネット・ガバナンス・フォーラム) は，インターネットに関するあらゆる課題について，国連主催のもと，多様な関係者が対等な立場で対話を行うインターネット政策の分野で最も重要な会議の 1 つです。2006 年の第 1 回会合以降毎年開催されており，第 18 回目となる本会合が京都で開催されます。今回の会合では，“Internet We Want - Empowering All People -” (私たちの望むインターネット-あらゆる人を後押しするためのインターネット-) という全体テーマのもと，多様なステークホルダーが主催する約 300 のセッションが開催され，あらゆるインターネットの諸課題について議論を実施します。【資料 A-1-1】

2023 年は日本で初めてこのフォーラムが京都で開催されることとなり，本学はこのフォーラムに貢献すべく，本学・立石聡明教授がこのフォーラムのセッション「IGF 2023 Open Forum #58 Child online safety: Industry engagement and regulation」にてパネリストとして参加し，日本におけるインターネット上の有害情報対策の現状などについて発言した。また，京都で開催されることから，学生の積極的な現地での参加を促し，学内にもリモートハブを設置して遠隔での視聴を可能にするなど，学生及び教職員の研鑽の場とするとともに，IGF 京都の活性化にも貢献した。【資料 A-1-2】

また，IGF の京都開催に合わせて，本学は日本で初となる SIG (School on Internet

Governance) 事務局を学内に設置し、様々な方面からインターネットガバナンスについて考える全6回からなるSIG Japanを開催し、公開による勉強会を行った。IGF開催前日となる2023年10月7日にはIGFプレイベントとして、本学の学生および京都、全国の高校生・大学生・専門学校学生、一般社会人に対して、インターネットガバナンスに関する知識を身につけるべく、「これからのインターネットを担う若者のためのSIG (School on Internet Governance)」をテーマに公開講座を開催した。これは本学京都駅前サテライト大ホールで行われ、オンラインと対面のハイブリッド形式で実施した。IGF 事務局長チェンゲタイ・マサンゴ氏を招いての基調講演、IGFに参加するため来日した各国からの参加者たちがワークショップやパネルディスカッションなどを通じ、自由で開かれたインターネットの可能性を膨らませながら、AIなどの最新技術とどう折り合うかを思索・議論して学んだ。このプレイベントには本学学生だけでなく、IGFに参加するため来日したカンボジアの高校生や日本の他の大学生も参加し国際交流を深めた。

SIGの内容は録画され、現在もyoutubeで視聴可能となっている。

2024年以降も、日本の「国内IGF活動活発化チーム」のメンバーとして、リモートハブの設置など、インターネットガバナンスに関する教育活動に力を入れる予定である。



「IGFプレイベント 基調講演 国連IGF事務局長 チェンゲタイ・マサンゴ氏 (2023/10/7)」【資料 A-1-3 より抜粋】



「IGFプレイベント パネルディスカッション (2023/10/7)」【資料 A-1-3 より抜粋】

- 【資料 A-1-1】 総務省 IGF ウェブページ
- 【資料 A-1-2】 IGF パネリスト
- 【資料 A-1-3】 国連 IGF 事務局長
- 【資料 A-1-4】 SIG ウェブページ
- 【資料 A-1-5】 SIG YouTube

2. 大学施設を利用した社会連携

本学は、京都市内の百万遍と京都駅前という大変利便性の高い立地にある。これらを活用して業界団体と共催でのセミナー開催や学会への会場貸し出しなどを行っており、本学による社会連携の場として機能している。さらにグループ校の京都コンピュータ学院の学生の参加も含めた音楽会やセミナーを開催している。

2-1. 日本観光情報学会への会場貸し出し

2023年10月21-22日の日程で、観光情報学会第24回研究発表会が開催され、本学京都駅前サテライトをその会場として貸し出した。本学からは「観光IT」を学ぶ学生および助教が研究発表を行った。本学の専門分野の一つとして「観光IT」があるが、今回の研究発表会は本学観光IT専門分野の教員が中心となって準備を進め、学会メンバーのほか本学で「観光IT」を学ぶ学生たちも多数参加した。

- 【資料 A-1-6】 観光情報学会ウェブページ

2-2. ChatGPT/生成AIワークショップ

本学及びグループ校の京都コンピュータ学院の学生とBIPROGY株式会社の研究員が相互交流し、様々な学術・研究の協力関係を築くことにより次代を担うIT人材を育成することを目的として、産学連携協定が締結され、その連携事業を推進する組織として本学では「未来環境ラボ」を設置している。本ラボが、多様な学びの場として主催・共催している勉強会（テーマ：深層学習、画像認識、機械翻訳、プログラム自動評価、SportsTech、高速トレーディング技術、文字コード、画像処理技術など）やハッカソンには、本学教員や学生およびBIPROGY株式会社の関係者に加え、他学の学生、IT企業の研究員、ソフトウェアエンジニアも参加して、活発にディスカッションを行い、それに基づき研究・開発活動を進めている。

2023年6月に本学未来環境ラボが主体となり、本学学生およびグループ校の京都コンピュータ学院学生を対象とした「ChatGPT/生成AIワークショップ」を開催した。人工知能の専門家とともに生成AIの未来について議論し、成果発表を行った。

ワークショップには本学と産学連携協定しているBIPROGY株式会社の研究員はじめ、株式会社スクウェア・エニックスや理化学研究所、東京大学などでゲームにおける人工知能を研究し、大型ゲームの人工知能を製作している三宅陽一郎先生による「生成AIとデジタルゲームの未来」と題した特別講演が行われた。

【資料 A-1-7】 京都情報大学院大学 ウェブニュース (ChatGPT/生成 AI ワークショップ)

2-3. APOL0 (Advancement of POLarimetric Observations) 第4回シンポジウムへの会場貸し出し

2024年11月に気候変動(温暖化)問題など、地球環境解析に取り組む先進的な研究者が集うシンポジウムが、本学京都駅前サテライトで開催される。これはJAXAからの委託による研究を行っている本学の地球環境リモートセンシングセンターがオーガナイザーとなり開催することが予定されている。

【資料 A-1-8】 APOL02024 ウェブページ

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

「A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供」に関して

1. 公開講座
2. 大学施設を利用した社会連携

の点からその活動を上に記述した。

これらの活動は地域社会への貢献という大学の役割を果たすべく、今後とも継続して大学施設の開放や公開講座を実施していく。特に「インターネット・ガバナンス・フォーラム」に関しては毎年行われる同フォーラムへ日本からの一参加者として、積極的な意見交換などを行う所存である。またこれらの活動を本学学生への教育へと還元していく。

A-2. 行政・企業との連携

<<A-2の視点>>

A-2-① 大学の知の拠点をつまえた行政・企業との関係

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 大学の知の拠点をふまえた行政・企業との関係

1. 安全なドメインの提供(ドット京都)

インターネット上に存在するコンピュータやネットワークを識別し、階層的に管理するために登録されている名称であるドメインについては米国の公益法人ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が管理・統括をしているが、平成23(2011)年にICANNがトップレベルドメイン(TLD:ドメイン名をドットで分割した際の最後の項目。例えば、××.co.jpのjp)の新規導入の大幅自由化の方針を打ち出した。これにより、ニューヨークやパリなどの地理的名称TLD開設も可能となり、本学も京都TLD(.kyoto:ドット京都)の管理事業者(レジストリ)として名乗りを上げた。地理的名称TLDの管理事

業者となるためには、その地域の行政の支持が必要とされており、本学は京都府の支持を受け、京都府との連携のもと、平成 24 (2012) 年に ICANN に対しドット京都のレジストリ申請を行い、審査プロセスを経た後、平成 26 (2014) 年に ICANN との間でレジストリ契約を締結した。翌平成 27 (2015) 年 1 月 28 日にルートゾーンに“KYOTO”が登録され、京都ドメインの運用が開始された。学校法人が地理的名称 TLD のレジストリを務めるのは世界でも初めてのことである。

インターネット上の膨大な情報には、知的探求の手助けやビジネスチャンスを促進するなど有益な面もある一方で、有害サイトが多数存在し、信頼性に欠ける情報や犯罪を助長する情報などが流布される状況がみられる。この現状は、営利目的の管理事業者がドメインの違法利用等を放置していることにも遠因を求めることができる。この点、ドット京都では、京都府に関係のある者に登録を限定し、有害サイト等への利用についても禁止し、クリーンで安心・安全な TLD の実現を目指している。これは販売対象を限定することになるので、TLD のレジストリが営利企業である場合には採用できない方針であるが、学校法人である本学が TLD を管理することで可能となる。ドット京都事業では産官学のオール京都で推進し、京都府全体の価値の向上への貢献を目標に掲げており、本学では京都府・京都市と連携を図りながら「.kyoto」を通じた京都のためのサイバー空間の構築と京都ブランド力の強化を行っている。

【資料 A-2-1】 ドット京都 ウェブページ

2. 京都府警との連携

本学大学院と京都コンピュータ学院が 2016 年に京都府警と締結した「サイバー空間の脅威への対処を担う優秀な人材の育成に関する協定」に伴う集中講義を継続して実施している。府警がサイバー犯罪捜査の中核を担えるよう育成している警察官を対象に、本学教授陣がサイバー空間の脅威への対処に必要な情報通信技術の高度で専門的な知識を修得できるよう講義をしている。

講義は基礎に始まり、サイバー犯罪捜査につながる具体的な専門的内容についても触れながら進められている。受講生からは、毎年多くの情報処理技術者試験合格者が出ており、2017 年には講義担当者代表して内藤昭三教授が府警から感謝状を受けた。

【資料 A-2-2】 京都情報大学院大学ウェブニュース (京都府提携)

【資料 A-2-3】 京都情報大学院大学ウェブニュース (京都府警感謝状)

【資料 A-2-4】 京都情報大学院大学ウェブニュース (京都府警研修継続)

3. 一般社団法人日本 IT 団体連盟との連携

本学理事長は一般社団法人日本 IT 団体連盟 (IT 連盟) 代表理事・筆頭副会長として、2022 年 12 月 3 日に、政府主催「国際女性会議 WAW! (WAW! 2022)」(World Assembly for Women) に招かれた。これは日本政府の最重要課題の一つであるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを国内外で実現するための取り組みの一環で、世界で活躍するトップリーダーが参加して、様々な課題を議論するものである。長谷川理事長は、「分科会 3 :

女性とデジタル・STEM 教育」に登壇し STEM 分野への日本の女性の進出が低いことに関して、その原因を教育制度や高校での進路指導との関わりについて説明し、改革に向けての提言を行った。

【資料 A-2-5】 WAW2022 への参加（外務省ウェブサイト）

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

「A-2-① 大学の知の拠点をふまえた行政・企業との関係」に関して

本学では行政や産業界との連携を積極的に図っているが、①各種協定に基づく協力関係を強力に推し進めるとともに、②必要に応じて新たな提携についても、その可能性を探っていく所存である。それにより、社会が求める高度専門職業人の育成という専門職大学院としての使命を果たしていきたいと考えている。

【基準 A の自己評価】

本学は地域社会との連携のために、大学施設の貸し出しや一般向けの公開講座の開催やインターネット上での公開講座の提供などを行っている。特に「インターネット・ガバナンス・フォーラム」に関しては、日本全体でのこのフォーラムへの関心が薄いと感じられるところから、本学が積極的な関与を示していく所存である。

また、地元行政府である京都府との包括提携を締結によるサイバー京都研究所設置(2014年)や、サイバー空間における京都ブランド確立を目指すトップレベルドメイン「ドット京都」の運営、京都府警との協定による高度な ICT 知識を有する警察官の育成など様々な面から、また様々な組織との連携を今後も継続し、強固にしていく所存である。

V. 特記事項

1. 外国人特別研究員による高校への最新技術紹介

2022年8月より1年間の計画で、日本学術振興会（JSPS）の外国人研究者招聘事業による特別研究員として張光子先生（中国・北方工業大学在籍）が本学教員とともに研究活動を行っていた。日本学術振興会のサイエンス・ダイアログ（世界各国より日本の大学・研究機関等へ研究のために滞在している優秀な若手外国人研究者を講師として高等学校等に派遣し、自身の研究や出身国に関する内容をテーマに英語によって講義するプログラム）の事業として、2023年2月8日、奈良市にある私立 帝塚山高等学校に招かれ、VR（仮想現実）など張先生が研究中の最新技術を題材にした英語による授業を担当した。張先生は本学でVRの最先端技術について研究しており、歴史のある京都をVRビデオで収録し、様々な文化や歴史的遺産をインタラクティブに紹介するコンテンツを制作した。その過程のなかでVRの新しい表現手段を発見しながら、国際的な相互理解の一助にもつなげる活動を行っている。

2. 教養教育の実践

最近ではIT技術者にもアートや音楽などを通して、感性を磨くことが重要であると言われている。本学では2023年度秋学期より、ピアニストである多川響子教授による「音楽概論」、真野宏子教授による「西洋美術史概論」、2024年春学期より同教授の「近現代美術史概論」、さらにバイオリニストである劉薇教授による「アジアの近現代音楽」など、教養教育としての音楽・美術の科目を充実させている。設計時より音響効果を重要視した本学、京都駅前サテライト大ホールや百万遍校本部棟新校舎多目的ホールでの授業は各年代の代表的な音楽家紹介とその楽曲の演奏、そして歴史的な背景などを鑑み、曲にかけた思いや感情を考察する内容である。また、国際的に活躍している音楽家とのミニコンサートなども実施し、これら授業を通し、学生には技術面だけではなく、自分自身の内面を磨き、豊かな人間性が醸成されることを期待している。



「帝塚山高等学校での授業風景」



「鷺見恵理子&多川響子デュオコンサート」

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	第 83 条の目的に沿い教育研究を行い，修了生を輩出している。	1-1
第 85 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	1-2
第 87 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 88 条	○	学校教育法第 88 条の規定に基づき専門職大学院設置基準が定められ，学部を持たない専門職大学院である本学はそれを遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 90 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 92 条	○	学長，副学長，教授，准教授，講師，助教および事務職員を置いている。また，いずれも 3～10 号においても満たしている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会に相当するものとして，大学院委員会を置いている。	4-1
第 104 条	○	同条 3 号に該当し，修了した者に対し専門職学位を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。特別の課程の設置をしていないため。	3-1
第 108 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価を行い，その結果を公表するとともに，当該大学の教育研究等の総合的な状況および専門職大学院の教育課程，教員組織その他の教育研究活動の状況について，政令で定める期間ごとに認証評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める項目について，毎年度公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員を置き，事務教務を行っている。	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 132 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	同条に定める各項目については，京都情報大学院大学学則に明記し，遵守している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則に学長が行う旨を定め，運用している。	4-1

第 28 条	○	該当する表簿について備え、保存している。	3-2
第 143 条	○	教授会に相当する大学院委員会を置いている。また必要に応じて、学長の命により、専門委員会等を立ち上げ各種検討を行っている。	4-1
第 146 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 147 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 148 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 149 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 150 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 151 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 152 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 153 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 154 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 161 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 162 条	○	転学については、京都情報大学院大学学則に定めている。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は、京都情報大学院大学学則に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える旨、京都情報大学院大学学則に明記している。	3-1
第 164 条	—	該当なし。特別の課程の設置をしていないため。	3-1
第 165 条の 2	○	「卒業又は修了の認定に関する方針」はディプロマ・ポリシー、 「教育課程の編成及び実施に関する方針」はカリキュラム・ポリシー、 「入学者の受入れに関する方針」はアドミッション・ポリシーで定められ、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性をもち定めており、遵守している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「自己点検・評価に関する規程」を定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	同条の 2 に定められている各項目について、毎年度情報を更新し、ウェブにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	修了要件を満たした者には学位記を授与しており、遵守している。	3-1
第 178 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1
第 186 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令、大学設置基準の定めるところにより本学を設置するとともに、自己点検・評価結果、認証評価結果を踏ま	6-2 6-3

		え、教育研究活動等について不断の見直しを行い、水準の向上に努めている。	
第2条	○	京都情報大学院大学学則第2条に目的を明記している。	1-1 1-2
第2条の2	○	「入学者の受入れに関する方針」はアドミッション・ポリシーで定め、遵守している。	2-1
第3条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	1-2
第4条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	1-2
第5条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	1-2
第6条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員および事務職員等からなる教育研究実施組織を編制している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	必修科目「リーダーシップセオリー」に加え、各専門分野2科目を主要科目として設定し、専任の教授または准教授が代表教員として授業を設計して統括し、他の教員と分担して担当している。また、「反転授業」を支援して学生をサポートするための認定TAを設置し、必要に応じて授業を支援している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし。現在、授業を担当しない教員はいないため。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	—	専門職大学院であるため、本法令は該当しないが、教員数については、平成15年文部科学省告示第53号に従い、配置している。	3-2 4-2
第11条	○	高等教育・学習革新センター（CTLE）を設置してFDを実施している。また、職員として必要な知識を習得するためのSDを開催するなど組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長選考規程により、法令に従い、適切に運用している。	4-1
第13条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により、法令に従い、適切に運用している。	3-2 4-2
第14条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により、法令に従い、適切に運用している。	3-2 4-2
第15条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により、法令に従い、適切に運用	3-2

		している。	4-2
第 16 条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により、法令に従い、適切に運用している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により、法令に従い、適切に運用している。ただし、現在、助手は不在である。	3-2 4-2
第 18 条	○	定員（入学定員、収容定員）については、京都情報大学院大学学則第 38 条に明記し、教室などの設備や教員数などを考慮しつつ、定員に沿って学生数を管理している。	2-1
第 19 条	○	「卒業又は修了の認定に関する方針」はディプロマ・ポリシー、「教育課程の編成及び実施に関する方針」はカリキュラム・ポリシーで定め、教育課程を適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	各授業科目を必修科目と選択科目に分けて編成している。	3-2
第 21 条	○	履修規程において授業方法に応じた授業時間による単位を明記し、各授業科目についてあらかじめ単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	学年・学期の始まりと終り、及び休業日については、京都情報大学院大学学則第 12 条、第 13 条、第 14 条に明記し、一年間の授業期間は遵守している。	3-2
第 23 条	○	通常科目は十五週で実施し、十週で実施する授業や集中講義などは十五週相当の授業時間を確保するよう設計し、遵守している。	3-2
第 24 条	○	教室の収容人数等を考慮し、十分な教育効果を上げられるような適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	専門職大学院設置基準第 8 条に基づき、授業は講義または実習で、事例研究やグループワークを取り入れ、討論、質疑応答を行っている。授業は KING-LMS（学習管理システム）を活用してコンテンツへのアクセスが出来るようにしている。また、教室及びオンラインで学生が参加可能なハイフレックス仕様教室も備え、多様なメディアを利用して履修できるようにし、オンライン授業においても双方向、多方向での討論、質疑応答ができるようにしている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに授業の計画、評価方法についてはシラバスに明記している。また、予定する授業については学生便覧及びコースパスウェイから確認可能にしている。修了の認定については、学位規程に定め、学生便欄で修了要件を示している。	3-1
第 26 条	○	社会人学生がリアルタイムでも参加できるよう配慮し、6 限及び 7 限（18:30-21:40）に授業を実施する科目もある。	3-2
第 27 条	○	シラバス記載の評価方法により学修の成果を評価して単位認定している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程（第 6 条）において「1 学期間に履修可能な単位数の上限は 18 単位とする。」と定めている。	3-2

第 27 条の 3	—	該当なし。連携開設科目を設置していないため。	3-1
第 28 条	○	大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用し、履修規程（第 9 条）において他の大学院で修得した単位について定めている。	3-1
第 29 条	○	大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用し、履修規程（第 9 条）において他の大学院で修得した単位について定めている。	3-1
第 30 条	○	大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用し、履修規程（第 9 条）において他の大学院で修得した単位について定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	長期履修学生制度については、京都情報大学院大学学則第 8 条、長期履修学生規程において定め、また、修業年限に応じて 1 学期間に履修可能な単位数の上限を定め、遵守している。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、京都情報大学院大学学則第 26 条、科目等履修規程において定め、教育に支障のないよう、適当な人数の範囲で受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	—	該当なし。専門職大学院設置基準第 15 条（専門職学位課程の修了要件）に遵守。	3-1
第 33 条	—	該当なし。授業時間制をとっていないため。	3-1
第 34 条	—	該当なし。第 59 条により適用しない。	2-5
第 35 条	—	該当なし。第 59 条により適用しない。	2-5
第 36 条	○	専門職大学院設置基準第 17 条（施設及び設備等）に定められた専用の施設を備えた校舎を有する。	2-5
第 37 条	—	該当なし。第 59 条により適用しない。	2-5
第 37 条の 2	—	該当なし。第 59 条により適用しない。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料を備えた図書室を設置している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。掲げられる学部・学科を設置していないため。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。掲げられる学部・学科を設置していないため。	2-5
第 40 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境を整えている。新校舎を開設し、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	京都情報大学院大学学則第 2 条に定める目的にふさわしい名称を第 1 条に明記している。	1-1
第 41 条	—	該当なし。学部等連携課程を設置していないため。	3-2
第 42 条	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	2-5

第 42 条の 8	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。専門職学科を設置していないため。	2-5
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していないため。	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していないため。	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同学科を設置していないため。	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同学科を設置していないため。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。第 59 条により適用しない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。第 59 条により適用しない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。共同学科を設置していないため。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	4-2
第 58 条	—	該当なし。外国に学部等を設置していないため。	1-2
第 59 条	○	学校教育法第百三条に定める大学に当たるため。	2-5
第 61 条	—	該当なし。新たに大学等を設置する予定がないため。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	—	該当なし。学部を持たない専門職大学院のため。	3-1
第 10 条	○	学位規程，学則に学位名を明記し，遵守している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を編成していないため。	3-1
第 13 条	○	京都情報大学院大学学則，履修規程，学位規程等に明記し，遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 2 章に目的，設置する学校を定め，遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	役員等の報酬について支給しない旨，役員報酬等規定で定め，遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為を事務室に備えており，閲覧の請求があった場合は，閲覧できる状態している。	5-1
第 35 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 5 条に定め，遵守している。	5-2

			5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、学校法人京都情報学園寄附行為第 8 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 18 条に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、学校法人京都情報学園寄附行為第 3 章に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、学校法人京都情報学園寄附行為第 6 条、第 7 条に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 8 条に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 11 条に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 20 条に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	○	第 42 条に規定された事項について、学校法人京都情報学園寄附行為第 22 条に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 23 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、学校法人京都情報学園寄附行為第 24 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は生じたことはないが、万が一発生した場合は本条を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は生じたことがないが、万が一発生した場合は本条を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の学校法人または第三者に対する損害賠償責任は生じたことがないが、万が一発生した場合は本条を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法令に従い、適切に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 43 条に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 33 条に定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 35 条に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	学校法人京都情報学園寄附行為第 36 条に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	役員等の報酬について支給しない旨、役員報酬等規定で定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は、学校法人京都情報学園寄附行為第 39 条に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、学校法人京都情報学園寄附行為第 37 条に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	同条 2 項, 3 項に該当し, 京都情報大学院大学学則第 2 条, 第 3 条に明記している。	1-1
第 100 条	○	1 研究科を設置し, 京都情報大学院大学学則第 5 条に明記している。	1-2
第 102 条	○	入学条件については, 京都情報大学院大学学則第 16 条, 学生募集要項に明記し, 遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	入学条件については, 京都情報大学院大学学則第 16 条, 学生募集要項に明記し, 遵守している。	2-1
第 156 条	—	該当なし。入学条件を修士の学位としていない。	2-1
第 157 条	○	入学条件については, 京都情報大学院大学学則第 16 条, 学生募集要項に明記し, 遵守している。	2-1
第 158 条	○	自己点検・評価を行い, その結果を公表するとともに, 当該大学の教育研究等の総合的な状況および専門職大学院の教育課程, 教員組織その他の教育研究活動の状について, 政令で定める期間ごとに認証評価を受け, 遵守している。	2-1
第 159 条	○	入学条件については, 京都情報大学院大学学則第 16 条, 学生募集要項に明記し, 遵守している。	2-1
第 160 条	○	入学条件については, 京都情報大学院大学学則第 16 条, 学生募集要項に明記し, 遵守している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令, 大学院設置基準の定めるところにより本学を設置するとともに, 自己点検・評価結果, 認証評価結果を踏まえ, 教育研究活動等について不断の見直しを行い, 水準の向上に努めており, 遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	京都情報大学院大学学則第 5 条第 2 項に, 本専攻の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	「入学者の受入れに関する方針」はアドミッション・ポリシーで定め, 入学条件については, 京都情報大学院大学学則第 16 条, 学生募集要項に明記している。入学者の選考は, 学則第 17 条に基づき,	2-1

		公正かつ適正な体制で実施されている。	
第2条	○	京都情報大学院大学学則第3条に明記している。	1-2
第2条の2	—	該当なし。夜間において教育を行う課程を設置していないため。	1-2
第3条	○	京都情報大学院大学学則第1条に目的を、第6条に修業年限を定め、遵守している。	1-2
第4条	—	該当なし。博士課程を設置していないため。	1-2
第5条	○	京都情報大学院大学学則第5条に明記し、遵守している。	1-2
第6条	○	京都情報大学院大学学則第5条に明記し、遵守している。	1-2
第7条	○	組織規程に基づき、本専攻の目的にふさわしい組織を整備している。	1-2
第7条の2	—	該当なし。現在のところ、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科の設置はしていないため。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の基本組織がないため。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究実施組織等については、各種規程を整備し、学長のリーダーシップの下、適切に行っており、その支援体制も構築している。教員や事務職員の配置、協力体制も整っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により、法令に従い、適切に運用している。	3-2 4-2
第9条の3	○	高等教育・学習革新センター（CTLE）を設置してFDを実施している。また、職員として必要な知識を習得するためのSDを開催するなど組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	定員（入学定員、収容定員）については、京都情報大学院大学学則第38条に明記し、教室などの設備や教員数などを考慮しつつ、定員に沿って学生数を管理している。	2-1
第11条	—	該当なし。専門職大学院設置基準第6条を遵守。	3-2
第12条	○	授業及び必修科目のマスタープロジェクトにより教育を行っている。必要に応じて教員または学生が授業の補助をしている。	2-2 3-2
第13条	—	該当なし。専門職大学院設置基準第45条1項により除外。	2-2 3-2
第14条	○	6限（18:30-20:00）及び7限（20:10-21:40）に授業を実施する科目や長期休暇期間中の集中講義を実施している。	3-2

第 14 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに授業の計画，評価方法はシラバスに明記している。また，予定する授業については学生便覧及びコースパスウェイから確認可能にしている。修了の認定については，学位規程に定め，学生便覧で修了要件を示している。	3-1
第 15 条	○	大学設置基準第 21 条から第 25 条まで，第 27 条，第 28 条第 1 項，第 29 条，第 30 条第 1 項，第 4 項，第 30 条の 2 並びに第 31 条を準用している。なお，他の大学院等で修得した単位の認定は，専門職大学院設置基準第 13 条および第 14 条に基づき修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとしている。大学設置基準第 19 条の 2，第 27 条の 3 においては該当なし。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了の要件は，「京都情報大学院大学学則」第 9 条に定めている。なお，大学設置基準第二十七条の三に準拠する連携開設科目は設置していないため該当しない。	3-1
第 17 条	-	該当なし。博士課程を設定していないため。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な施設と設備等を備えている。	2-5
第 20 条	○	教員数及び学生数に応じて教育研究に必要な機械等を備えている。	2-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料を備えた図書室を設置している。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障のない範囲で研究所と一部の施設を共用している。	2-5
第 22 条の 2	-	校地が一つのため該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院に求められる教育研究環境を整備している。新校舎を開設し，環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は，研究科等として適当であり，京都情報大学院大学学則第 2 条に定める目的，及び第 5 条第 2 項に定める本専攻の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	○	本研究科は教育研究上の目的に応じた適当な規模内容を有している。	1-1 1-2
第 24 条	○	専門職大学院設置基準第 17 条（施設及び設備等）に遵守し，必要に応じた十分な規模の施設を有している。	2-5
第 25 条	-	該当なし。通信教育を行う課程を設置していないため。	3-2
第 26 条	-	該当なし。通信教育を行う課程を設置していないため。	3-2
第 27 条	-	該当なし。通信教育を行う課程を設置していないため。	3-2 4-2
第 28 条	-	該当なし。通信教育を行う課程を設置していないため。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	該当なし。通信教育を行う課程を設置していないため。	2-5
第 30 条	-	該当なし。通信教育を行う課程を設置していないため。	2-2

			3-2
第 30 条の 2	-	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を置いていないため。	3-2
第 31 条	-	該当なし。本条項が専門職大学院を除いているため。	3-2
第 32 条	-	該当なし。本条項が専門職大学院を除いているため。	3-1
第 33 条	-	該当なし。本条項が専門職大学院を除いているため。	3-1
第 34 条	-	該当なし。本条項が専門職大学院を除いているため。	2-5
第 34 条の 2	-	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため。	3-2
第 34 条の 3	-	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため。	4-2
第 42 条	-	該当なし。博士課程を設置していないため。	2-3
第 43 条	○	京都情報大学院大学学則第 31 条, 32 条, 33 条で学費について定め, 奨学規程および奨学金貸与規程において経済的負担の軽減を図るための措置について定め, 入学志願者には学生募集要項, HP 等で, 在学生には学生便覧で周知している。	2-4
第 45 条	-	該当しない。外国に研究科, 専攻等を設けていないため,	1-2
第 46 条	-	該当なし。新たに大学等を設置する予定がないため。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準の定めるところにより本学を設置するとともに, 自己点検・評価結果, 認証評価結果を踏まえ, 教育研究活動等について不断の見直しを行い, 水準の向上に努めており, 遵守している。	6-2 6-3
第 2 条	○	京都情報大学院大学学則第 2 条に目的, 第 5 条に専攻の目的, 第 6 条に修業年限を定め, 遵守している。	1-2
第 3 条	○	標準修業年限の特例は「京都情報大学院大学学則」第 9 条に定め, 遵守している。	3-1
第 4 条	○	教育研究実施組織等については, 各種規程を整備し, 学長のリーダーシップの下, 適切に行なっており, その支援体制も構築している。教員や事務職員の配置, 協力体制も整っている。	3-2 4-2
第 5 条	○	教育職員任用・昇任に関する内規により, 法令に従い, 適切に運用している。	3-2 4-2
第 5 条の 2	○	高等教育・学習活動の継続的な改善・革新を目的として, 「高等教育・学習革新センター」主導の FD や, 産業界の技術動向やニーズを知るため, 一般社団法人京都府情報産業協会(京情協)等との共催セミナーの開催などを行っている。	3-2 3-3 4-2

第 6 条	○	教育課程連携協議会において産業界等の委員の方々と毎年度末に開く会議での意見を踏まえ、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 6 条の 2	○	教育課程連携協議会規程に基づき構成された者により、教育課程連携協議会を毎年度実施している。	3-2
第 6 条の 3	-	該当なし。連携開設科目を設けていないため。	3-2
第 7 条	○	教室の収容人数等を考慮し、十分な教育効果を上げられるような適切な人数としている。	2-5
第 8 条	○	授業は事例研究やグループワークを取り入れ、討論、質疑応答を行っている。教室及びオンラインで学生が参加可能なハイフレックス仕様教室も備え、多様なメディアを利用して履修できるようにし、オンライン授業においても双方向、多方向での討論、質疑応答ができるようにしている。	2-2 3-2
第 9 条	—	該当無し。通信教育を行っていないため。	2-2 3-2
第 10 条	○	授業の方法及び内容並びに授業の計画はシラバスに明記している。予定する授業については学生便覧及びコースパスウェイから確認可能にしている。授業の評価方法は各授業シラバスで、マスタープロジェクトはマスタープロジェクト運用マニュアルで明示されている。	3-1
第 11 条	○	履修規程（第 6 条）において「1 学期間に履修可能な単位数の上限は 18 単位とする。」と定めており、遵守している。	3-2
第 12 条	○	該当なし。連携開設科目を設けていないため。	3-1
第 13 条	○	履修規程（第 9 条）において、定め、遵守している。	3-1
第 14 条	○	履修規程（第 9 条）において、定め、遵守している。	3-1
第 15 条	○	専門職学位課程の修了の要件は、「京都情報大学院大学学則」第 9 条に定めており、遵守している。	3-1
第 16 条	○	「京都情報大学院大学学則」第 9 条に定めている。	3-1
第 17 条	○	専門職大学院の目的に照らし、教育研究環境を整えている。新校舎を開設し、環境の整備に努めている。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	2-1
第 20 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	2-1

第 21 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 22 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 23 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 24 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 25 条	—	該当なし。法科大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 26 条	—	該当なし。教職大学院の課程を開設していないため。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし。教職大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 28 条	—	該当なし。教職大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 29 条	—	該当なし。教職大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 30 条	—	該当なし。教職大学院の課程を開設していないため。	3-1
第 31 条	—	該当なし。教職大学院の課程を開設していないため。	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程の編成していないため。	3-2
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程の編成していないため。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程の編成していないため。	3-1
第 42 条	—	該当なし。共同国際連携教育課程の編成をしていないため。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修了要件を学生便覧で学生へ公開し、規定された修了認定基準と方法によって運用している。京都情報大学院大学学則、履修規程、学位規程等に明記し、遵守している。	3-1
第 4 条	—	該当なし。博士課程を設定していないため。	3-1
第 5 条	—	該当なし。学位の授与に係る審査にあたり、他の大学院又は研究所等の教員等は関わっていないため。	3-1
第 12 条	—	該当なし。博士課程を設定していないため。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 2 条	—		3-2
第 3 条	—		2-2 3-2
第 4 条	—		3-2

第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		2-5
第10条	—		2-5
第11条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人京都情報学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	大学案内 2024		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	京都情報大学院大学学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2024 年度学生募集要項, 2024 年度外国人留学生募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	2024 学生便覧		
【資料 F-6】	事業計画書		

	2024 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	規程一覧，規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人京都情報学園理事・監事・評議員名簿等	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2023 年度 授業シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価指摘事項対応状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	本学ウェブサイト建学の理念と設置の趣旨	
【資料 1-1-2】	本学ウェブサイト本学の使命・目的	
【資料 1-1-3】	京都情報大学院大学学則 P1	【資料 F-3】
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人京都情報学園理事・監事・評議員名簿等	【資料 F-10】
【資料 1-2-2】	全体会議資料抜粋	
【資料 1-2-3】	学生便覧 目次，建学の精神，P74 学則抄	【資料 F-5】
【資料 1-2-4】	新入生オリエンテーション資料（抜粋）	
【資料 1-2-5】	本学ウェブサイト 本学の使命・目的	【資料 1-1-2】
【資料 1-2-6】	大学案内 2024 P4 建学の理念，本学の使命・目的	【資料 F-2】
【資料 1-2-7】	学校法人京都情報学園中期事業計画（2024-2028）	
【資料 1-2-8】	本学ウェブサイト 教育目標と 3つのポリシー	
【資料 1-2-9】	学生便覧 P2-4 教育目標と 3つのポリシー	【資料 F-5】
【資料 1-2-10】	組織規程	【資料 F-9】
【資料 1-2-11】	大学案内 2024 P74-85 教員紹介	【資料 F-2】

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ウェブサイト アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	大学案内 2024 P4 アドミッション・ポリシー	【資料 F-2】
【資料 2-1-3】	2024 年度学生募集要項 P2	【資料 F-4】

【資料 2-1-4】	2024 年度外国人留学生募集要項 P1	【資料 F-4】
【資料 2-1-5】	大学院説明会で使用している PPT 抜粋	
【資料 2-1-6】	入学者選考規程	【資料 F-9】
【資料 2-1-7】	研究科，専攻別の志願者数，合格者数，入学者数の推移（過去 3 年間）	【共通基礎様式 2(学生)】
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	新入生カリキュラム説明資料（抜粋）	
【資料 2-2-2】	開講科目一覧	
【資料 2-2-3】	コースパスウェイ	
【資料 2-2-4】	学生便覧 P23-42	【資料 F-5】
【資料 2-2-5】	シラバス検索・Web 履修申請マニュアル	
【資料 2-2-6】	履修追加申請書	
【資料 2-2-7】	Withdraw 申請書	
【資料 2-2-8】	学生面談記録（履修相談時）	
【資料 2-2-9】	オフィスアワー	
【資料 2-2-10】	学費延納申請書	
【資料 2-2-11】	英語による科目シラバス 例	
【資料 2-2-12】	英語による科目授業資料 例	
【資料 2-2-13】	担当科目終了報告記入例	
【資料 2-2-14】	学業に関する個別相談	
【資料 2-2-15】	学習に関する相談窓口	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「リーダーシップセオリー」「ICT 実践コミュニケーション」等のシラバス	【資料 F-12】
【資料 2-3-2】	2023 年度実施 インターンシップ	
【資料 2-3-3】	プレガイダンス	
【資料 2-3-4】	2023 年度就職ガイダンス	
【資料 2-3-5】	外部講師による就職ガイダンスの案内	
【資料 2-3-6】	2023 年度学内企業説明会	
【資料 2-3-7】	秋入学プレガイダンス英語版資料	
【資料 2-3-8】	JETRO GLOBAL CAREER CONNECT 2023 案内	
【資料 2-3-9】	キャリア Navi 使用方法	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生への掲示（日英併記）（例）	
【資料 2-4-2】	事務書類（日英併記）（例）	
【資料 2-4-3】	留学生オリエンテーション資料	
【資料 2-4-4】	留学生対象修了生ガイダンス案内	
【資料 2-4-5】	留学生ハンドブック（抜粋）	
【資料 2-4-6】	2024 年度学生募集要項 P6 長期履修学生制度	【資料 F-4】
【資料 2-4-7】	学生便覧 P67 ハラスメント対策	【資料 F-5】
【資料 2-4-8】	ハラスメント防止について（新入生オリエンテーション資料）2024	
【資料 2-4-9】	ハラスメント対応窓口案内	
【資料 2-4-10】	ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 2-4-11】	シャトルバス運行表	
【資料 2-4-12】	学生交流会からのイベント案内	
【資料 2-4-13】	学生会からのイベント案内	
【資料 2-4-14】	学生便覧 P57-59 保険加入案内	【資料 F-5】
【資料 2-4-15】	学生便覧 P51 学生相談室の案内	【資料 F-5】

【資料 2-4-16】	健康診断のお知らせ	
【資料 2-4-17】	大学独自の奨学金給付・貸与状況	【表 2-7】
【資料 2-4-18】	奨学金候補者選考委員会規程	【資料 F-9】
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	京都本校百万遍キャンパス本部棟写真	
【資料 2-5-2】	情報処理設備運用規程	【資料 F-9】
【資料 2-5-3】	危機管理マニュアル	
【資料 2-5-4】	主要な実習用ソフトウェア一覧	
【資料 2-5-5】	図書室規程	【資料 F-9】
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価の結果 例	
【資料 2-6-2】	担当科目終了報告書 例	
【資料 2-6-3】	学生便覧 P51 学校への意見・要望メール	【資料 F-5】
【資料 2-6-4】	2023 年度学生生活満足度調査	
【資料 2-6-5】	学費納入状況（学生情報管理）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧 P4	【資料 F-5】
【資料 3-1-2】	京都情報大学院大学学則 P2	【資料 F-3】
【資料 3-1-3】	学生便覧 P77	【資料 F-5】
【資料 3-1-4】	京都情報大学院大学履修規程	
【資料 3-1-5】	学生便覧 P79	【資料 F-5】
【資料 3-1-6】	学生便覧 P39-41	【資料 F-5】
【資料 3-1-7】	2024 年度春学期_新入生オリエンテーション資料（修了要件など抜粋）	
【資料 3-1-8】	2023 年度 授業シラバス	【資料 F-12】
【資料 3-1-9】	マスタープロジェクト (MP) 運用マニュアルの達成度評価表 (抜粋)	
【資料 3-1-10】	学生便覧 P41	【資料 F-5】
【資料 3-1-11】	2023 年度秋学期 授業報告会資料	
【資料 3-1-12】	学生便覧 P41 「学業成績」第 7 項	【資料 F-5】
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2024 年度春学期_新入生オリエンテーション資料（カリキュラム・ポリシー抜粋）	
【資料 3-2-2】	各専門分野のコースパスウェイ	
【資料 3-2-3】	2024 年度春学期_新入生オリエンテーション資料（抜粋）	
【資料 3-2-4】	学生便覧 P28-38 「科目一覧」	【資料 F-5】
【資料 3-2-5】	修了証明書の例	
【資料 3-2-6】	2023 年度 授業シラバス	【資料 F-12】
【資料 3-2-7】	学生便覧 P38	【資料 F-5】
【資料 3-2-8】	2024 年度春学期_新入生オリエンテーション資料（修了要件など抜粋）	【資料 3-1-7】
【資料 3-2-9】	2023 年度秋学期末 AC-PS 説明会資料（抜粋）	
【資料 3-2-10】	認定 TA 研修資料（抜粋）	
【資料 3-2-11】	FD 研修資料（抜粋）	
【資料 3-2-12】	2023 年度秋学期授業報告会資料	【資料 3-1-11】
【資料 3-2-13】	2023 年度秋学期 担当科目終了報告記入例	

【資料 3-2-14】	教員相互による授業評価フォーマット	
【資料 3-2-15】	2023 年度秋学期 学生および教員相互による授業評価の結果 (抜粋)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2023 年度秋学期授業報告会資料	【資料 3-1-11】

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	組織規程	【資料 F-9】
【資料 4-1-2】	京都情報大学院大学学則	【資料 F-3】
【資料 4-1-3】	入学者選考規程	【資料 F-9】
【資料 4-1-4】	学位規程	【資料 F-9】
【資料 4-1-5】	危機管理マニュアル	【資料 F-9】
【資料 4-1-6】	学校法人京都情報学園組織図	
【資料 4-1-7】	学生の講義受講に関連する不正行為に対する処分内規	
【資料 4-1-8】	事務分掌規程	【資料 F-9】
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教育職員選考規程	【資料 F-9】
【資料 4-2-2】	教育職員任用・昇任に関する内規	【資料 F-9】
【資料 4-2-3】	教員相互による授業評価フォーマット（日本語・英語）	
【資料 4-2-4】	学生による授業評価入力フォーム（日本語・英語）	
【資料 4-2-5】	一般社団法人京都府情報産業協会ウェブサイト（概要）	
【資料 4-2-6】	一般社団法人日本応用情報学会ウェブサイト	
【資料 4-2-7】	NAIS Journal Vol. 18	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2018 年度から 2023 年度 SD 実施・参加一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	一般社団法人日本応用情報学会ウェブサイト	
【資料 4-4-2】	NAIS Journal Vol. 18	
【資料 4-4-3】	京都情報大学院大学が「.kyoto」を管理運営（大学案内抜粋）	
【資料 4-4-4】	ブラジルで開催のインターネットガバナンスに関する会議に参加	
【資料 4-4-5】	公的研究費及び研究活動に係る不正行為の防止に関する規程	【資料 F-9】
【資料 4-4-6】	研究費等の取扱い内規	【資料 F-9】
【資料 4-4-7】	科学研究費助成事業の取り扱いに関する規程	【資料 F-9】
【資料 4-4-8】	科学研究費助成事業に関する運用規則	【資料 F-9】

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人京都情報学園寄附行為	【資料 F-1】
【資料 5-1-2】	組織規程	【資料 F-9】
【資料 5-1-3】	コンプライアンス規程	【資料 F-9】
【資料 5-1-4】	倫理委員会規程	【資料 F-9】
【資料 5-1-5】	公益通報に関する規程	【資料 F-9】
【資料 5-1-6】	京都情報大学院大学学則	【資料 F-3】
【資料 5-1-7】	大学院委員会運営規程	【資料 F-9】

【資料 5-1-8】	学校法人京都情報学園中期事業計画（2024-2028 年度）	【資料 F-9】
【資料 5-1-9】	ハラスメント防止ガイドライン	【資料 F-9】
【資料 5-1-10】	個人情報保護に関する規程	【資料 F-9】
【資料 5-1-11】	学生便覧 P18, P67	【資料 F-5】
【資料 5-1-12】	危機管理マニュアル	【資料 F-9】
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人京都情報学園寄附行為	【資料 F-1】
【資料 5-2-2】	学校法人京都情報学園理事・監事・評議員名簿等	【資料 F-10】
【資料 5-2-3】	令和 5 年度理事会・評議員会開催状況	【資料 F-10】
【資料 5-2-4】	大学院委員会運営規程	【資料 F-9】
【資料 5-2-5】	組織規程	【資料 F-9】
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	組織規程	【資料 F-9】
【資料 5-3-2】	学校法人京都情報学園寄附行為	【資料 F-1】
【資料 5-3-3】	学校法人京都情報学園監事監査規程	【資料 F-9】
【資料 5-3-4】	2024 年度学校法人京都情報学園監事監査計画書	
【資料 5-3-5】	学校法人京都情報学園内部監査規程	【資料 F-9】
【資料 5-3-6】	2024 年度内部監査計画書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人京都情報学園中期事業計画（2019-2023）	
【資料 5-4-2】	学生生徒納付金の推移	
【資料 5-4-3】	研究経費取得額の推移	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人京都情報学園寄附行為	【資料 F-1】
【資料 5-5-2】	会計・経理規程, 会計・経理規程施行細則	【資料 F-9】
【資料 5-5-3】	予算編成審議会規程	【資料 F-9】
【資料 5-5-4】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-5】	学校法人京都情報学園監事監査規程	【資料 F-9】
【資料 5-5-6】	2024 年度学校法人京都情報学園監事監査計画書	【資料 5-3-4】
【資料 5-5-7】	監事監査報告書	【資料 F-11】
【資料 5-5-8】	学校法人京都情報学園内部監査規程	【資料 F-9】
【資料 5-5-9】	2024 年度内部監査計画書	【資料 5-3-6】
【資料 5-5-10】	2023 年度内部監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	学校法人京都情報学園組織図	【資料 4-1-6】
【資料 6-1-2】	組織規程	【資料 F-9】
【資料 6-1-3】	自己点検・評価に関する規程	【資料 F-9】
【資料 6-1-4】	京都情報大学院大学学則	【資料 F-3】
【資料 6-1-5】	内部監査規程	【資料 F-9】
【資料 6-1-6】	教育課程連携協議会規程	【資料 F-9】
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2023 年度秋学期 学生および教員相互による授業評価の結果 (抜粋)	【資料 3-2-15】
【資料 6-2-2】	2023 年度秋学期 授業報告会資料	【資料 3-1-11】
【資料 6-2-3】	自己点検・評価委員会委員名簿	

【資料 6-2-4】	自己点検・評価委員会運営部会構成員	
【資料 6-2-5】	評価結果の公表（本学ウェブサイト）	
【資料 6-2-6】	Campus Plan 画面の例	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	数学教育検討会の大学院委員会への報告資料	
【資料 6-3-2】	「人工知能」専門分野検討の大学院委員会への報告資料	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	総務省 IGF ウェブページ	
【資料 A-1-2】	IGF パネリスト	
【資料 A-1-3】	国連 IGF 事務局長	
【資料 A-1-4】	SIG ウェブページ	
【資料 A-1-5】	SIG YouTube	
【資料 A-1-6】	観光情報学会ウェブページ	
【資料 A-1-7】	京都情報大学院大学ウェブニュース (ChatGPT 生成 AI ワークショップ)	
【資料 A-1-8】	APOL02024 ウェブページ	
A-2. 行政・企業との連携		
【資料 A-2-1】	ドット京都 ウェブページ	
【資料 A-2-2】	京都情報大学院大学ウェブニュース（京都府提携）	
【資料 A-2-3】	京都情報大学院大学ウェブニュース（京都府警感謝状）	
【資料 A-2-4】	京都情報大学院大学ウェブニュース（京都府警研修継続）	
【資料 A-2-5】	WAW2022 への参加（外務省ウェブサイト）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。